

# 第2次三股町男女共同参画プラン

改訂版

(計画期間:令和4年度~令和6年度)



令和4年3月

みまた

宮崎県 三股町





## 男女共同参画社会の実現をめざして

急速な少子高齢化に伴う人口減少、国が進める「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」に伴う個人の価値観やライフスタイルの多様化、家族や地域におけるつながりの希薄化のほか、国際化や情報化の進展など、男女共同参画を取り巻く状況は大きく変化してきており、これらに対応した取組も求められています。また、性別に関わらずお互いを尊重し、チャンスと責任を分かち合うことができる男女共同参画社会の実現が重要です。

本年度までは、平成 26 年度策定の「第 2 次三股町男女共同参画プラン（三股町 DV 防止基本計画を含む）」の基本理念の実現に向け「男女共同参画社会に向けた意識づくり」など 5 つの基本目標を掲げ、様々な活動を行ってまいりました。

そしてこのたび「第 2 次三股町男女共同参画プラン（三股町 DV 防止基本計画を含む）」の計画を見直し、令和 4 年度から 6 年度までの 3 年間を見通した「第 2 次三股町男女共同参画プラン（改訂版）」を策定しました。

改訂にあたっては、三股町女性活躍推進計画を盛り込み、策定以降の社会情勢の変化、これまで実施してきた施策を踏まえ、目標年度に向けてより実効性を高めていくものと致しました。

また、このプランの策定のため町民・役場職員・企業の意識調査を行いました。新型コロナウイルス感染症が蔓延するといったこれまでの日常とは違う環境の中であったため、少なからず影響を受けた調査結果もあろうかと存じますが、貴重なご意見と受け止め、計画に反映させていただきました。

今後は、このプランに基づき関係機関と連携を図り、町民の皆様と手を携え、施策の推進へ向け取り組んで参りますので、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本プランの策定にあたり、町民意識調査や企業意識調査等にご協力いただきました町民の皆様をはじめ、貴重なご意見・ご提言を頂きました三股町男女共同参画審議会の委員の方々に心から御礼申し上げます。

令和 4 年 3 月

三股町長 木佐貫 辰生





# 目次

## 第1章 計画の策定にあたって

---

- 1 計画策定の趣旨……………1
- 2 計画の位置づけ……………2
- 3 計画の期間……………4
- 4 策定体制及び住民意見の反映……………4

## 第2章 三股町の現状

---

- 1 統計調査結果……………7
- 2 アンケート調査からみえる現状……………10
- 3 現行計画評価……………20

## 第3章 計画の基本的な考え方

---

- 1 基本理念……………21
- 2 基本目標……………21
- 3 施策体系……………22

## 第4章 計画の内容

---

- 1 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた意識づくり……………23
- 2 基本目標Ⅱ 男女がともに個性と能力を発揮できる地域づくり……………31
- 3 基本目標Ⅲ 男女がともに活躍できる環境づくり……………39
- 4 基本目標Ⅳ 誰もが安心して暮らせるまちづくり……………53
- 5 基本目標Ⅴ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまちづくり……………58

## 第5章 推進体制

---

- 1 庁内の推進体制……………67
- 2 計画の進行管理……………67
- 3 国・県・関係機関との連携……………68
- 4 町民との協働によるプランの推進……………68

## 参考資料

---

- 1 男女共同参画推進のあゆみ（年表）……………69
- 2 三股町男女共同参画推進条例……………73
- 3 三股町男女共同参画審議会設置要綱……………76
- 4 三股町男女共同参画審議会委員名簿……………77



# 第 1 章 計画の策定にあたって





## 1 計画策定の趣旨

「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（第2条）と定義されています。

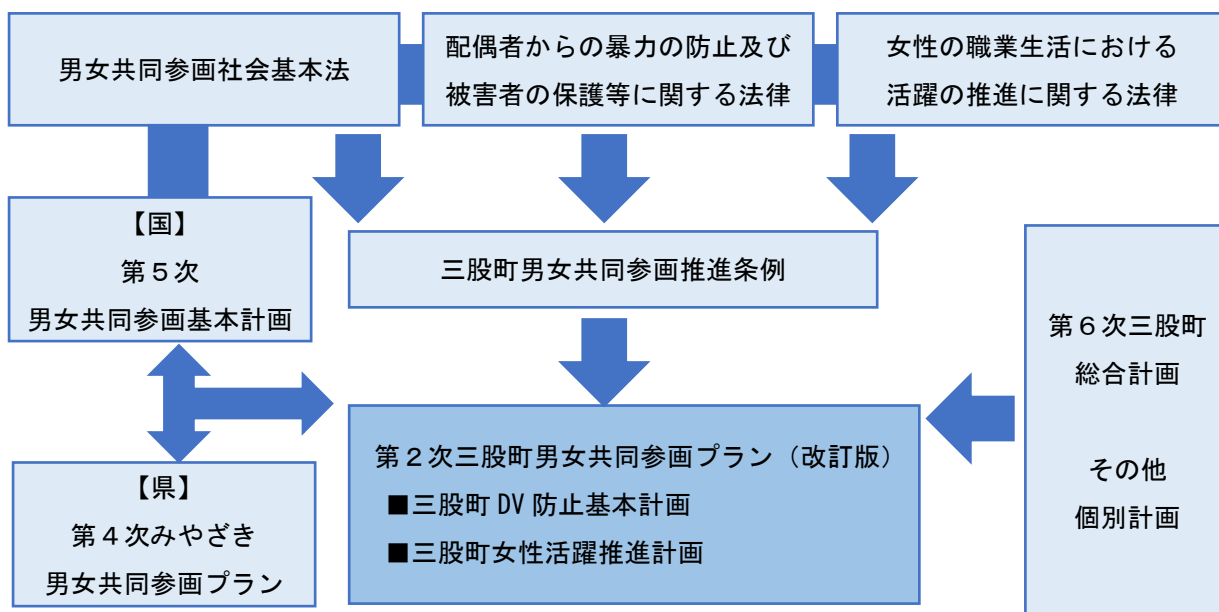
男女共同参画社会は、性別にかかわらず、誰もが、社会のあらゆる分野で、意欲に応じて活躍することのできる社会です。仕事、家庭、地域生活などの多様な活動を一人ひとりの望む形で展開でき、誰もが、共に夢や希望を実現して、一人ひとりの豊かな人生に結びつくことを目指しています。本町は平成13年度に「第1次三股町男女共同参画プラン」を策定しました。

平成26年には「三股町男女共同参画推進条例」を施行しました。第1次のプラン策定から10年が経過し、男女がともに活躍できる環境の整備、男性の子育て・介護・地域活動への参加の促進、パートナーに対する暴力の防止など、新たな課題が顕在化し、社会・経済情勢の変化に対応するため、同年、三股町DV防止基本計画を含む「第2次三股町男女共同参画プラン」を策定し、三股町の男女共同参画に関する施策を総合的、計画的に推進してきました。

第2次三股町男女共同参画プラン（改訂版）では、平成27（2015）年に制定された女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）も踏まえ、男女が互いに尊重し合い、自らの意思と責任により社会のあらゆる分野における女性活躍の支援をさらに発展させる計画として策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

- 第2次三股町男女共同参画プラン（改訂版）は、「男女共同参画社会基本法」第9条及び第14条第3項に基づく男女共同参画社会の促進についての市町村計画です。
- 第2次三股町男女共同参画プラン（改訂版）は、「三股町男女共同参画推進条例」第9条に基づく本町の男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的な計画です。
- 第2次三股町男女共同参画プラン（改訂版）は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画です。
- 第2次三股町男女共同参画プラン（改訂版）は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく市町村推進計画です。
- 第2次三股町男女共同参画プラン（改訂版）は、国の「第5次男女共同参画基本計画」や県の「第4次みやざき男女共同参画プラン」を勘案するとともに、本町の上位計画である「第6次三股町総合計画」の部門計画として位置づけ、国際社会共通の目標である「SDGs」（持続可能な開発目標）を念頭に置きながら、他分野の関連計画との整合性を図っていきます。



本計画では国際社会共通の目標である「SDGs」(持続可能な開発目標)を念頭に置きながら施策展開を行うものとしています。

各施策とSDGsの17の目標との関係は次のとおりです。

### SDGs 17の目標



#### 貧困をなくそう

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる



#### 飢餓をゼロに

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する



#### すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



#### 質の高い教育をみんなに

全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



#### ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び少女の能力強化を行う



#### 安全な水とトイレを世界中に

全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



#### エネルギーをみんなにそしてクリーンに

全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する



#### 働きがいも経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する



#### 産業と技術革新の基盤をつくろう

強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



#### 人や国の不平等をなくそう

各国内及び各国間の不平等を是正する



#### 住み続けられるまちづくりを

包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する



#### つくる責任つかう責任

持続可能な生産消費形態を確保する



#### 気候変動に具体的な対策を

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



#### 海の豊かさを守ろう

持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



#### 陸の豊かさも守ろう

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



#### 平和と公正をすべての人に

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



#### パートナーシップで

#### 目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



## (2) 住民意見の反映

### ①「町民意識調査」「職員意識調査」「企業意識調査」の実施

本計画の策定にあたり、本町在住の20歳以上の男女1,500名を無作為に抽出し、「町民意識調査」を実施し、本町の実態把握に努めました。

また、役場職員や企業の働き方・意識改革を図るため、役場職員を対象に、「職員意識調査」を、本町内の事業所に「企業意識調査」を実施しました。

### ②パブリックコメントの実施

本計画の素案について、町民の方々から幅広く意見を募集するため、令和3年11月12日から11月22日までパブリックコメントを実施しました。



## **第2章 三股町の現状**



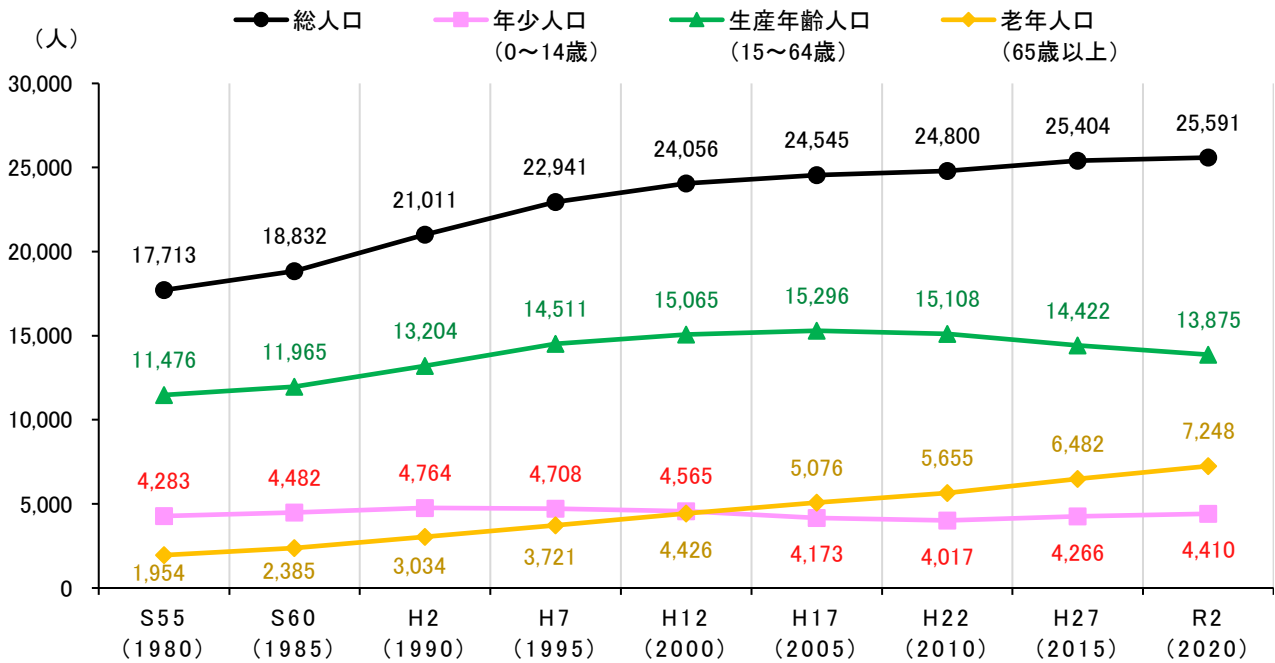


# 1 統計調査結果

## (1) 人口推移

三股町の総人口は、増加傾向で推移していますが、生産年齢人口の減少、老年人口の増加により、地域経済や社会の担い手不足が懸念されています。

図表 2-1 年齢3区分別人口の推移

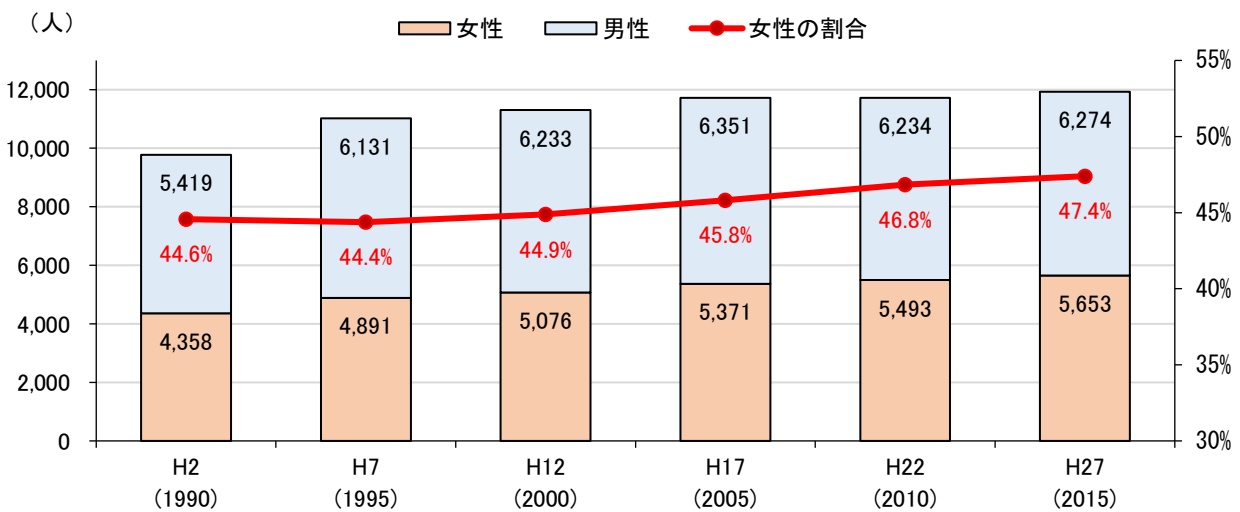


出所：各年国勢調査

## (2) 女性の就業状況

三股町の女性の就業者数は増加傾向で推移しており、就業者に占める女性の割合も増加傾向で推移しています。

図表 2-2 就業状況

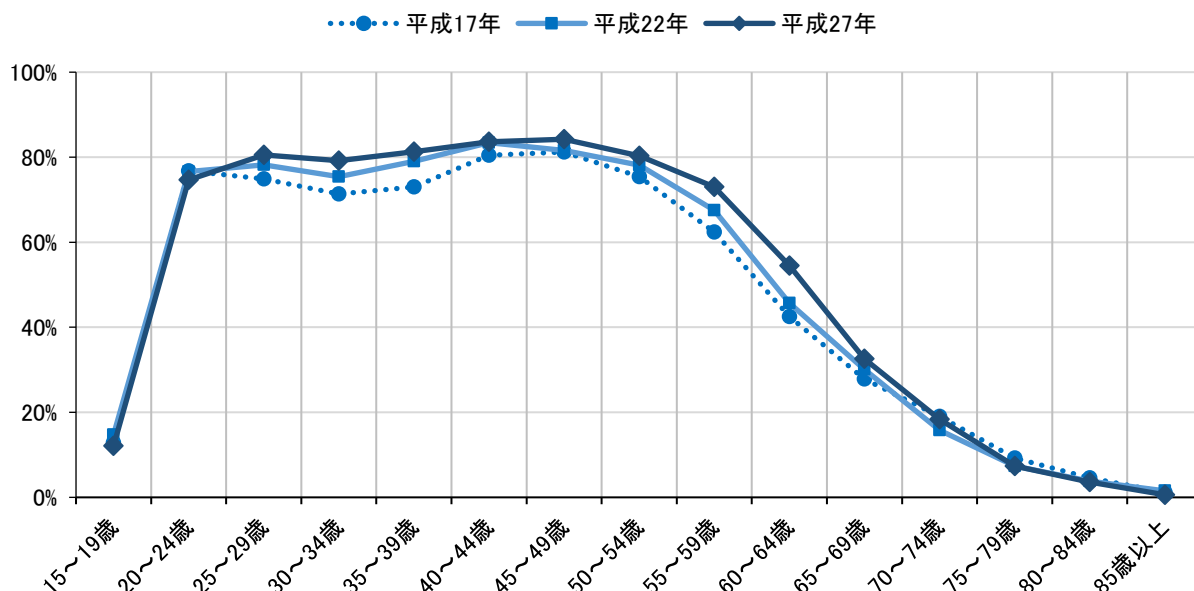


出所：各年国勢調査

### (3) 女性年齢別労働力率

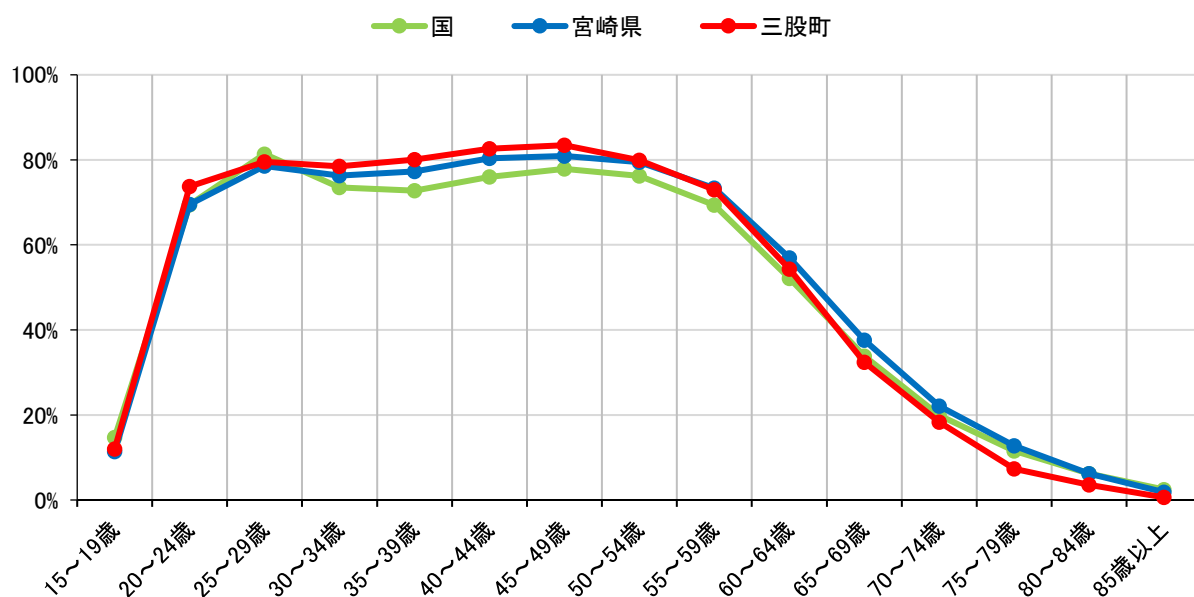
三股町の女性の出産・育児等による労働力率の低下（いわゆる M 字カーブ）の底は、年々浅くなっており、全国・県と比較しても浅くなっています。出産・育児に伴う離職は少なくなっていることが予想されます。

図表 2-3 三股町の女性年齢別労働力率の推移



出所：各年国勢調査

図表 2-4 女性年齢別労働力率比較



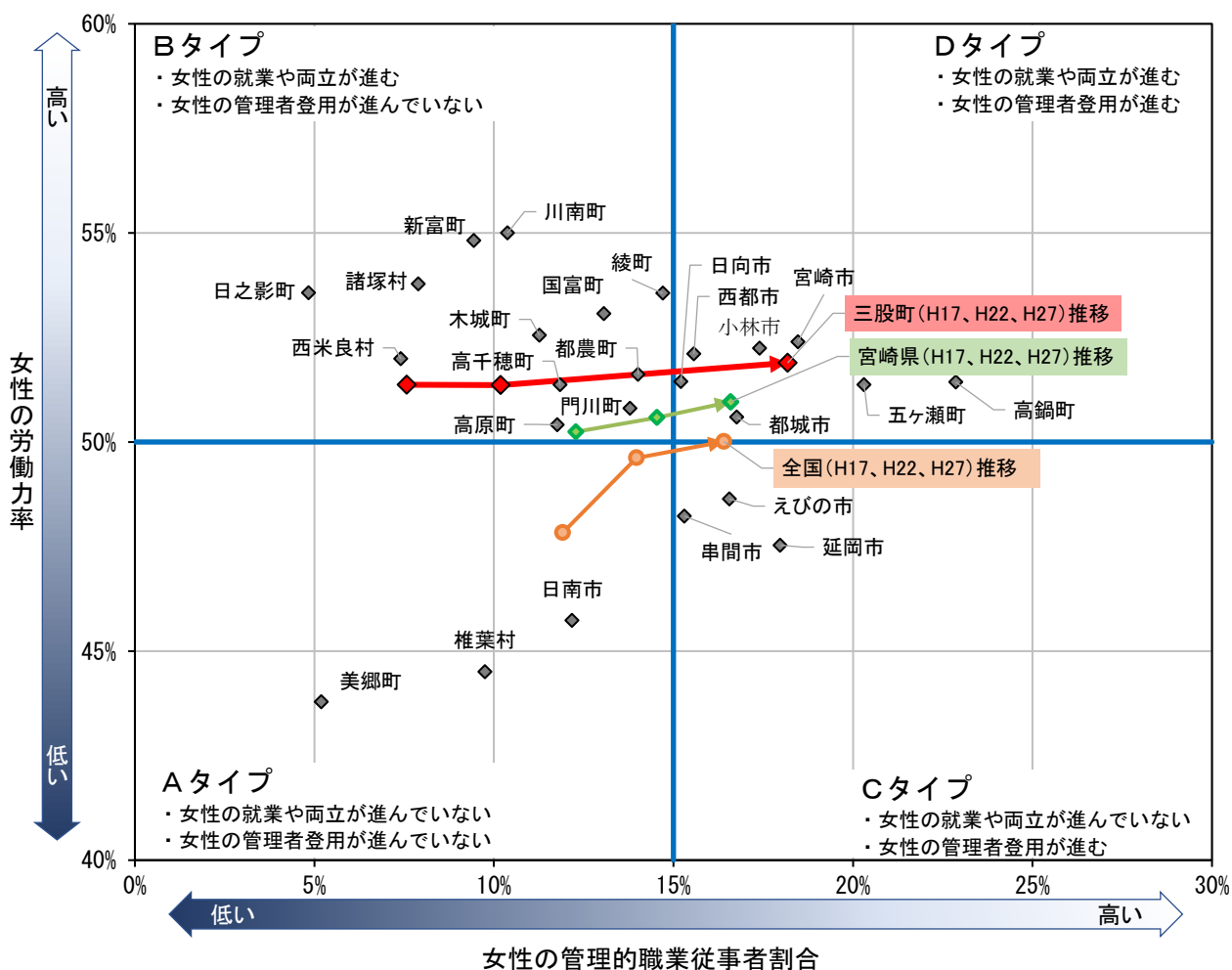
出所：平成27年国勢調査

#### (4) 女性の管理的職業従事者割合

三股町の女性の労働力率は、平成 17 年、平成 22 年、平成 27 年と緩やかに上昇しています。

一方、女性の管理的職業従事者割合は、平成 22 年以降、急激に高くなっており、平成 27 年の女性の管理的職業従事者割合は国・県を上回り、県内でも上位に位置しています。

図表 2-5 女性の管理的職業従事者割合（民間）



出所：平成 27 年国勢調査

## 2 アンケート調査からみえる現状

### (1) 調査の概要

#### ①調査の目的

本調査は、三股町における男女共同参画に関する意識と実態を統計的に把握し、今後の男女共同参画施策の一層の推進を図るための基礎資料を得ることを目的として実施しました。

#### ②調査の種類

アンケート調査は、「町民意識調査」、「職員意識調査」、「企業意識調査」の3種類を実施しました。

町民意識調査概要	
調査対象	三股町在住の20歳以上の男女1,500人
調査方法	郵送配付、郵送・WEB回収
調査期間	令和3年7月27日（発送）～8月10日（締切）
回収状況	有効回収数：675件、有効回収率：45.0%

職員意識調査概要	
調査対象	三股町職員18歳以上の男女277人
調査方法	庁内ネットワーク回答システム
調査期間	令和3年7月27日（発送）～8月10日（締切）
回収状況	有効回収数152件、有効回収率54.9%

企業意識調査概要	
調査対象	三股町内の事業所20社
調査方法	郵送配付・郵送回収
調査期間	令和3年7月29日（発送）～8月13日（締切）
回収状況	有効回収数10件、有効回収率50.0%

#### ③比較対象調査

- 平成26年三股町調査：「三股町男女共同参画プラン策定のための町民意識調査」  
(調査サンプル数1,500件、郵送配布・郵送回収、回収率31.9%)
- 令和2年宮崎県調査：「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」  
(調査サンプル数3,000件、郵送配布・郵送WEB回収、回収率42.9%)

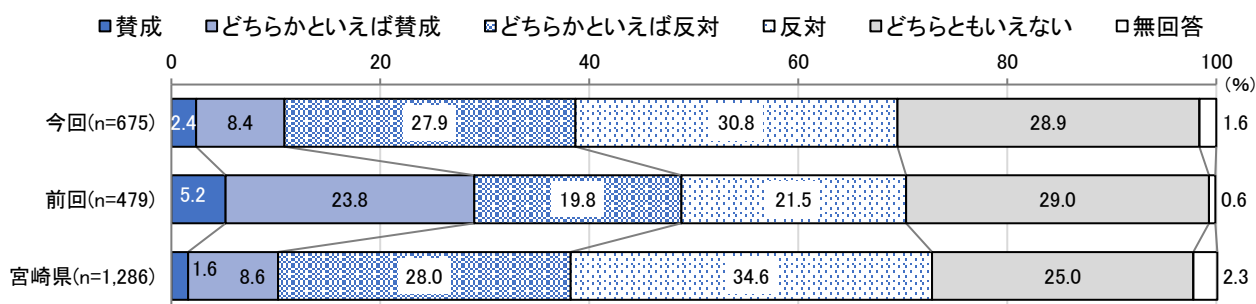
## (2) 町民意識調査結果

### ① 固定的性別役割分担意識

「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」というような性別によって役割を固定する(決めつける)考え方について、「反対」が30.8%と最も高く、次いで「どちらともいえない」の28.9%、「どちらかといえば反対」の27.9%となっています。

前回調査と比較すると、「反対」の割合が高くなっていることから、固定的性別役割分担に対する意識に変化がみられます。

図表 2-6 固定的性別役割分担意識

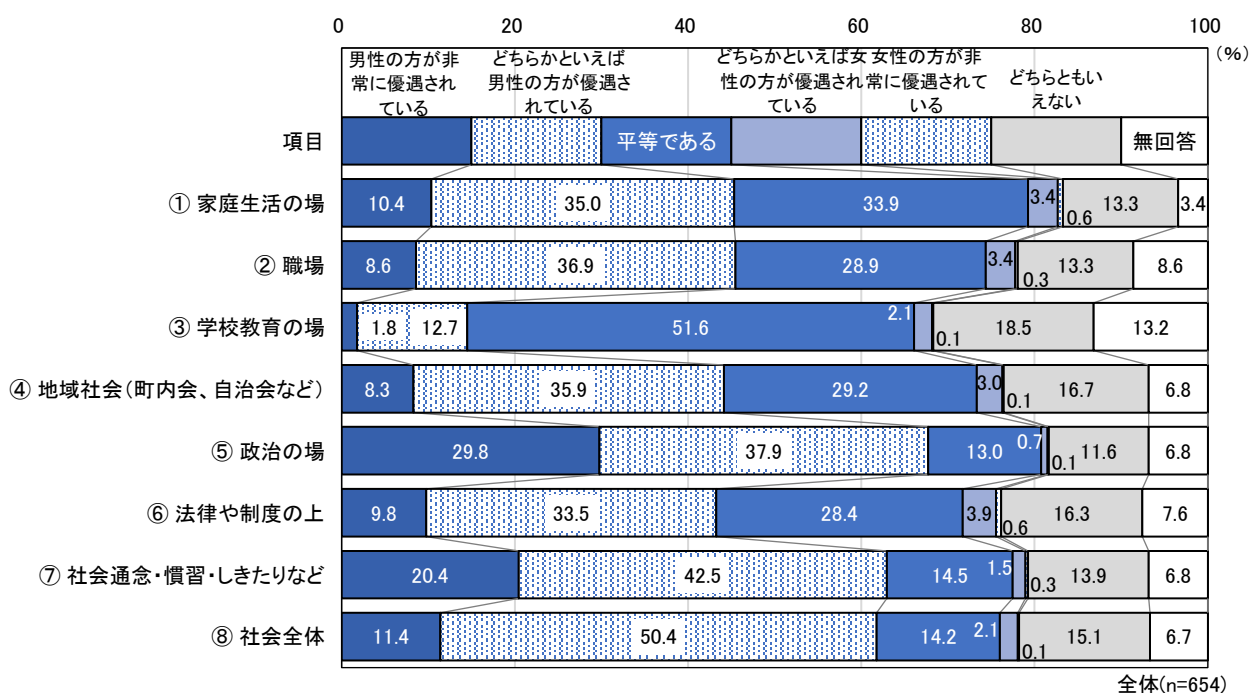


### ② 各分野の男女の地位の平等感

各分野における男女の地位の平等感について、「平等である」が最も高い分野は「学校教育の場」、『男性が優遇されている(「男性の方が非常に優遇されている」+「どちらかといえば男性の方が優遇されている」)』が高い分野は「政治の場」、次いで「社会通念・慣習・しきたり」となっています。

「社会全体」では、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」、「男性の方が非常に優遇されている」の割合が高くなっています。

図表 2-7 各分野の男女の地位の平等感

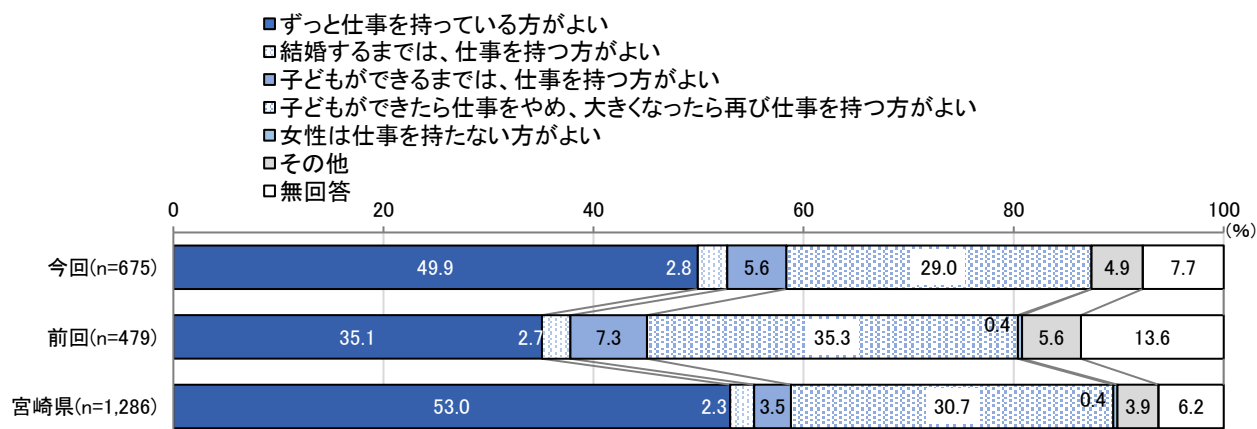


### ③女性が職業を持つことに対する意識

女性の就業について、「ずっと仕事を持っている方がよい」が49.9%と最も高く、次いで「子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事を持つ方がよい」の29.0%、「子どもができるまでは、仕事を持つ方がよい」の5.6%となっています。

前回調査と比較すると、「ずっと仕事を持っている方がよい」の割合は増加し、「女性は職業を持たない方がよい」の割合は減少しており、女性が職業をもつことに対する意識が高くなっています。

図表 2-8 女性が職業をもつことに対する意識

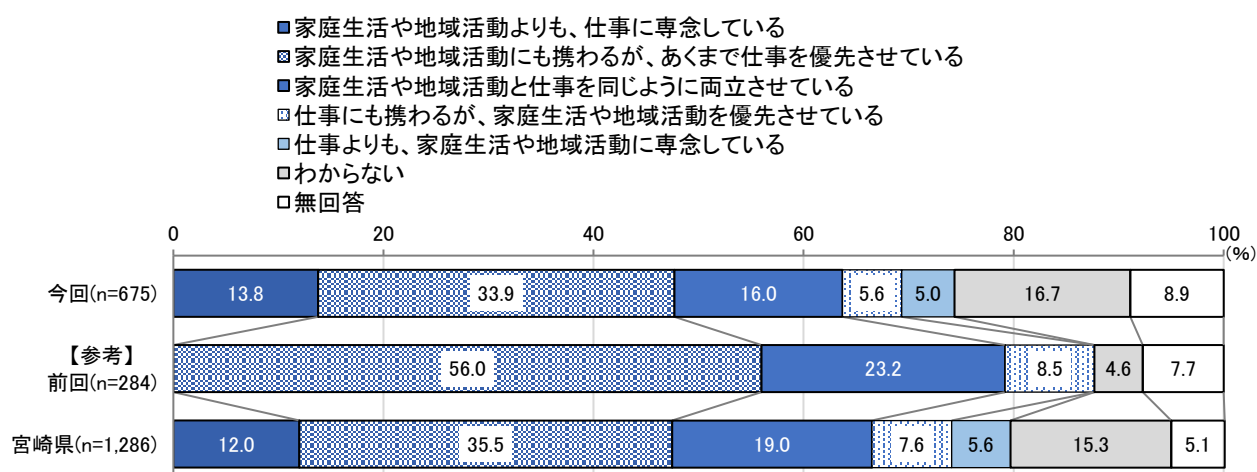


### ④仕事と家庭・地域活動に関する考え方、地域活動の状況

「家庭生活や地域活動にも携わるが、あくまで仕事を優先させている」が33.9%と最も高く、次いで「家庭生活や地域活動と仕事を同じように両立させている」の16.0%となっています。

前回調査と比較すると、「仕事にも携わるが家庭生活や地域活動を優先させている」の割合は減少しており、地域活動に対する意識の低下がみられます。

図表 2-9 仕事と家庭・地域活動に関する考え方



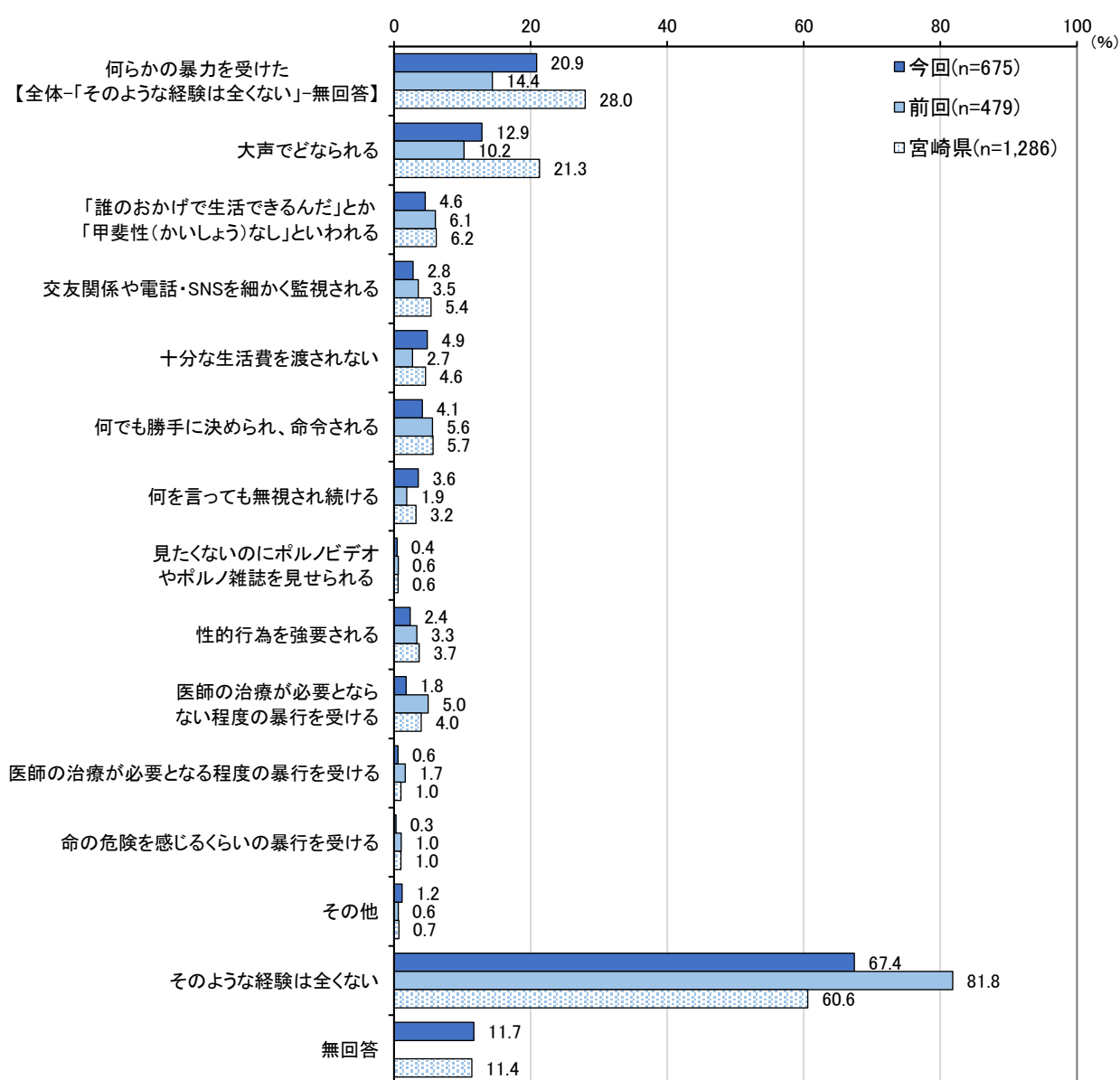
※前回調査時と今回調査の選択肢が一部異なるため【参考】と表記している。

### ⑤虐待経験の有無

虐待経験の有無について、「そのような経験は全くない」が67.4%と最も高く、次いで「大声でどなられる」の12.9%、「十分な生活費を渡されない」の4.9%となっています。

前回調査と比較すると、「そのような経験は全くない」の割合が低下しています。この一要因としては、以前に比べてテレビ報道や市町村の啓発により虐待に対する意識が強まり、些細なことでも虐待として認識できるようになったため、虐待経験がある（と回答した）人が増えたと予想されます。

図表 2-10 虐待経験の有無



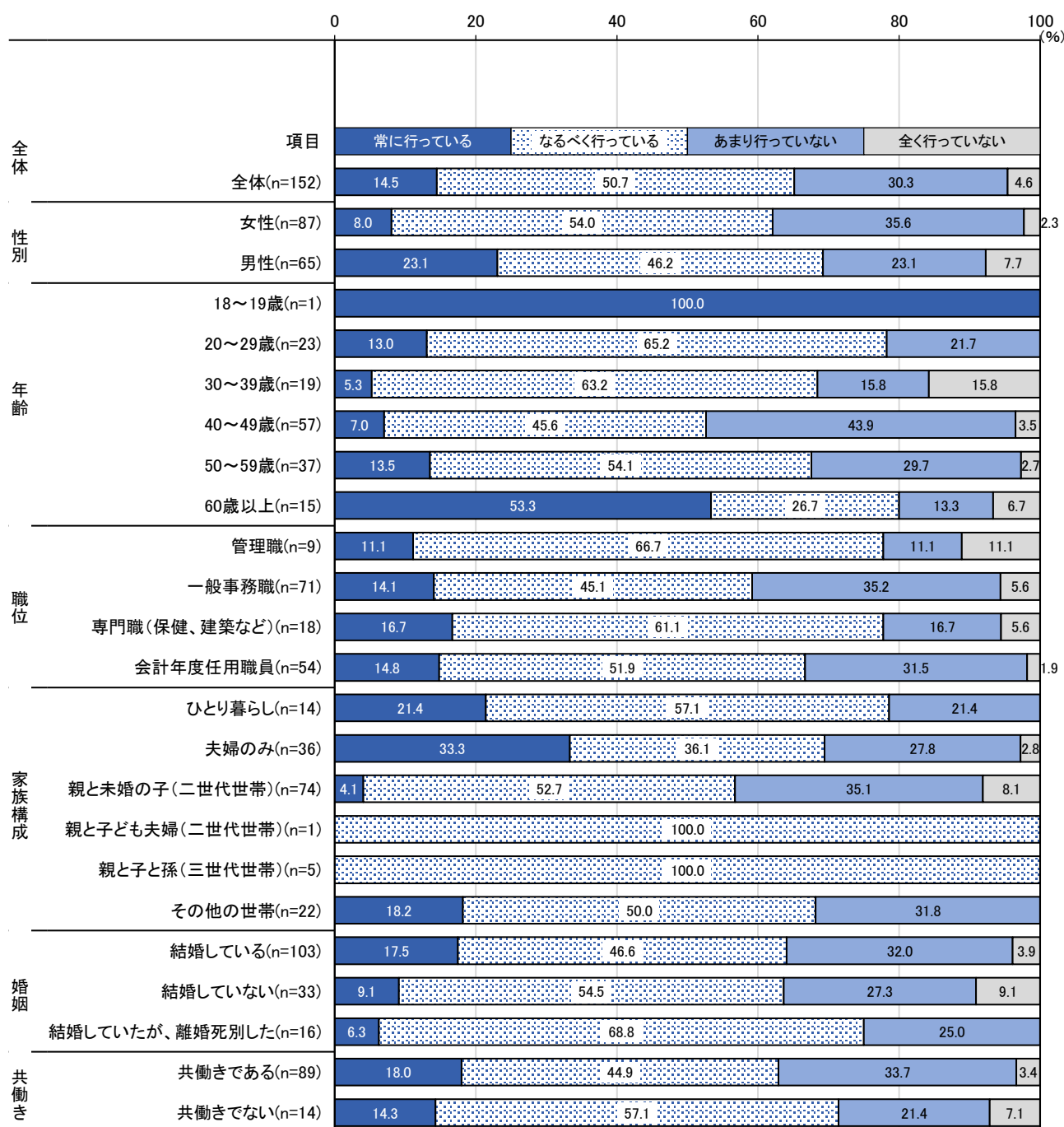
※前回調査は、今回調査と比較するため再計算を行っている。

### (3) 職員意識調査結果

#### ①業務における男女共同参画の視点

事業や業務を行う際、男女共同参画の視点をもって行っているかについて、全体では「なるべく行っている」が50.7%と最も高く、次いで「あまり行っていない」の30.3%、「常に行っている」の14.5%となっています。年代別にみると、今後、管理職になる年齢層である40～49歳では『行っていない（「あまり行っていない」＋「全く行っていない」）』が47.4%となっており、職員研修(管理職教育など)を行う必要があると考えられます。

図表 2-11 業務における男女共同参画の視点



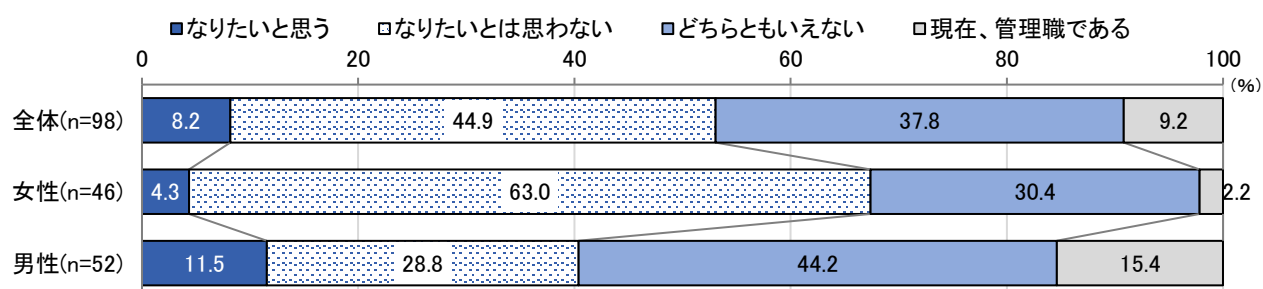


## ②管理職への希望、管理職を希望しない理由

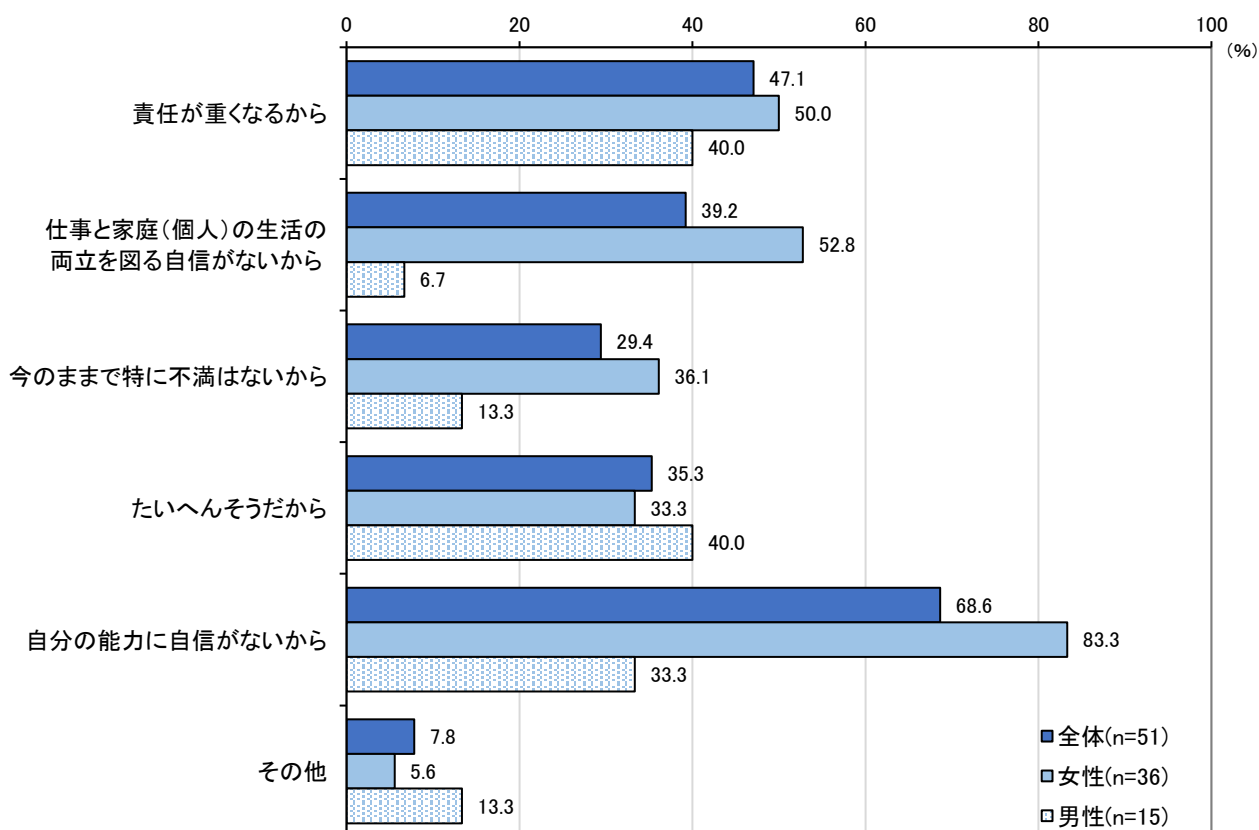
管理職（課長相当職以上）への希望について、「なりたいとは思わない」が全体では44.9%と最も高く、女性では63.0%となっています。

管理職を希望しない理由としては、男性では仕事に対する責任や能力を理由としている一方、女性では「自分の能力に自信がないから」に次いで「仕事と家庭（個人）の生活の両立を図る自信がないから」となっており、女性を取り巻く就業環境も理由の一つとして挙げられています。

図表 2-12 管理職への希望



図表 2-13 管理職を希望しない理由

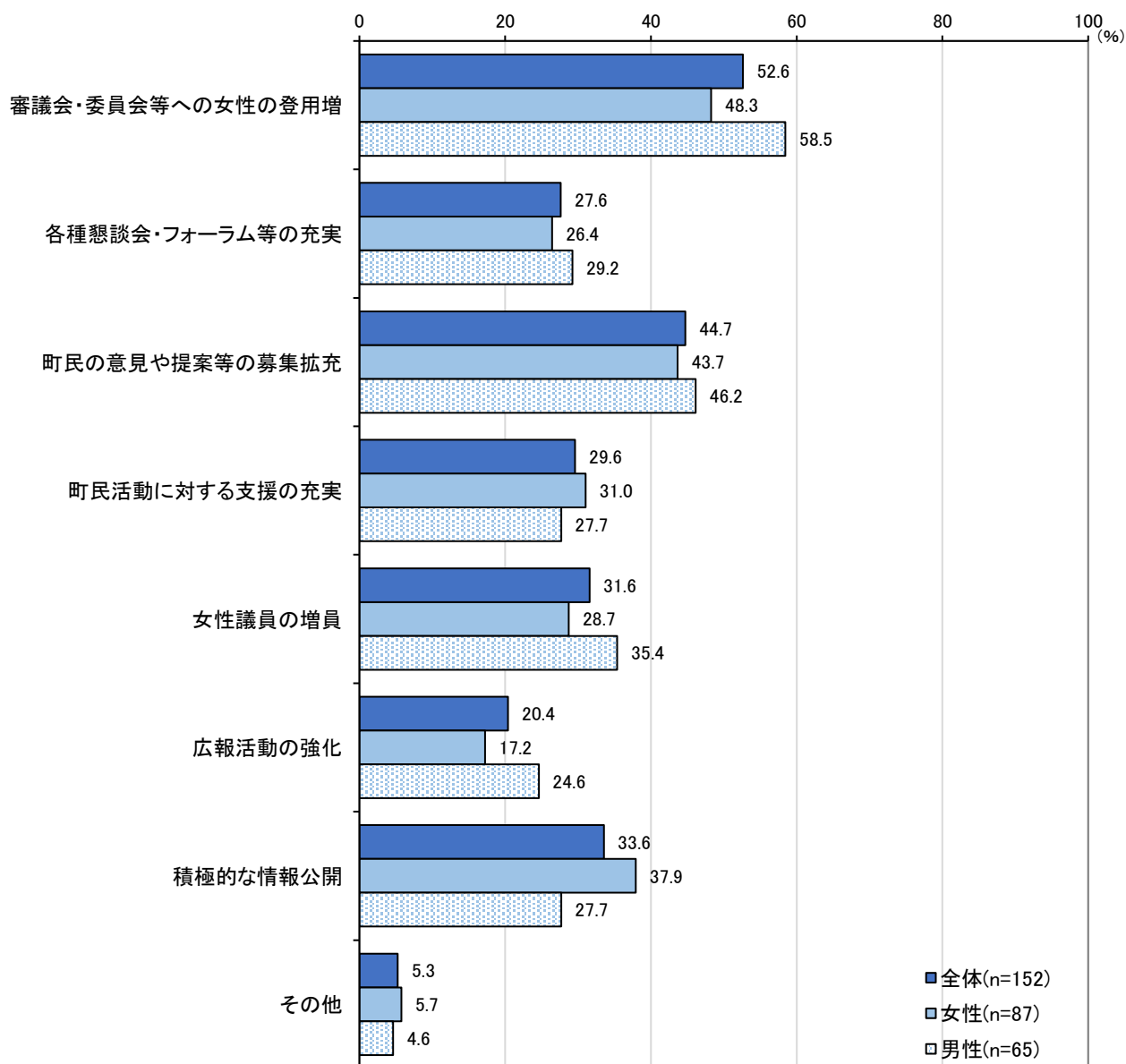


### ③女性の意見や視点をより一層町政に反映させるために有効な取り組み

女性の意見や視点をより一層町政に反映させるために有効な取り組みは、「審議会・委員会等への女性の登用増」が52.6%と最も高く、次いで「町民の意見や提案等の募集拡充」の44.7%、「積極的な情報公開」の33.6%となっています。

性別でも、上位2項目は変わらず、「政策決定の場への女性の登用促進」や「情報提供・共有」が必要と考えられます。

図表 2-14 女性の意見や視点をより一層町政に反映させるために有効な取り組み



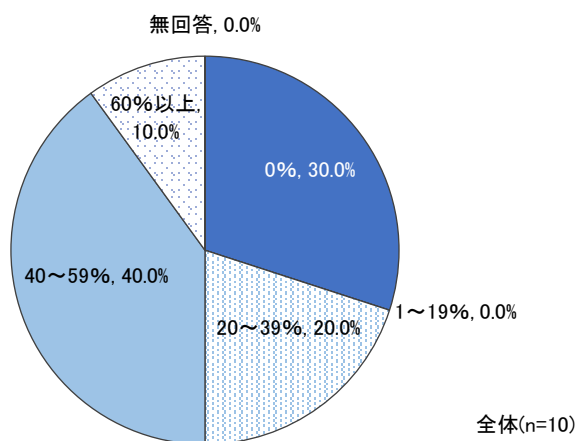
#### (4) 企業意識調査結果

##### ①事業所における女性の管理職

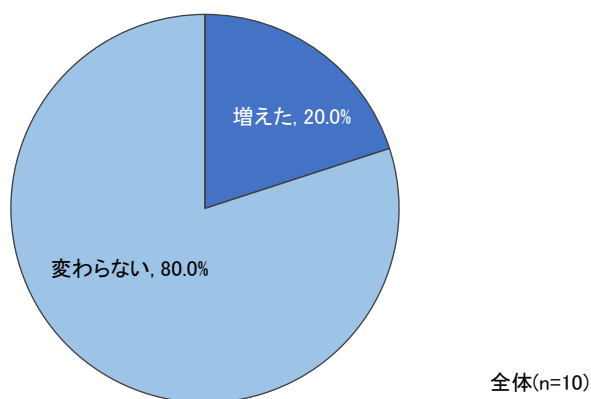
事業所における女性の管理職割合について、「40～59%」が40.0%と最も高く、次いで「0%」の30.0%、「20～39%」の20.0%となっています。

5年前と比べての女性の管理職の状況について、「増えた」が20.0%、「変わらない」が80.0%となっています。

図表 2-15 事業所における女性の管理職割合



図表 2-16 5年前と比べての女性の管理職の状況

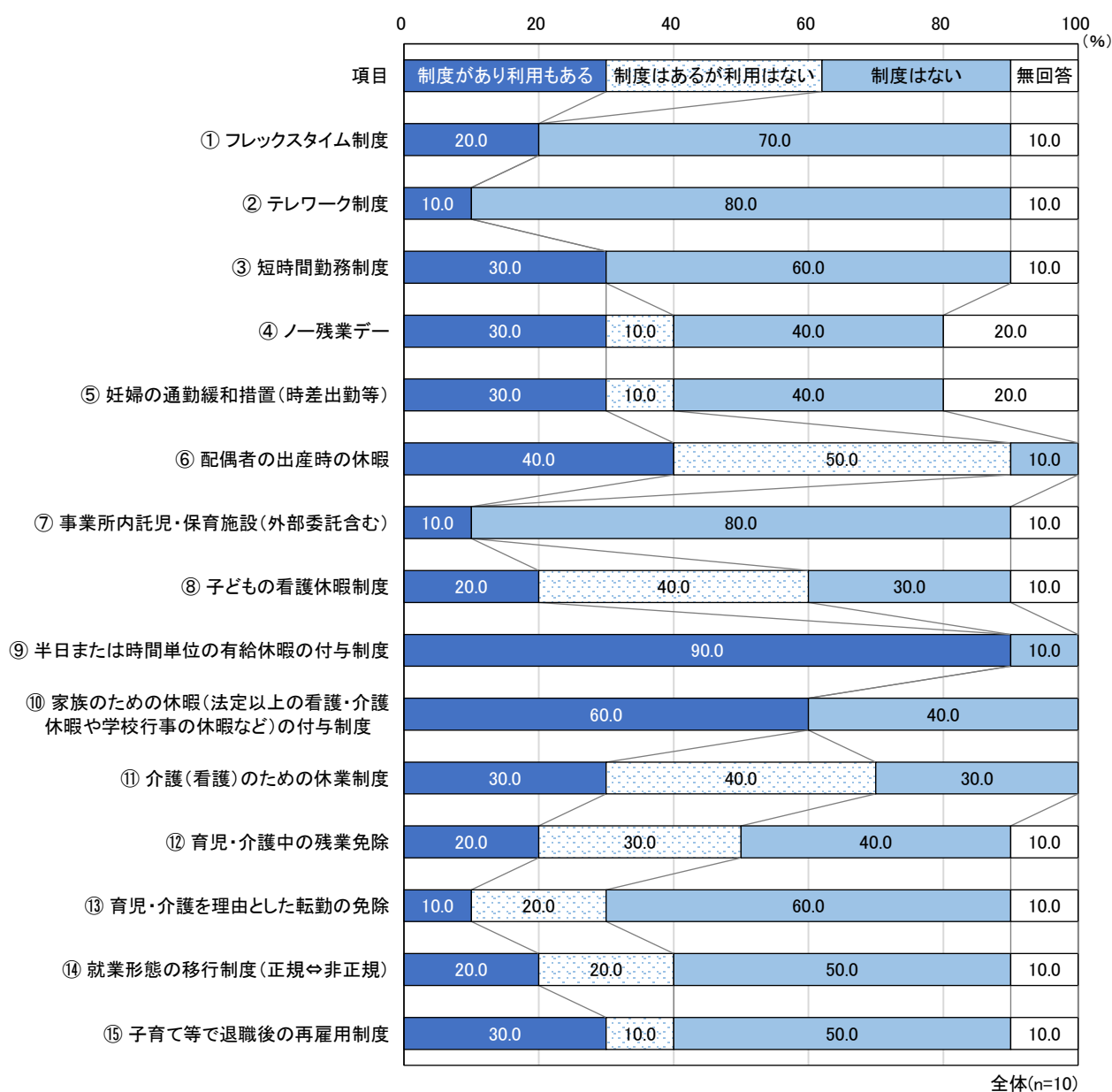


## ②事業所における制度状況

事業所における制度状況について、「制度があり利用もある」は、「半日または時間単位の有給休暇の付与制度」が90.0%と最も高く、次いで「家族のための休暇（法定以上の看護・介護休暇や学校行事の休暇など）の付与制度」の60.0%となっています。

半日または時間単位の有給休暇付与制度や、家族のための休暇付与制度があり、利用もある一方で、「配偶者の出産時の休暇」、「子どもの看護休暇制度」、「介護（看護）のための休業制度」は、制度はあるものの利用がないと回答した割合が高く、職場内での利用の促進や周囲の理解が必要と考えられます。

図表 2-17 事業所における制度状況



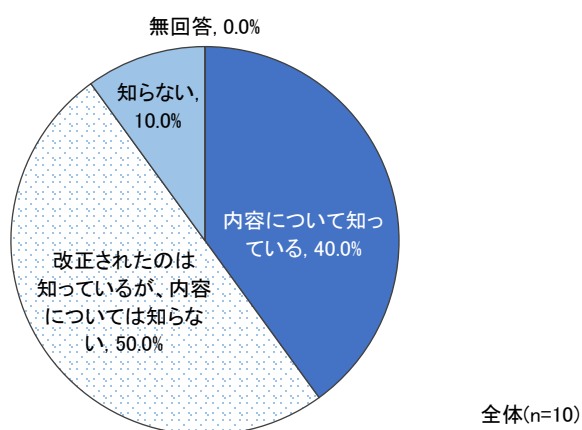
### ③ハラスメントについて

男女雇用機会均等法が令和2年6月1日に改正されたことについて、「内容について知っている」が40.0%、「改正されたのは知っているが、内容については知らない」が50.0%、「知らない」が10.0%となっています。

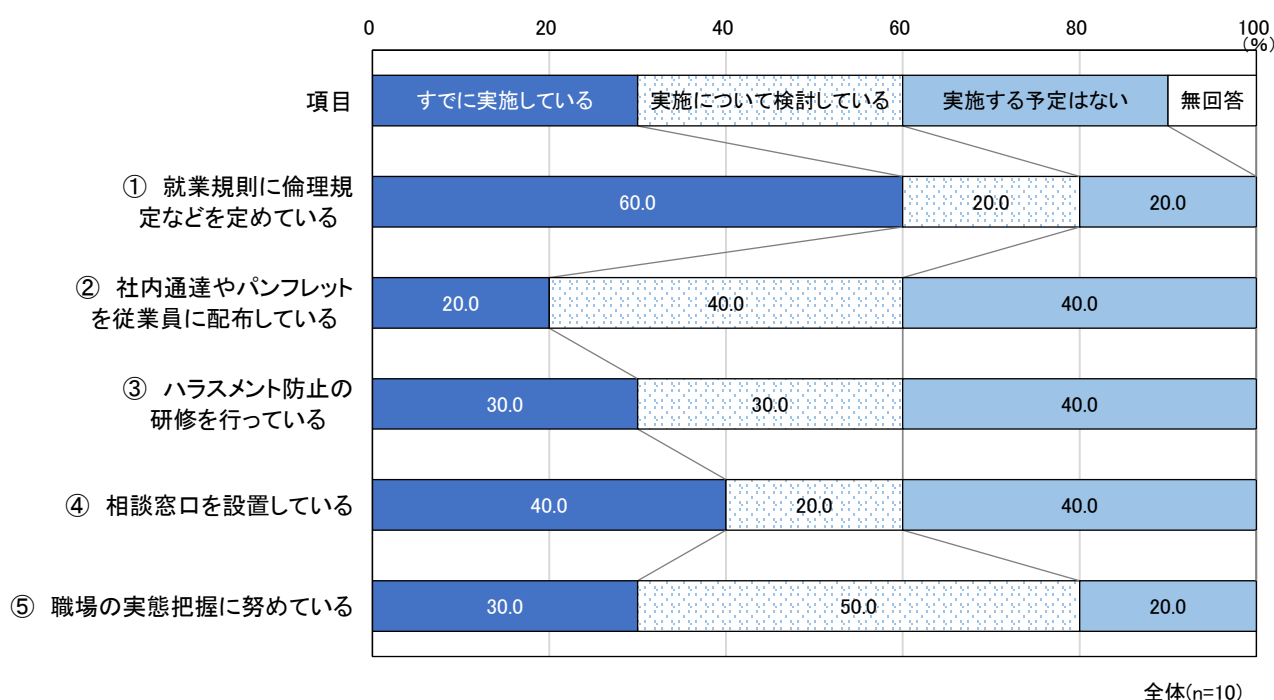
ハラスメントの防止に向けての取り組み状況について、「すでに実施している」は「就業規則に倫理規定などを定めている」が60.0%と最も高く、次いで「相談窓口を設置している」の40.0%となっています。

令和2年6月1日の男女雇用機会均等法の改正でハラスメントについて強化されており、事業所に対して就業規則の改定や相談窓口の設置などを促進するよう働きかけを行うことが必要だと思われます。

図表 2-18 令和2年6月1日男女雇用機会均等法の改正についての認知度



図表 2-19 ハラスメントの防止に向けての取り組み状況



### 3 現行計画評価

第2次三股町男女共同参画プランに定める5つの基本目標と各施策について、施策ごとの達成状況を取りまとめ、次期計画策定の参考とするため、所管課による内部評価（達成度評価）を行った結果、いずれの基本目標についても、概ね予定通りの成果が得られています。

基本目標ごとにみると、「基本目標1 男女共同参画社会に向けた意識づくり」は、パネル展示や図書館特設コーナー・ミニのぼり設置や広報紙による啓発実施、小・中学校の学習指導要領に基づき、男女相互についての理解等、発達段階に応じた指導を実施しています。

「基本目標2 男女がともに個性と能力を発揮できる地域づくり」は、女性職員の管理職登用、各種審議会への女性登用、民生委員・児童委員の女性の占める割合、女性防災士の資格取得割合などが評価されています。

「基本目標3 男女がともに活躍できる環境づくり」は、新規職員に占める女性割合、女性認定農業者資格取得、保育所の定員確保・放課後児童クラブ等の定員拡充などが評価されています。

「基本目標4 誰もが安心して暮らせるまちづくり」は、子ども医療の助成額拡大やシルバー人材センター及び高齢者クラブへの補助金、女性特有のがん検診実施などが評価されています。

「基本目標5 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまちづくり」は、職員対象の「ハラスメント研修」実施、外部講師を招聘したDV講演会実施、関係機関等とネットワーク構築、学校教育活動全般における自他の人権を尊重する取り組み実施などが評価されています。

評価基準

評価区分	達成度判断基準
◎	取り組んだ結果、予定通り以上の成果が得られた
○	取り組んだ結果、概ね予定通りの成果が得られた
△	予定どおり取り組んだが、期待した成果は得られなかった
×	ほとんど取り組めなかった

第2次三股町男女共同参画プラン 達成度評価

基本目標		評価区分				評価した 所管課数
		◎	○	△	×	
1	男女共同参画社会に向けた意識づくり	0 (0.0%)	6 (60.0%)	0 (0.0%)	4 (40.0%)	10
2	男女がともに個性と能力を発揮できる地域づくり	0 (0.0%)	18 (75.0%)	2 (8.3%)	4 (16.7%)	24
3	男女がともに活躍できる環境づくり	1 (7.1%)	6 (42.9%)	5 (35.7%)	2 (14.3%)	14
4	誰もが安心して暮らせるまちづくり	1 (16.7%)	2 (33.3%)	1 (16.7%)	2 (33.3%)	6
5	人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまちづくり	0 (0.0%)	12 (100.0%)	0 (100.0%)	0 (0.0%)	12

## **第3章 計画の基本的な考え方**





## 1 基本理念

本計画は、本町のすべての人が、ジェンダー平等の視点から、人権を尊重し、社会や地域、職場などあらゆる分野に対等に参画し、それぞれの個性と能力を十分に発揮でき、責任を担うことができる男女共同参画社会の実現を目的としたものです。

「三股町男女共同参画推進条例」に定める基本理念に基づき、町と町民、事業者があらゆる分野で男女共同参画の意識や視点を持ち、一人ひとりが自身の能力を活用しながら、男女が対等な社会の構成員として互いに認め合い、支え合う社会を目指します。

### 【三股町男女共同参画推進条例 基本理念】

1. すべての人の人権尊重
2. 社会の制度又は慣行についての配慮
3. 政策及び方針決定に参画する機会の確保
4. 多様な活動に参画する機会の配慮
5. 教育及び学習機会の確保
6. 性の相互理解と生涯にわたる健康への配慮
7. 国際理解及び国際協力への配慮

三股町男女共同参画推進条例第3条の要約

## 2 基本目標

三股町男女共同参画推進条例の基本理念を実現するため、第2次三股町男女共同参画プランの5つの基本目標を継承して取り組んでいきます。

### 【第2次三股町男女共同参画プラン（改訂版） 基本目標】

- I 男女共同参画社会に向けた意識づくり（三股町女性活躍推進計画）
- II 男女がともに個性と能力を発揮できる地域づくり（三股町女性活躍推進計画）
- III 男女がともに活躍できる環境づくり（三股町女性活躍推進計画）
- IV 誰もが安心して暮らせるまちづくり
- V 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまちづくり（三股町DV防止基本計画）

### 3 施策体系

第2次三股町男女共同参画プラン（改訂版）は、基本理念をもとに、計画の体系を基本目標→重点分野→施策の方向として下記のとおり施策の推進に取り組みます。

基本目標	重点分野	施策の方向	ページ
I 男女共同参画社会に向けた意識づくり （三股町女性活躍推進計画）	1. 男女共同参画の理解の推進	①男女共同参画の意識啓発 ②男女共同参画の視点に立った社会通念・慣習の見直し ③国際理解・協力の推進	26
	2. 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	④男女共同参画の視点に立った教育・学習機会の拡充	30
II 男女がともに個性と能力を發揮できる地域づくり （三股町女性活躍推進計画）	1. 政策・方針決定の場への女性参画の推進	⑤政策・方針決定過程への女性参画の拡大 ⑥女性のチャレンジ支援 ⑦女性人材の育成・確保	36
	2. 地域における男女共同参画の促進	⑧地域活動における男女共同参画の促進 ⑨防災分野における男女共同参画の促進	38
III 男女がともに活躍できる環境づくり （三股町女性活躍推進計画）	1. 就業環境の整備	⑩就業条件及び環境の整備 ⑪職場における男女間格差の解消 ⑫農畜産業・商工自営業で働く女性の就業環境の整備	42
	2. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進	⑬仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及・啓発 ⑭事業所・企業等のワーク・ライフ・バランスの推進	46
	3. 子育て及び介護支援の充実	⑮子育て支援の充実 ⑯介護支援の充実	49
	4. 家庭・地域における男女共同参画の推進	⑰男性の子育て・介護・地域活動等への参加の促進	52
IV 誰もが安心して暮らせるまちづくり	1. すべての人が暮らしやすい環境の整備	⑱高齢者・障がい者等の生活や社会参画に対する支援 ⑲ひとり親家庭等に対する支援 ⑳困難な状況に置かれている家庭への相談・支援	55
	2. 生涯にわたる健康の支援	㉑生涯を通じた健康の保持・増進対策の推進 ㉒性と妊娠・出産等に関する健康と権利に対する支援 ㉓各種健康診断の充実	57
V 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまちづくり （三股町DV防止基本計画）	1. 配偶者等からの暴力（DV）の防止	㉔配偶者等に対する暴力根絶に向けた啓発活動 ㉕ハラスメントやストーカー対策の推進	61
	2. DV被害者への支援	㉖相談・支援体制の充実 ㉗女性・パートナー、子ども等に対するあらゆる暴力防止の取り組みの推進	66

## 第4章 計画の内容



# 1 基本目標 I 男女共同参画社会に向けた意識づくり

## SDGs 関連分野

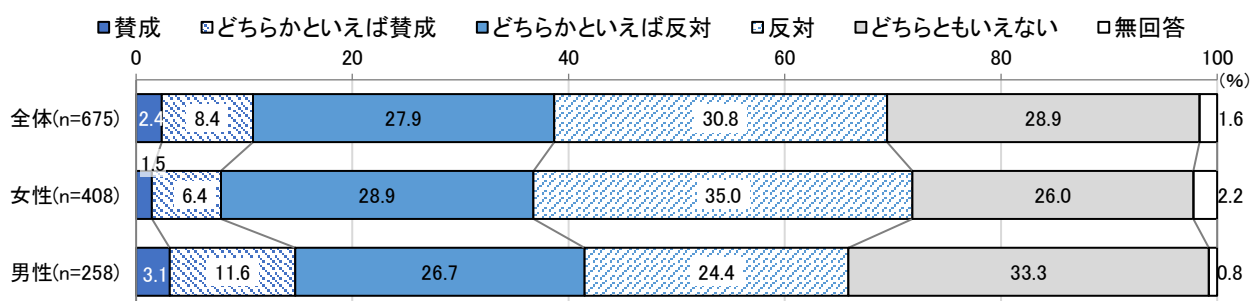


日本国憲法では、個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、持続可能な開発目標(SDGs)ではジェンダー平等を目指しており、男女共同参画社会の形成にあたっては、根本となる人権を尊重する人づくりは欠かせません。

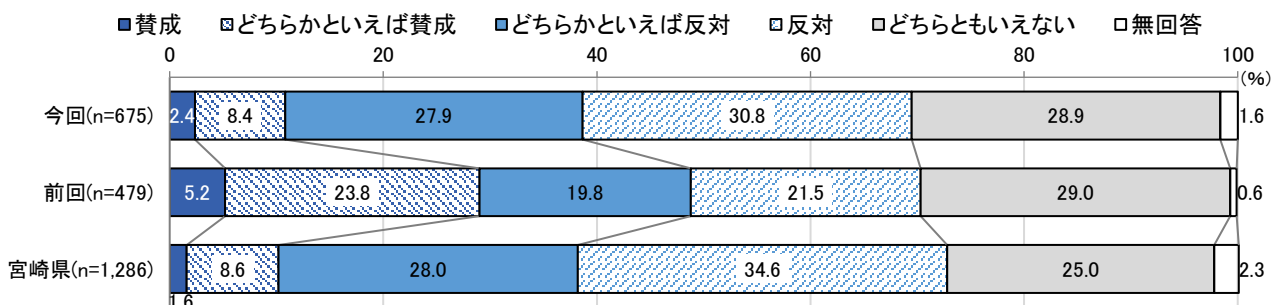
男女共同参画社会を実現するためには、すべての町民が性別に関わりなく、個人を尊重する男女平等の意識をもって、あらゆる分野に参画する必要があります。

令和3年8月に実施した「三股町男女共同参画プラン策定のための町民意識調査」(以下「町民意識調査」という)では、「男は仕事、女は家庭」という考え方についての反対意見が男性51.1%、女性63.9%と、男性は女性と比べ12.8ポイント下回っており、固定的な性別役割分担意識\*1が残っていることがわかります。長い時間かけて形成されてきた固定的な性別役割分担意識は徐々に改善されてきていますが、その意識が影響した慣習と慣行は依然として残っています。このような状況は、それぞれの人の理想とする生き方や社会での活動の可能性を狭めるため、家庭・学校・職場・地域等とあらゆる場で男女共同参画社会が必要であるという認識を高める取り組みを推進します。

図表 4-1 家庭における男女の役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」という考え方）（男女別）



図表 4-2 家庭における男女の役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」という考え方）（他調査比較）



資料：令和3年三股町男女共同参画社会づくりのための町民意識調査

## (1) 重点分野1 男女共同参画の理解の推進

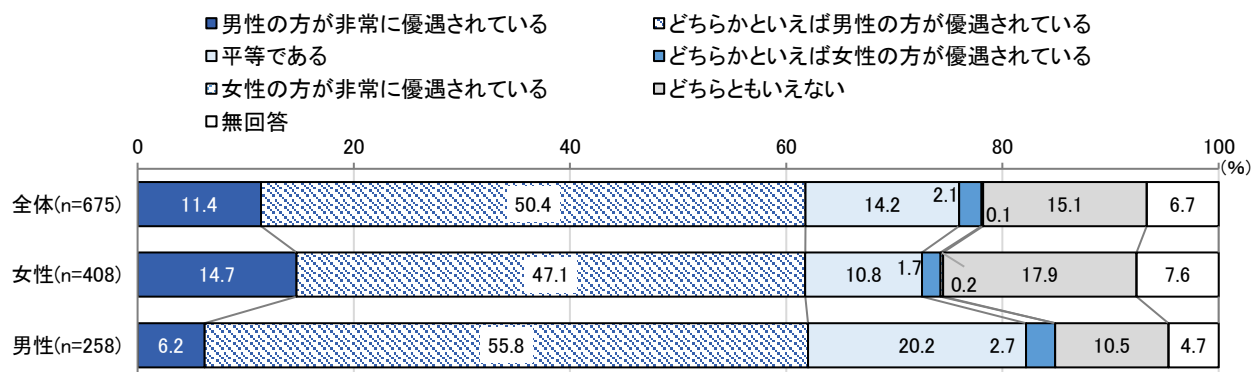
### 【現状と課題】

家庭・学校・職場・地域等における男女共同参画への意識改革は徐々に進んできているものの、性別による固定的役割分担意識や、これを背景とする慣習・しきたりなどが残っており、真の男女平等には達していない状況にあります。

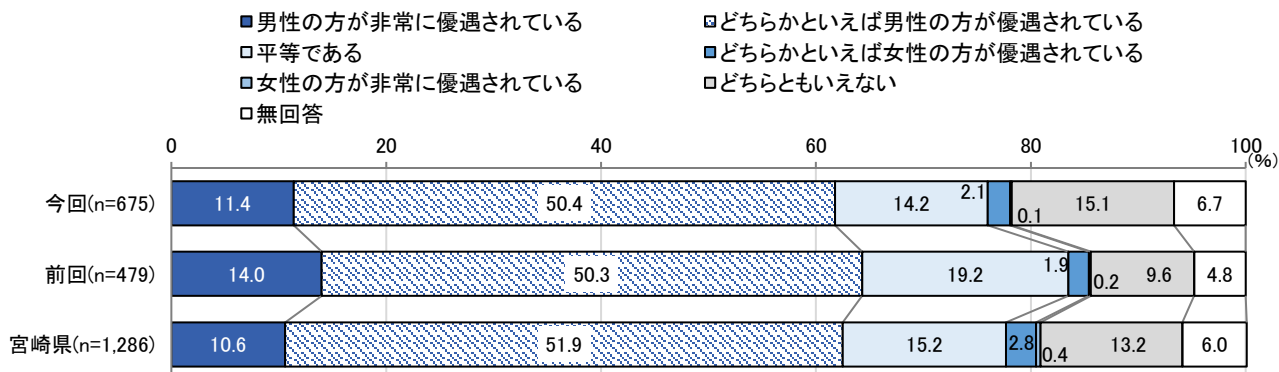
町民意識調査によると、男女平等意識は、「社会全体」において、男性優遇（「男性の方が非常に優遇されている」+「どちらかといえば男性の方が優遇されている」）が61.8%で宮崎県（62.5%）と比べて0.7ポイント下回っています。「社会通念・慣習・しきたり」については、男性優遇が62.9%で県（66.4%）と比べて3.5ポイント下回っています。また、女性は63.0%、男性は64.0%が男性優遇と考えています。

国の男女共同参画基本計画（第2次）では、「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し」を施策の基本的方向の一つとしており、固定的な性別役割分担意識の解消、地域における社会通念・慣習の見直しとともに、男女共同参画の視点に立った国際理解・協力の大切さなど、男女共同参画社会の意義と責任についての意識の高揚が求められています。

図表 4-3 男女平等意識「社会全体」（男女別）

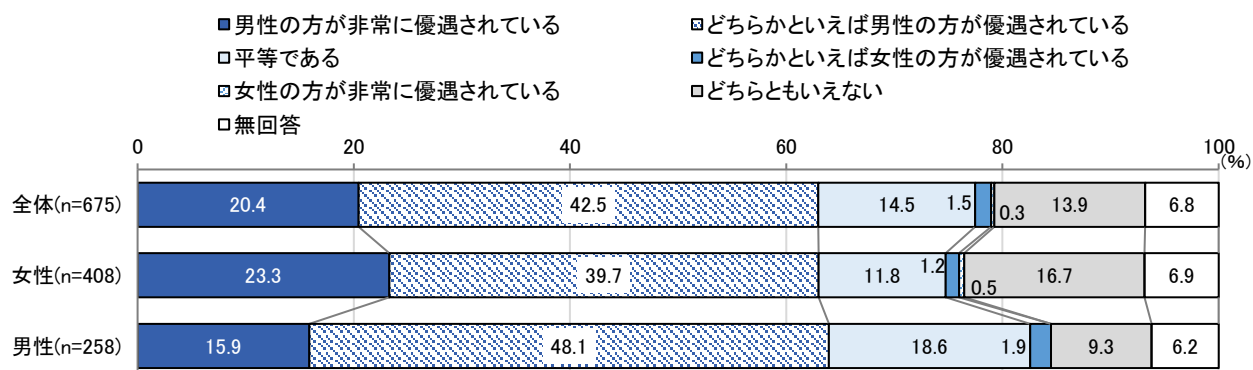


図表 4-4 男女平等意識「社会全体」（他調査との比較）

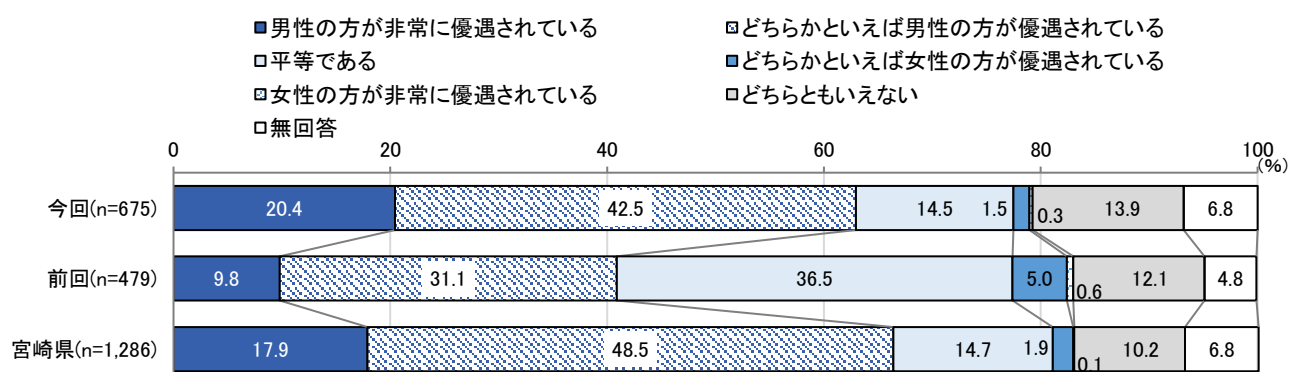


資料：令和3年三股町男女共同参画社会づくりのための町民意識調査

図表 4-5 男女平等意識「社会通念・慣習・しきたりなど」(男女別)



図表 4-6 男女平等意識「社会通念・慣習・しきたりなど」(他調査との比較)



資料：令和3年三股町男女共同参画社会づくりのための町民意識調査

【基本目標Ⅰ重点分野1 施策の方向】

施策	内容	所管課
① 男女共同参画の意識啓発	<p>男女共同参画社会についての町民の認識と理解を深めるために町の広報紙等により広報・啓発を推進します。</p> <p>男女共同参画意識の醸成のための講座や研修会等の開催に努めます。</p> <p>【変更】あらゆる媒体を活用し、男女共同参画に関するさまざまな情報の提供を行います。また、条例、本計画等の周知に努めます。</p> <p>【新規】人権教育・人権啓発活動を通して、性の多様性及び性的マイノリティ（LGBTQ*<sup>2</sup>）に関する意識の普及啓発に努めます。</p>	総務課 教育課 企画商工課
② 男女共同参画の視点に立った社会通念・慣習の見直し	<p>家庭・学校・職場・地域等あらゆる場で、固定的な性別役割分担意識、慣行、慣習などを見直していくよう、広報・啓発活動を推進します。</p> <p>男女共同参画の視点から、社会通念・慣習の見直しが図られるよう相談体制の充実に努めます。</p>	総務課 教育課 企画商工課 福祉課
③ 国際理解・協力の推進	<p>国籍や民族の異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、地域社会の構成員として共に生きていくような多文化共生社会*<sup>3</sup>づくりに努めます。</p>	教育課 企画商工課



\*1 固定的な性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」というように、個人の能力等に関係なく、性別を理由として役割を固定的に分けることをいう。

\*2 LGBTQ

レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(生まれた時の性別と自認する性別が一致しない人)、クエスチョニング(自分自身のセクシュアリティを決められない、分からない、または決めない人)など、性的マイノリティの方を表す総称のひとつ。

\*3 多文化共生社会

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認めあい、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていける社会。



## (2) 重点分野2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

### 【現状と課題】

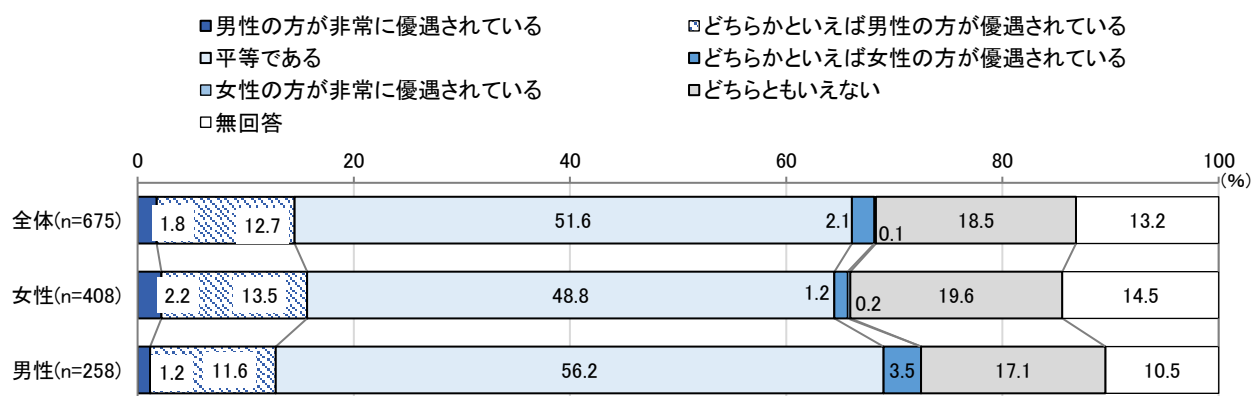
人の意識や価値観の形成には、子どもの頃の家族の言動、学校の教育、地域社会における慣習・しきたりなどが大きな影響を及ぼします。

町民意識調査では、学校教育における「平等意識」については半数以上（51.6%）が男女は平等と考えています。また、男女共同参画社会を形成するために町が今後力を入れて欲しい施策の中で、「学校教育における男女平等教育の推進」（44.4%）は11項目中3位に位置しています。

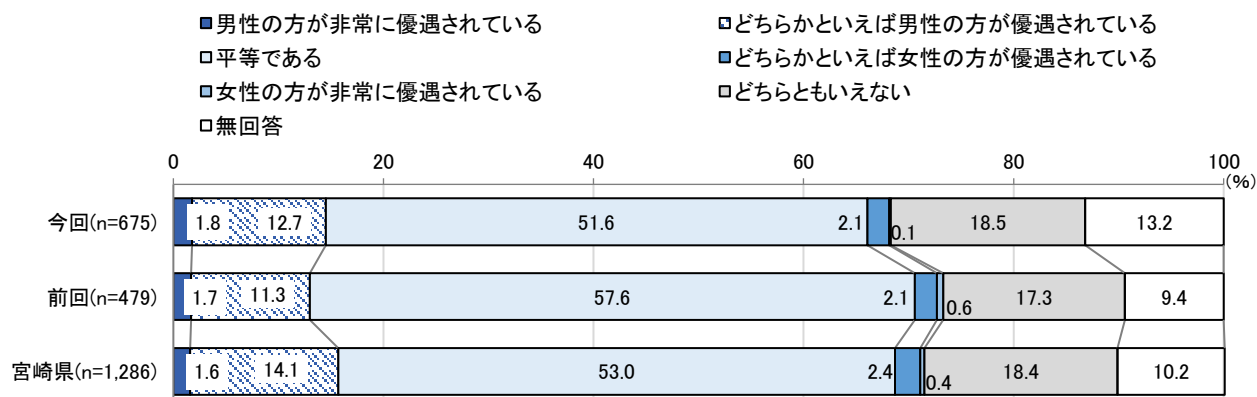
今後とも次代を担う子ども達が、個性と能力を発揮できるように、家庭・学校・地域等において、男女共同参画の観点に立った教育・学習を推進する必要があります。

また、社会的・文化的につくられた性差(ジェンダー\*<sup>1</sup>)に起因する差別意識や性別役割分担意識の解消に向けて、学校教育、家庭教育、社会教育などすべての教育の領域において取り組むことが求められています。

図表 4-7 学校教育における男女平等意識（男女別）

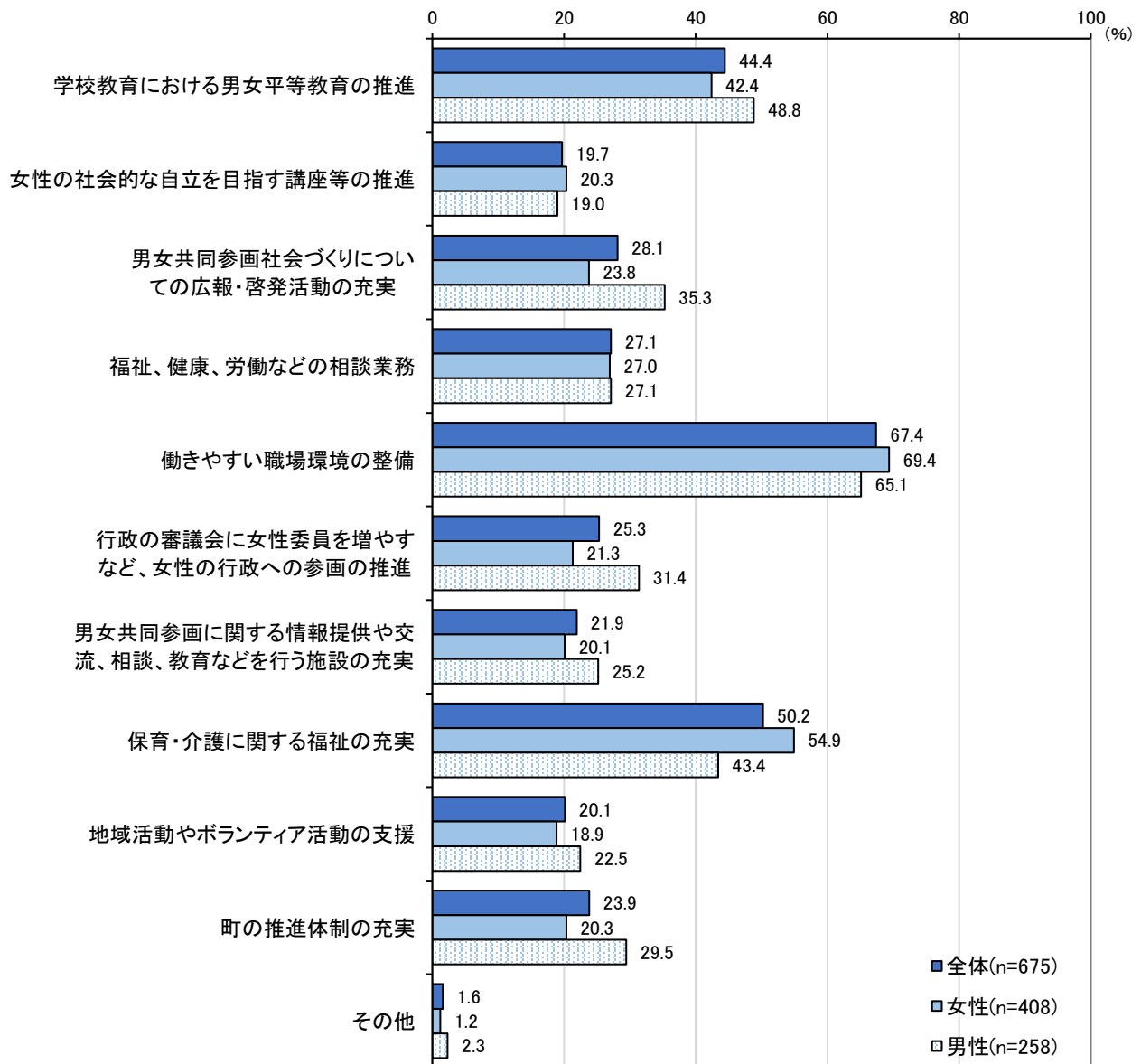


図表 4-8 学校教育における男女平等意識（他調査との比較）



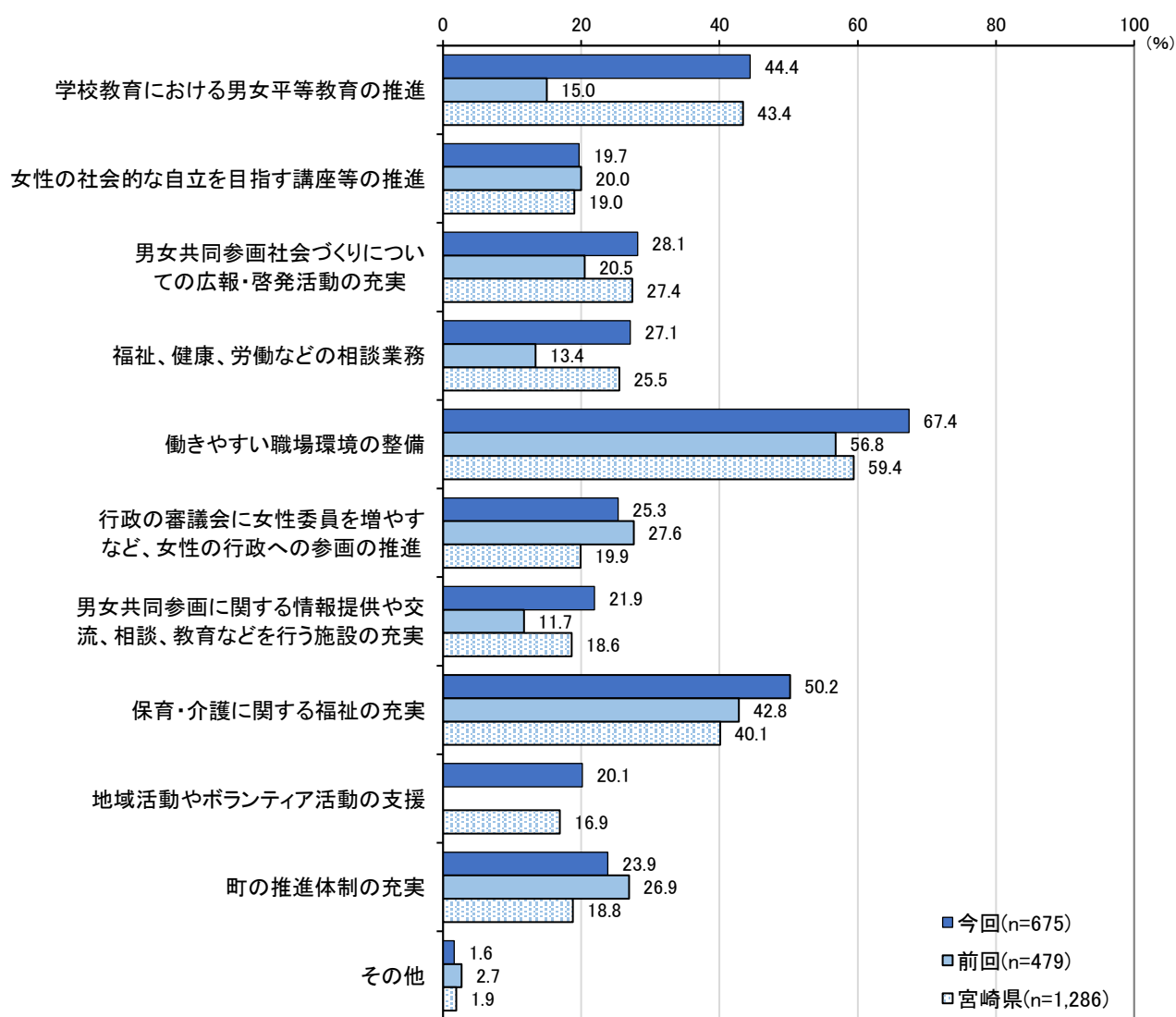
資料：令和3年三股町男女共同参画社会づくりのための町民意識調査

図表 4-9 男女共同参画社会を形成するために町が今後力を入れて欲しい施策（男女別）



資料：令和3年三股町男女共同参画社会づくりのための町民意識調査

図表 4-10 男女共同参画社会を形成するために町が今後力を入れて欲しい施策（他調査との比較）



資料：令和3年三股町男女共同参画社会づくりのための町民意識調査

【基本目標 I 重点分野 2 施策の方向】

施策	内容	所管課
④ 男女共同参画の視点に立った教育・学習機会の拡充	男女平等に関する教育を積極的に推進します。	教育課 福祉課 企画商工課
	学校教育において、男女共同参画社会についての認識を深めるための取り組みを推進します。	
	教職員をはじめ教育・保育関係者が、男女共同参画の意識を高めるための研修会等を開催し、啓発に努めます。	
	家庭における男女共同参画の認識を高めるために家庭教育学級、PTA活動等の場において啓発に努めます。	
	町民を対象とした社会教育の場を通じて、固定的な性別役割分担意識の解消や男女共同参画推進に関する学習や啓発を推進します。	
	【新規】地域社会における企業の社会的責任、職場での人権尊重・人権意識の高揚のため、町の現状を踏まえ、普及啓発に努めます。	
	インターネットや携帯電話等の多種多様なメディアからの情報を主体的に読み解き、活用し、コミュニケーションする能力(メディア・リテラシー* <sup>2</sup> )の育成に努め、男女の人権を尊重した表現等を認識できるような教育を推進します。	

【基本目標 I の現状と目標値】

施策	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和6年度)
男女共同参画に関する講座の参加者数	0人	60人
広報紙への男女共同関連記事掲載数	1回	2回

\*1 ジェンダー

先天的・生体的・生物学的性別を示す「セックス」に対し、社会的・文化的に形成された概念。

\*2 メディア・リテラシー

メディアからの情報を主体的に読み解き、批判し、表現する能力。メディアからの情報をただ受け止めるだけでなく、情報を能動的に解釈したり批判したりする能力と、自分で考え、自分の意見を表現・発信する能力をいう。

## 2 基本目標Ⅱ 男女がともに個性と能力を發揮できる地域づくり



### SDGs 関連分野

男女共同参画社会では、性別に関係なく、誰もが地域社会づくりの担い手として、その能力を十分に発揮し、生き生きと働くことができ、国や地方公共団体の施策や地域における方針の立案及び決定などあらゆる分野において、平等に参画する機会が確保されることが重要です。

こうした中で、地域は家庭とともに最も身近な暮らしの場であり、地域における男女共同参画の推進は、重要な役割を担っているものの、近年、高齢化の進行、地域のつながりの希薄化などに伴い、福祉、環境、防災、防犯、まちづくり等、町民に直結する課題が顕在化しております。

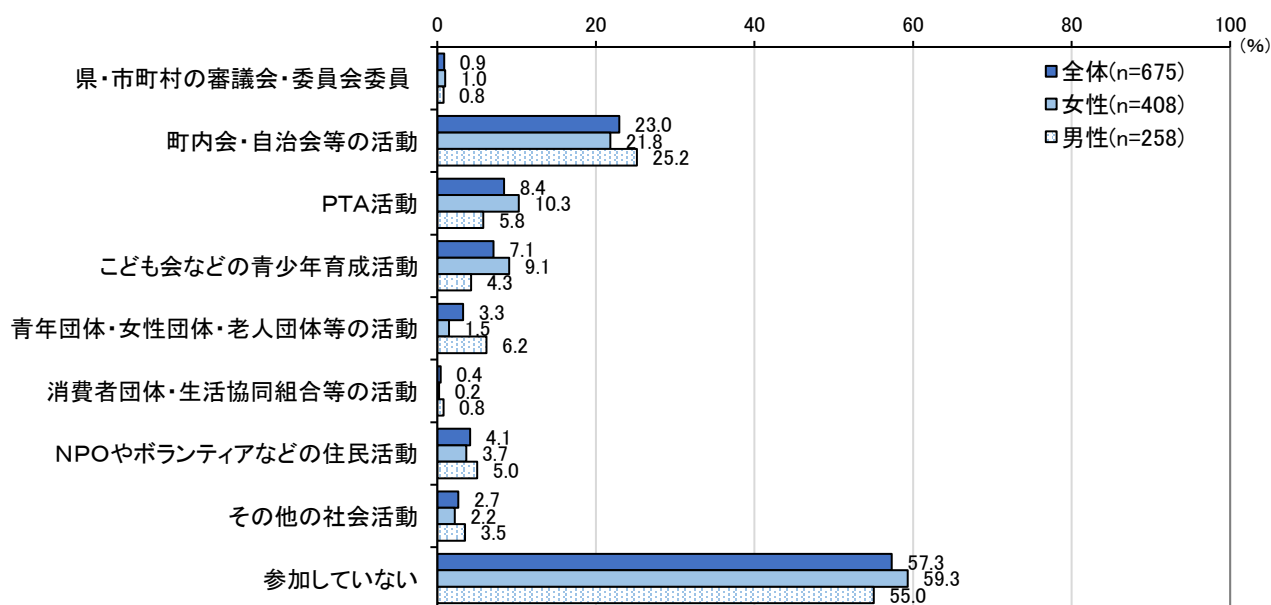
町民意識調査によると「地域活動への参加状況」では、「参加していない」が57.3%となっており、県(47.5%)を上回っています。「参加していない」は、性別では男性は55.0%、女性は59.3%と女性がやや高く、年齢別では、20～29歳が85.7%、30～39歳が63.0%と、若い世代が高くなっています。

また、自治会加入率も年々低くなっている状況にあります。

このようなことから、地域の構成員の半分を占めている女性や若い世代の意見を地域づくりに十分反映していく必要があります。

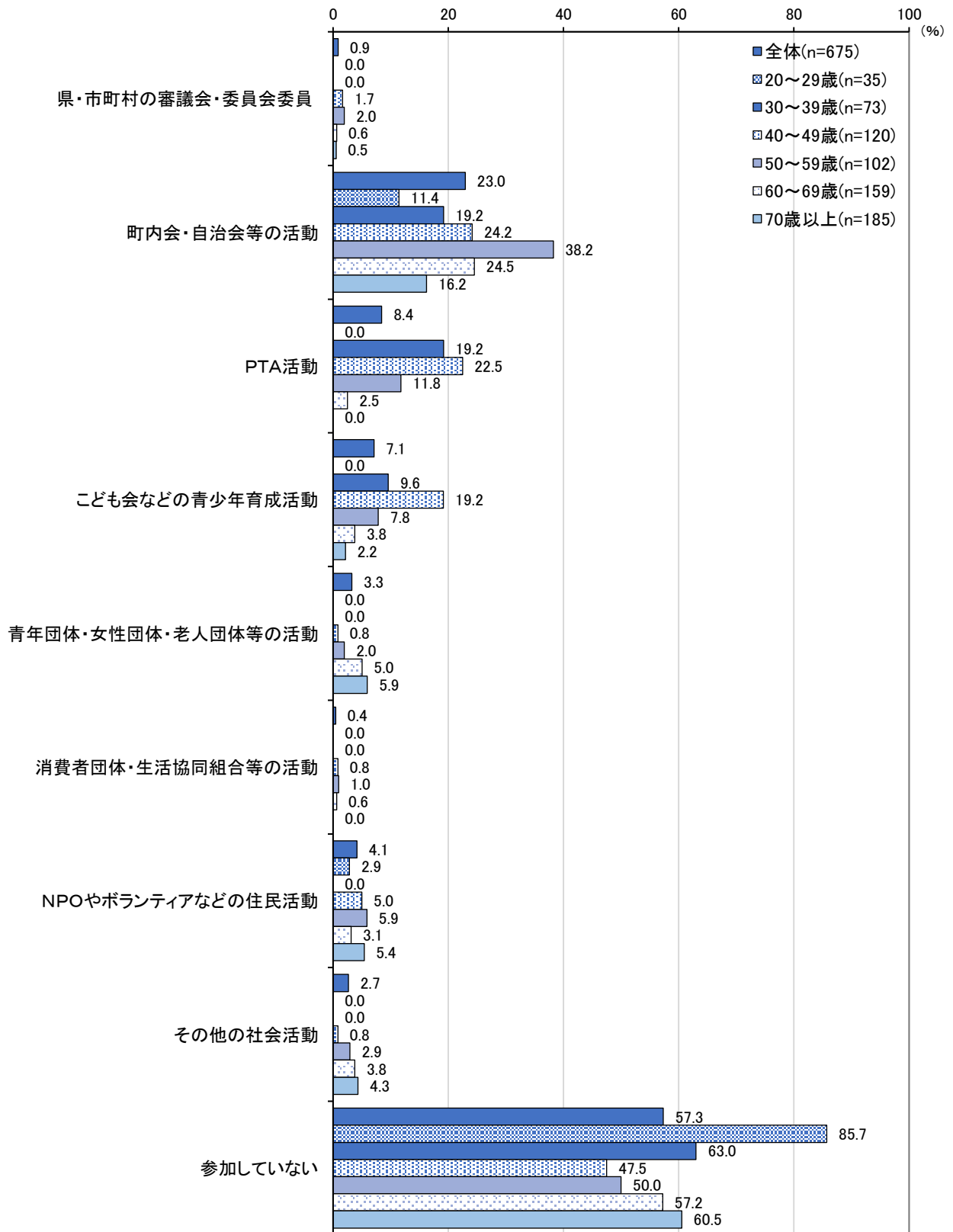
地域における男女共同参画の推進は、地域づくりの活力にもなりますので、政策方針決定過程への女性の参加の促進をはじめ、地域活動のあらゆる分野に女性が参画し、男女双方の意見が対等に反映されるような取り組みを推進します。

図表 4-11 地域活動への参加状況（男女別）



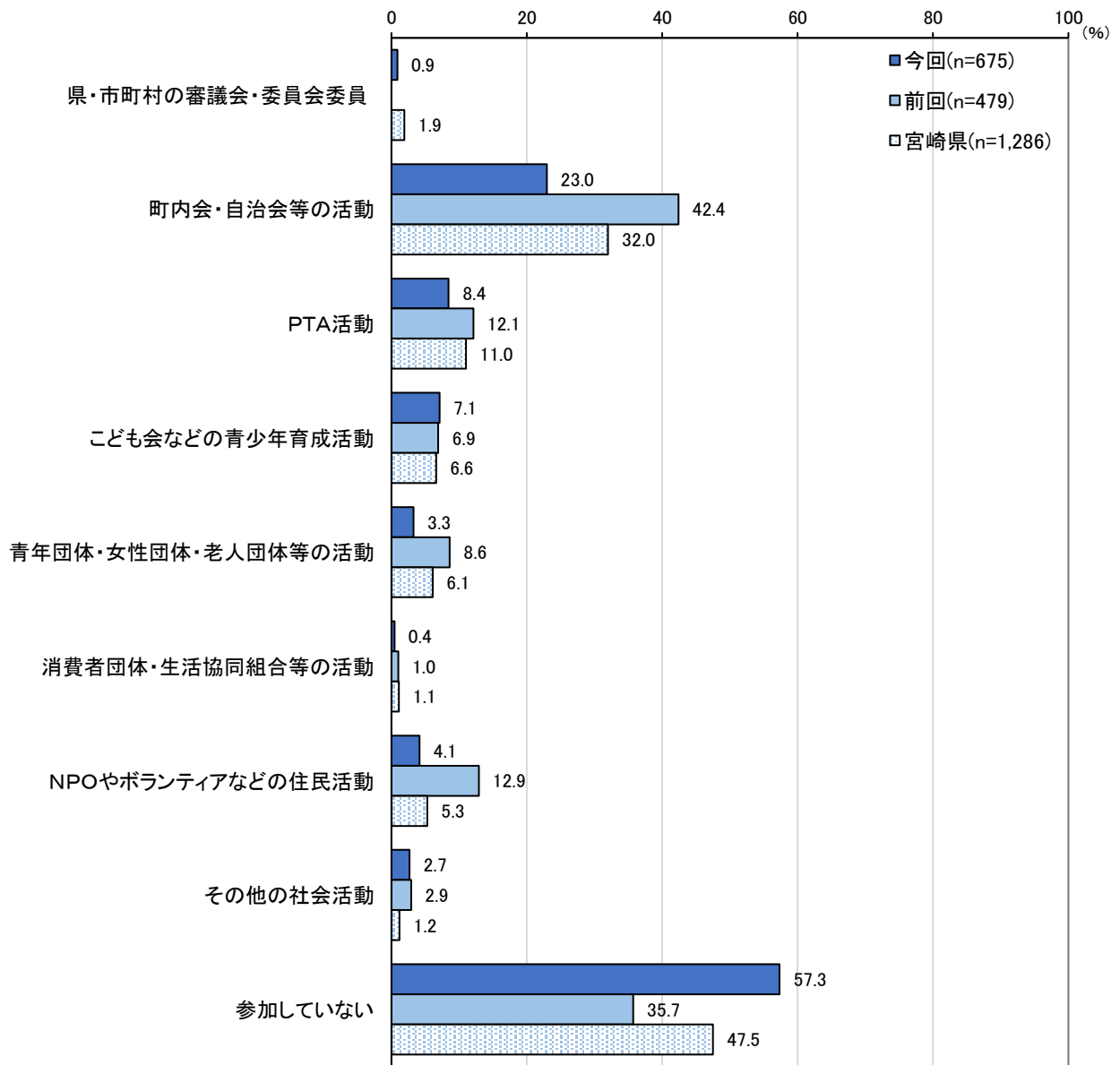
資料：令和3年三股町男女共同参画社会づくりのための町民意識調査

図表 4-12 地域活動への参加状況（年齢別）



資料：令和3年三股町男女共同参画社会づくりのための町民意識調査

図表 4-13 地域活動への参加状況（他調査との比較）



資料：令和3年三股町男女共同参画社会づくりのための町民意識調査

図表 4-14 自治会加入率（単位：％）

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
67.0	66.2	65.3	65.2	64.2	63.8	63.6	63.2	62.2	61.9

資料：三股町総務課

(1) 重点分野1 施策・方針決定の場への女性参画の推進

【現状と課題】

男女共同参画社会を築いていくためには、政策・方針決定の場への女性参画を推進することが大切です。しかし、現実には、議員、審議会委員、自治区会代表などには依然として女性が少ない状況にあります。令和3年4月時点での町議会議員数は、男性10人、女性2人であり、令和2年度の審議会等の女性委員の割合は、平成28年度と比べると0.6ポイント高い18.9%となっています。

町民意識調査では、「政策・方針決定にかかわる役職において、あなたはどのような分野に女性がもっと増える方がよいと思いますか。」として第1位は「国会議員・都道府県議会議員・市町村議会議員」(50.4%)、次いで「都道府県知事・市町村長」(45.6%)、「県・市町村の審議会や委員会の委員」(42.2%)となっています。

女性の能力や意欲を高めるために、人材育成、チャレンジの支援など女性が参画しやすい環境を整える取り組みが必要です。

図表 4-15 審議会等委員の女性委員の登用率（単位：％）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
宮崎県	—	22.3	22.7	22.9	24.2
三股町	18.3	17.2	21.4	20.4	18.9

資料：内閣府女性参画状況見える化マップ

宮崎県男女共同参画マップ（各年度版）

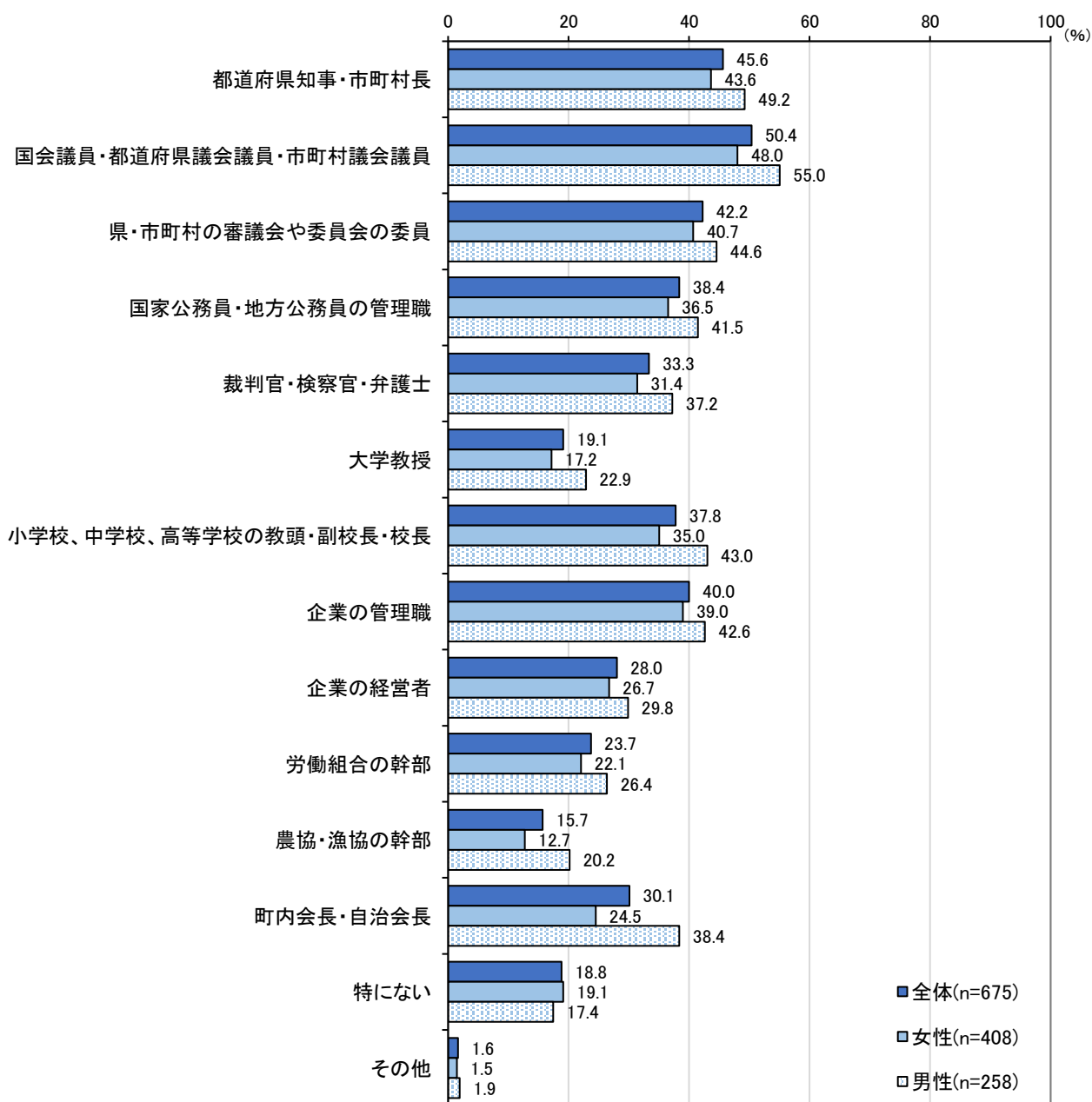
図表 4-16 審議会等における女性登用の状況（単位：人）

	総数	男性	女性
町議会議員	12	10	2
教育委員会	5	3	2
選挙管理委員会委員	4	3	1
農業委員（農地利用最適化推進委員を含む。）	16	15	1
公平委員	3	2	1
都市計画審議会	8	7	1
行政事務連絡員	30	30	0
社会教育委員	7	4	3
男女共同参画審議会	11	5	6
図書館協議会	6	3	3
文化会館運営委員会	5	1	4

令和3年4月現在：三股町



図表 4-17 女性が増えることを望まれている政策・方針決定にかかわる役職（男女別）



資料：令和3年三股町男女共同参画社会づくりのための町民意識調査

【基本目標Ⅱ重点分野1 施策の方向】

施策	内容	所管課
⑤ 施策・方針決定過程への女性参画の拡大	<p>【新規】政策・方針決定過程への女性参画の機会を設け、あらゆる分野への男女共同参画を促進するため、意識啓発を促します。</p> <p>審議会等への女性の登用に努めるとともに、女性委員のいない審議会等の解消を図ります。</p> <p>【変更】女性職員の積極的な登用による人材の活用と組織の活性化を図るため、女性職員のキャリア形成支援に取り組みます。</p>	全課
⑥ 女性のチャレンジ支援	<p>女性が社会で指導的役割を果たす力をつけることができるよう、県等と連携して意欲と能力を高める講座や研修を開催します。</p> <p>女性が経済、政治、教育など様々な分野における課題を自分の力で解決していく能力、技術を身につける(エンパワーメント)ための学習機会の提供に努めます。</p> <p>女性がライフスタイルに合わせて、仕事や様々な活動に従事することができるよう関係機関と連携を図りながら「仕事と生活の調和」の視点に立って環境の整備に努めます。</p>	総務課 教育課
⑦ 女性人材の育成・確保	<p>幅広い分野からの女性の登用を促進するため、女性の人材情報の収集に努めます。</p> <p>性別にとらわれることなく意欲と能力の高い女性人材の育成と発掘に努めます。</p>	全課

## (2) 重点分野2 地域における男女共同参画の促進

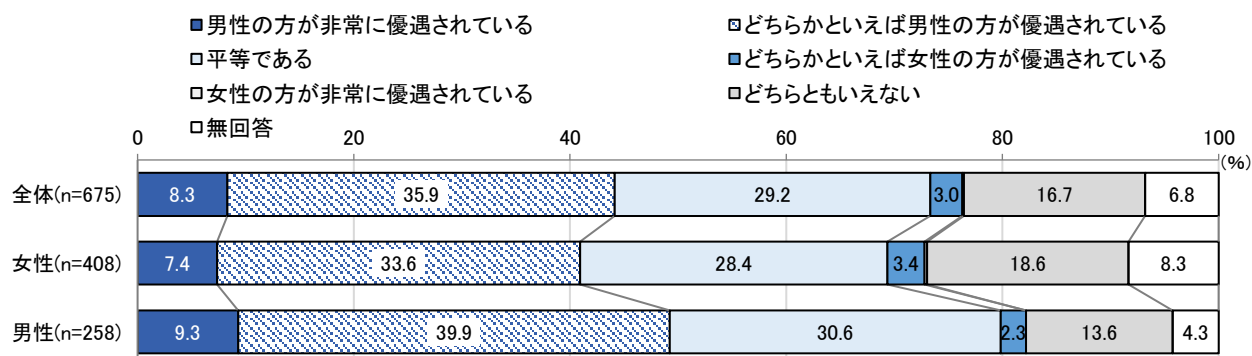
### 【現状と課題】

少子高齢化の進行、社会情勢の変化などにより、地域（自治公民館）が抱える課題はより多様化・複雑化してきています。このような状況に対応するためには、性別による固定的な役割分担、慣習やしきたりなどにとらわれず、男女が共に平等なパートナーとして地域づくりに参画することが大切です。また、東日本大震災を契機に、防災の観点から、自治会や集落等の地域活動の重要性、役割が改めて認識されてきています。

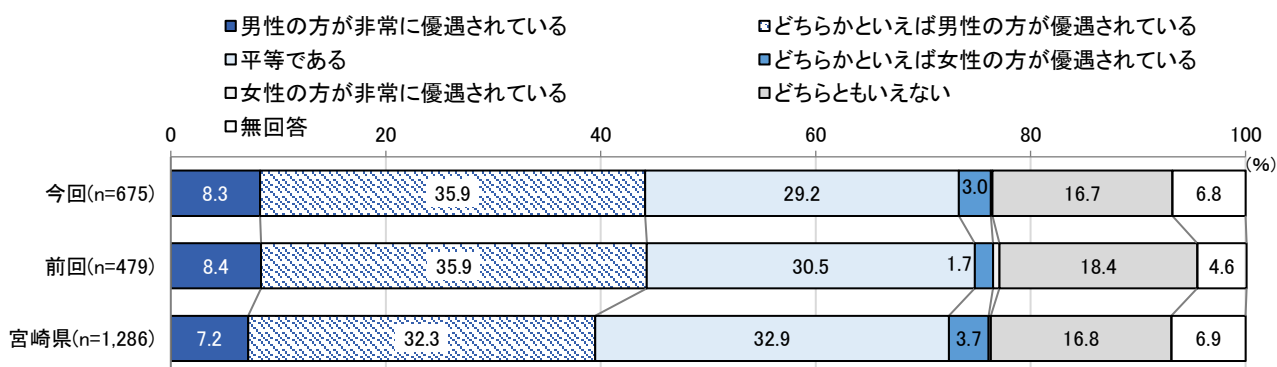
町民意識調査では「様々な分野で男女の地位は平等になっていると思いますか」の問いに、「地域社会（町内会、自治会など）」においては『男性優遇』が44.2%と、県と比較して4.7ポイント高くなっており、地域においては依然として男性優位、男性中心の状況であることが推察されます。

地域が抱える課題を克服し、社会情勢の変化に対応するためには、行政による取り組みだけでは難しい状況にあります。今後は、町民一人ひとりが自分の問題として考え、男女共同参画の視点により、男女が対等な立場から役割と責任を分担する地域づくりが求められます。

図表 4-18 地域社会（町内会、自治会など）における男女平等意識（男女別）



図表 4-19 地域社会（町内会、自治会など）における男女平等意識（他調査との比較）



資料：令和3年三股町男女共同参画社会づくりのための町民意識調査

【基本目標Ⅱ重点分野2 施策の方向】

施策	内容	所管課
⑧ 地域活動における男女共同参画の推進	地域における男女共同参画の認識を深めるための啓発や情報提供を推進します。	全課
	男女が相互に協力して地域活動(自治会活動、ボランティア活動、子ども会活動、スポーツ・文化活動、高齢者クラブ活動等)へ参画するための広報・啓発を促進します。	
	地域づくり団体等への情報提供、リーダーの育成、団体間の連携・交流促進など、地域活動の支援に努めます。	
	男女共同参画の視点から、地域のしきたりや慣習が必要に応じて見直されるように、広報・啓発、研修等に取り組みます。	
	教育分野においても、性別による固定的な役割などを反映したしきたり・慣習等を見直すための教材の提供、資料の作成等に努めます。	
⑨ 防災分野における男女共同参画の促進	地域住民の生命・財産を自然災害等から守るため、男女が共同して取り組むための意識啓発や情報提供を推進します。	総務課 教育課 町民保健課 福祉課 高齢者支援課
	地域防災の中核である消防団の活動を活性化するため、防災啓発に取り組む女性消防団員の育成に努めます。	
	教育分野においても、子どもの頃から地域における避難訓練や防災活動の重要性を認識するための教育に努めます。	
	災害において、安否確認の人材ネットワーク形成、高齢者・障がい者・妊産婦などの要援護者の支援体制の整備、避難先の確保、生活用品の備蓄などに男女が共同で取り組む仕組みづくりを支援します。	

【基本目標Ⅱの現状と目標値】

施策	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和6年度)
審議会等に占める女性委員の割合	17.8%	40%以上
町職員の課長相当職に占める女性の割合	7.1%	14%以上
女性防災士の数	38人	60人

### 3 基本目標Ⅲ 男女がともに活躍できる環境づくり



#### SDGs 関連分野

人口減少、少子高齢化等が進行する中で、町、地域、家庭等がそれぞれの場において、将来にわたり活力、元気、成長を維持・増進させるためには、多様な人材の能力の活用、多様な視点の導入、新たな発想が求められています。

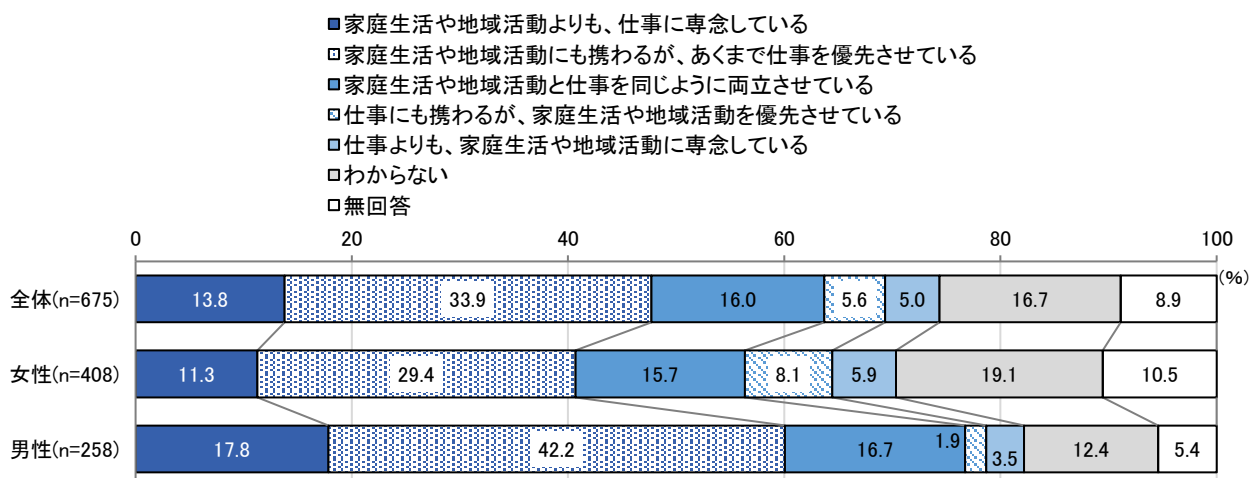
特に、職場は生活の経済的基盤を形成するものであり、女性に限らず誰もが多様で柔軟な働き方が実現できることや、性別による差別的な扱いを受けないことなど、個性と能力を發揮できる機会の確保が必要です。

女性が男性とともに仕事をするためには、家事・育児・介護などの、家庭生活の責任を、男女が共に担う必要があります。このようなことから「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」\*<sup>1</sup>や「男女間格差の積極的改善措置(ポジティブアクション)」\*<sup>2</sup>という考え方に沿った取り組みが求められています。

仕事と生活の調和について、町民意識調査では、「家庭生活や地域活動と仕事を同じように両立させている」の割合は全体の 16.0%です。男女別でみると両立派は男性が 16.7%であるのに対して、女性は 15.7%で、男性を 1.0 ポイント下回っています。一方、「仕事を優先(「家庭生活や地域活動よりも、仕事に専念している」+「家庭生活や地域活動にも携わるが、あくまで仕事を優先させている」)」の男性は 60.0%、女性は 40.7%となっています。

今後は、男女がともに仕事や家庭生活における責任を果たすとともに、一人ひとりがやりがいや達成感を感じながら、子育て期・中高年期などのライフステージ\*<sup>3</sup>に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を目指し、家庭・地域・事業者及び行政などが協働して環境の整備に取り組みます。

図表 4-20 仕事と家庭生活・地域活動のバランス（男女別）



資料：令和3年三股町男女共同参画社会づくりのための町民意識調査

## (1) 重点分野1 就業環境の整備

### 【現状と課題】

就業は、町民の生活の経済的基盤を形成するものであるとともに、働く人が生きがいを感じ、達成感を得られるなどの自己実現につながるため、男女共同参画社会の実現には重要な分野です。

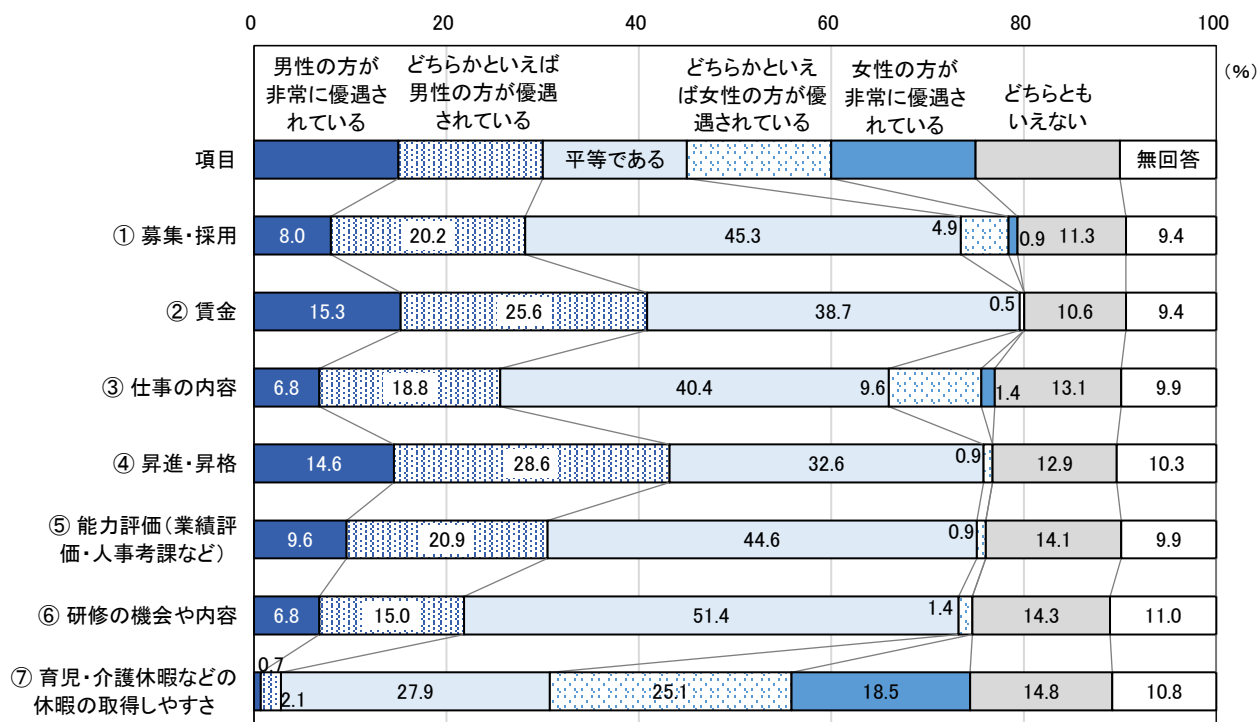
国においては、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法の改正、子ども・子育て支援法\*4 など女性の働く環境を整備してきています。しかし、女性に対する募集・採用、教育訓練、定年・退職・解雇などの状況をみると、働く場における男女平等は十分進んでいるとは言えません。

町民意識調査によると、「職場における性別による格差」について、「賃金」では40.9%、「昇進・昇格」では43.2%が男性優遇と考えています。

また、「女性が結婚・出産後も職業を持ち、働き続けるにはどのようなことが必要か」については、第1位「育児休業や短時間制度などの仕事と家庭の両立ができる制度を充実する」(67.7%)、第2位「結婚・出産・介護などの都合でいったん退職した女性のための再雇用制度を普及、促進する」(61.9%)となっています。

就業する産業（農畜産業、商工業、サービス業など）や就業形態（自営、サラリーマン等）が異なっても、女性の能力に応じた適正な処遇・労働条件の確保や、意思決定の場への女性の参画の促進など、男女平等の観点からの就業環境の整備が求められています。

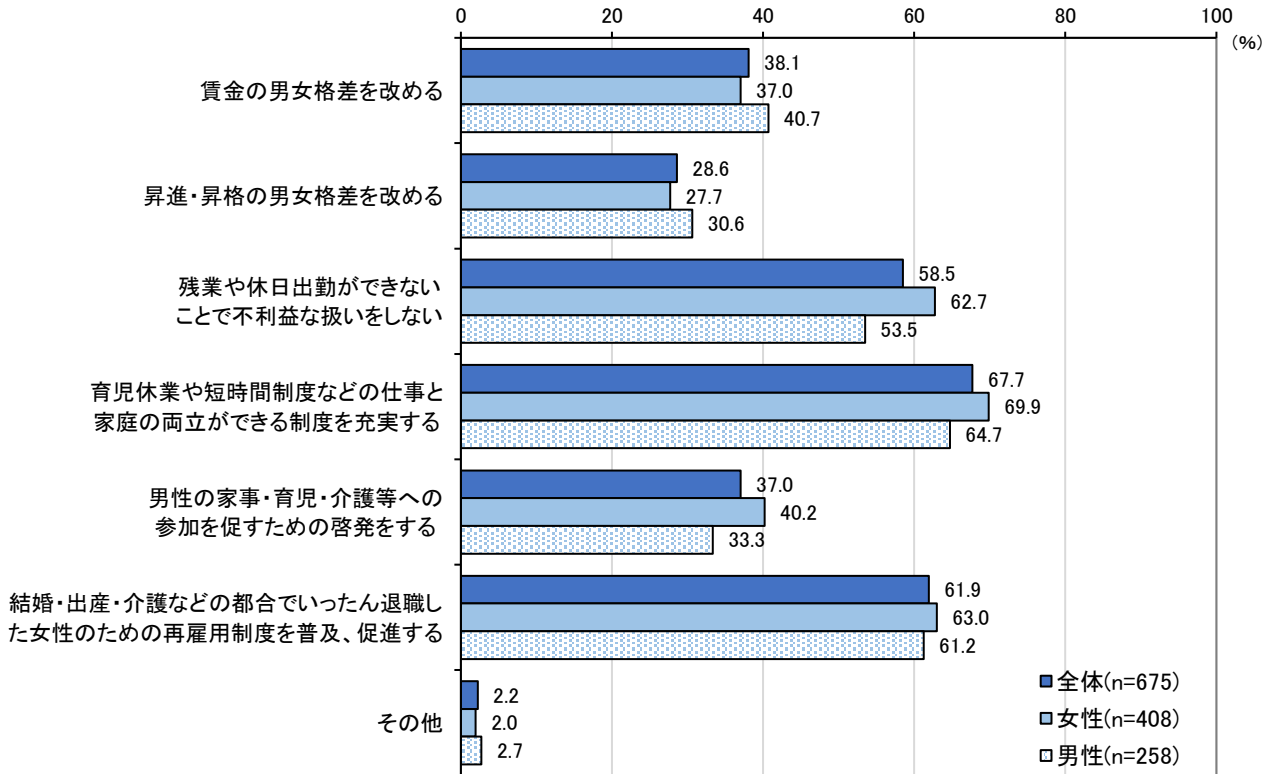
図表 4-21 職場における性別による格差



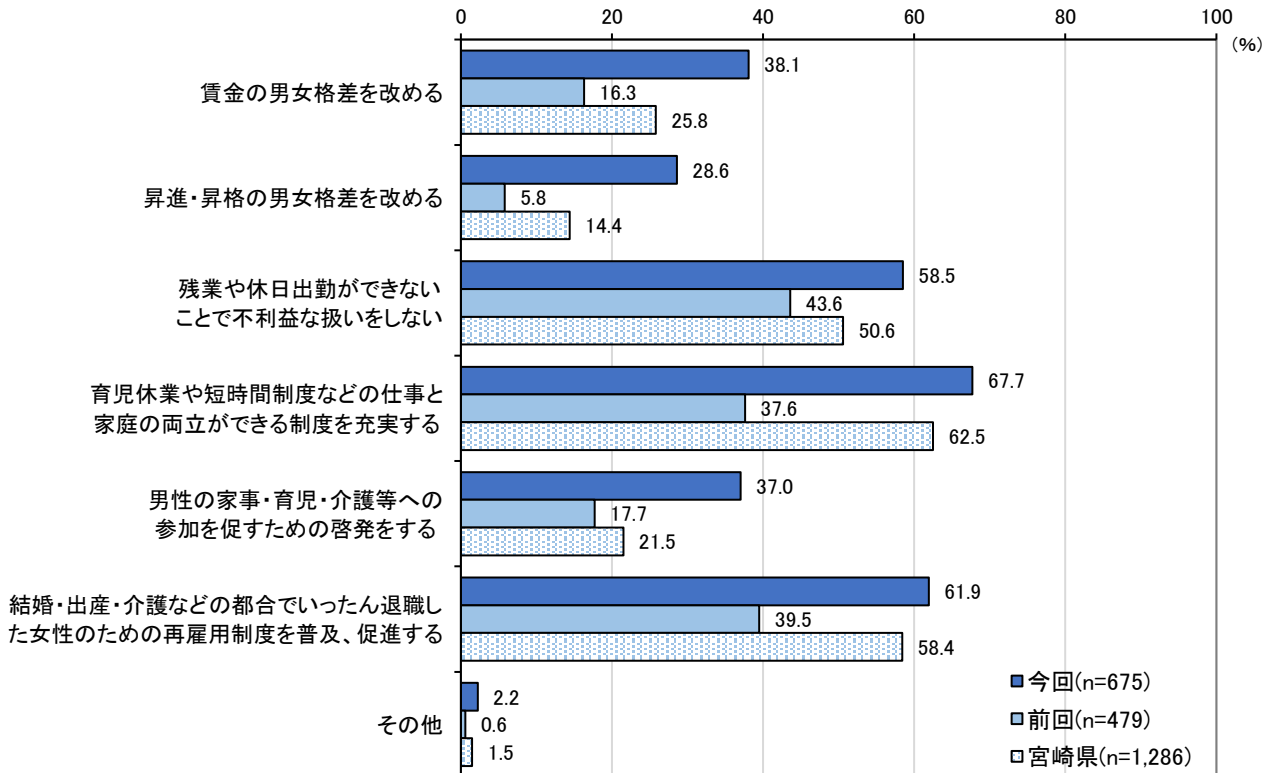
全体(n=426)

資料：令和3年三股町男女共同参画社会づくりのための町民意識調査

図表 4-22 女性が結婚・出産後も仕事をもち、働き続けるために必要なこと（男女別）



図表 4-23 女性が結婚・出産後も仕事をもち、働き続けるために必要なこと（他調査との比較）



資料：令和3年三股町男女共同参画社会づくりのための町民意識調査

【基本目標Ⅲ重点分野1 施策の方向】

施策	内容	所管課
⑩ 就業条件及び環境の整備	男女雇用機会均等法の周知・徹底に努めます。	総務課
	女性の就業を支援するため、関係機関と連携して、各種情報の提供・相談、融資制度の紹介等に努めます。	農業振興課 企画商工課
⑪ 職場における男女間格差の解消	町は「三股町職員ハラスメント防止規程」に基づき、職員に対する研修を今後も進めます。	総務課 農業振興課 企画商工課
	事業所におけるハラスメント防止の啓発を促進します。	
	職場における、セクシュアル・ハラスメント* <sup>5</sup> 、マタニティハラスメント* <sup>6</sup> などを防止するための啓発活動を促進します。	
	男女平等の雇用条件(非正規雇用・パートを含めて)・賃金体系の確立等を促進します。	
	女性の職業能力の開発、職域拡大、意思決定の場への参画等を促進するために、事業所・関係機関と連携して取り組みます。	
	事業所における男女間格差の積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の導入を促進するための啓発に努めます。	
⑫ 農畜産業・商工自営業で働く女性の就業環境の整備	【新規】事業所に対し、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、女性が管理職を希望しやすい職場環境の整備に対する支援を行います。	農業振興課 企画商工課
	農畜産業・商工自営業の従事者に男女共同参画のための啓発活動(講座・研修会等)を促進します。	
	農業・商工関係団体への女性の参画を促進します。	
	家族経営に従事する女性を正當に評価し、就労状況の改善を推進するために、家族経営協定* <sup>7</sup> の締結や認定農業者* <sup>8</sup> の育成を促進します。	
	女性の起業支援に努めます。	

図表 4-24 家庭経営協定締結件数（農畜産業）（単位：件）

	平成 27 年度 までの累計	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
件数	40	0	0	0	0	5

図表 4-25 女性認定農業者数の推移（単位：人）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
認定農業者数	108	112	113	115	115
うち女性認定農業者数	6	3	3	4	6



\*1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

働き方の見直しなどにより、個人の価値観に基づく多様な選択(仕事、家庭生活、地域活動、個人活動などさまざまな活動を自らの希望するバランスで行うことができる)が可能な社会をつくり、意欲をもって働きながら豊かさを実感して暮らせるようになること。

\*2 男女間格差の積極的改善措置(ポジティブアクション)

固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯から

- ・営業職に女性がほとんど配置されていない
- ・課長以上の管理職は男性が大半を占めている

などの差が男女労働者の間に生じている場合、このような格差を解消しようと個々の企業が行う自主的な取り組みをいう。

\*3 ライフステージ

人間の一生における幼少期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。

\*4 子ども・子育て支援法

保護者が子育ての第一義的責任を有するという基本認識のもとに、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育てを支援するための法律。2012(平成 24)年 8 月に公布され、2017(平成 29)年 4 月に施行された。なお、これとあわせて成立した、認定こども園法の一部改正法と、これら 2 法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律は、子ども・子育て関連 3 法とよばれる。

\*5 セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)

職場または教育現場において、優越的地位や継続的関係を利用して行われる相手方の意に反する性的な言動によって、相手方に不利益を与えたり、不快感を与えたりして、環境が害されること。

\*6 マタニティハラスメント(マタハラ)

妊娠や出産したことによって業務上支障をきたすという理由での嫌がらせ行為を指す言葉。妊婦に直接いやがらせを言ったり、妊娠を理由に自主退職を強要したり、育児休暇を認めない、妊娠しないことを雇用の条件にするなどの行為も含まれる。

\*7 家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境等について、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。

\*8 認定農業者

農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業者・農業法人など。対象は性別を問わず、共同経営を行う夫婦や兼業農家・新規就農を目指す非農家なども含めている。

## (2) 重点分野2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進

### 【現状と課題】

長時間労働の削減や労働生産性の向上などの働き方改革を進めることや、男性の育児休業の取得促進、多様な人々が活躍できるようなライフスタイルに対応した多様で柔軟な働き方の導入の重要性等について、関係機関と連携して周知します。

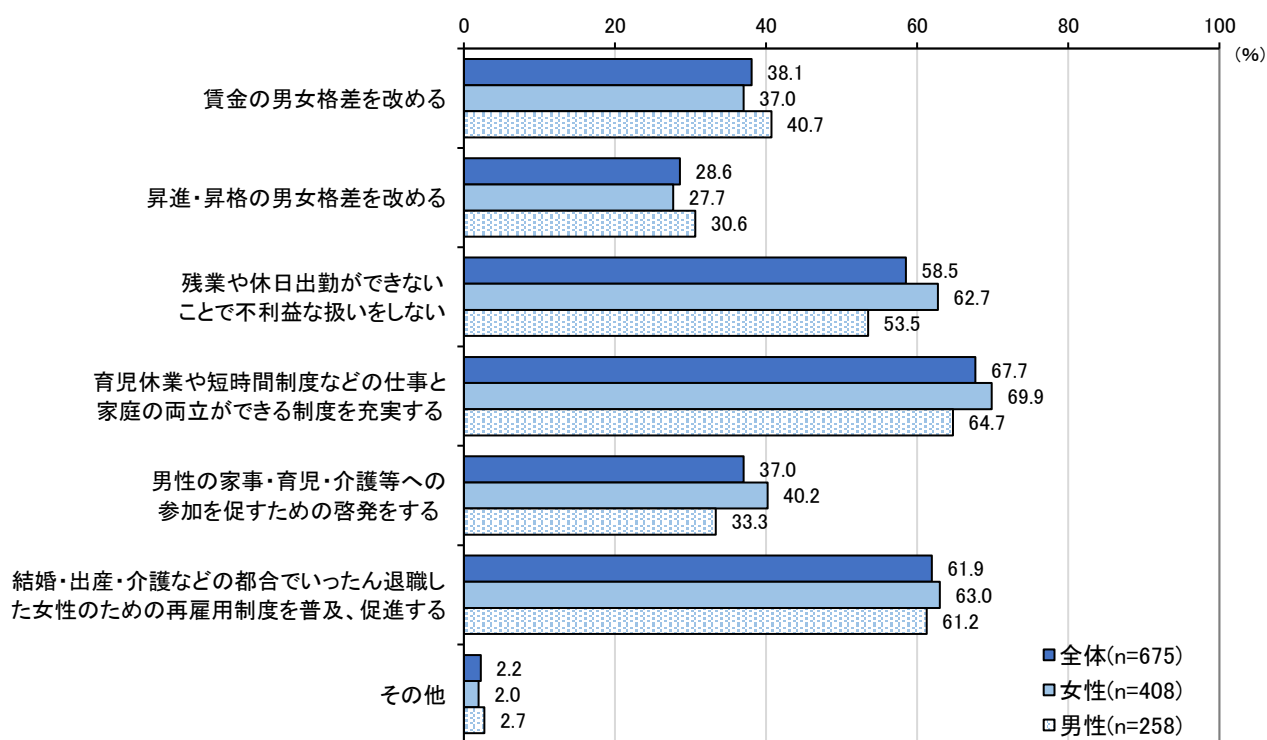
子育てに関する不安や負担感を解消し、男女がともに子育てと仕事や地域活動などを調和させることができるよう、ライフスタイルに対応した多様な保育サービスの提供などのきめ細かな子育て支援策を推進します。

町民意識調査では、女性が結婚・出産後も仕事をもち、働き続けるためには、「育児休業や短時間制度などの仕事と家庭の両立ができる制度を充実する」(67.7%)、次いで「結婚・出産・介護などの都合でいったん退職した女性のための再雇用制度を普及、促進する」(61.9%)、「残業や休日出勤ができないことで不利益な扱いをしない」(58.5%)を望む人が多くなっています。

また、男性の育児休業取得率が低い理由として、「職場に取りやすい雰囲気や育児休業取得に関する就業規則がないから」(61.2%)、「取ると仕事で周囲の人に迷惑がかかるから」(55.7%)をあげています。

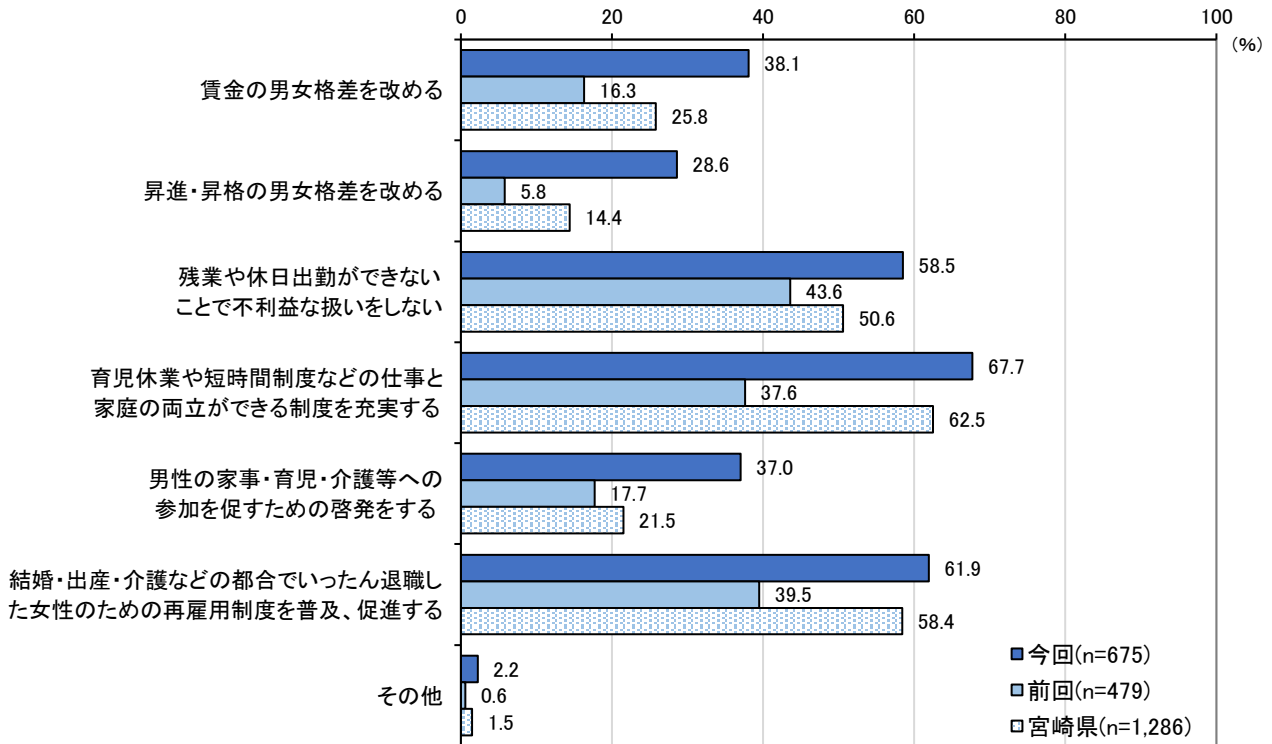
男女がともに社会のあらゆる活動に参画していくためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進が重要となるため、一人ひとりの意識改革に向けて、地域、事業所等の理解と協力を求めています。

図表 4-26 女性が結婚・出産後も仕事をもち、働き続けるために必要なこと（男女別）【再掲】

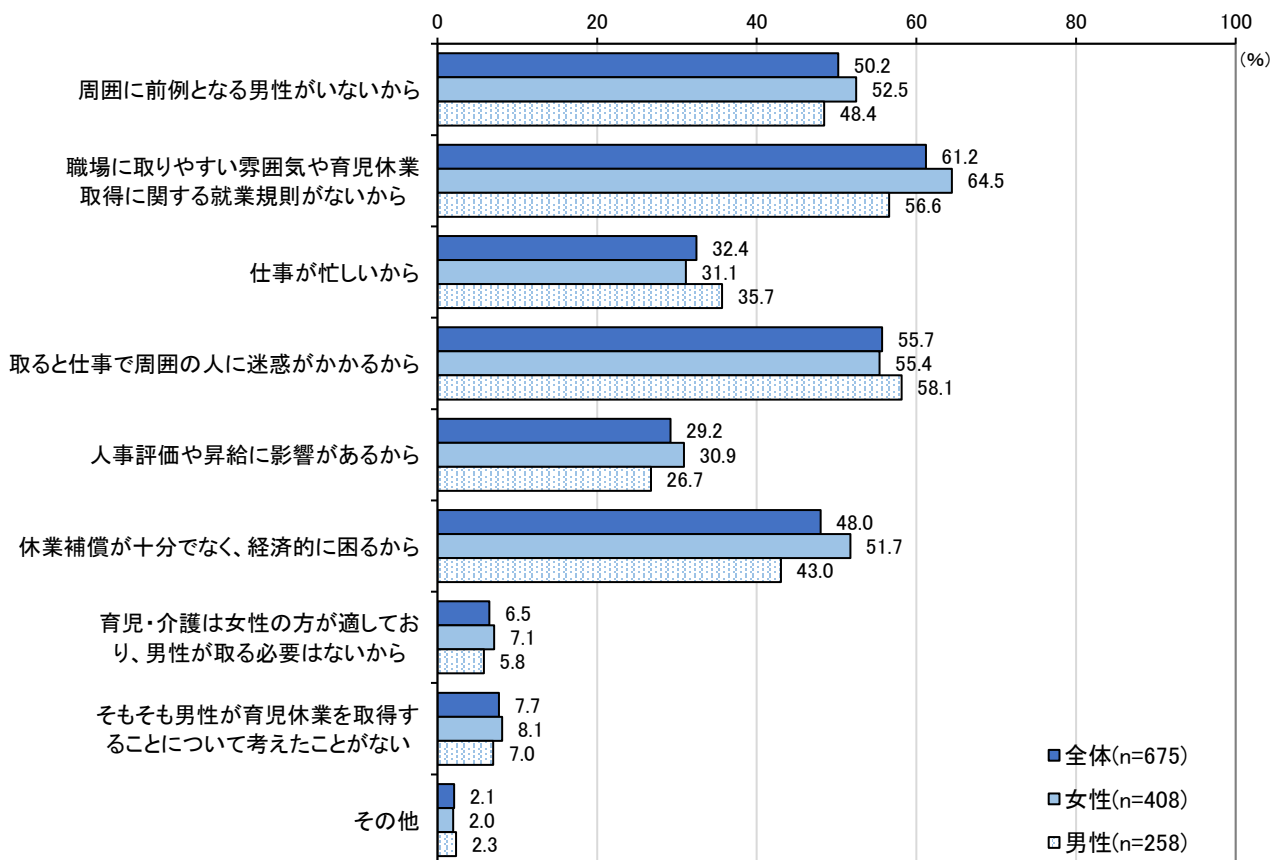


資料：令和3年三股町男女共同参画社会づくりのための町民意識調査

図表 4-27 女性が結婚・出産後も仕事をもち、働き続けるために必要なこと（他調査との比較）【再掲】

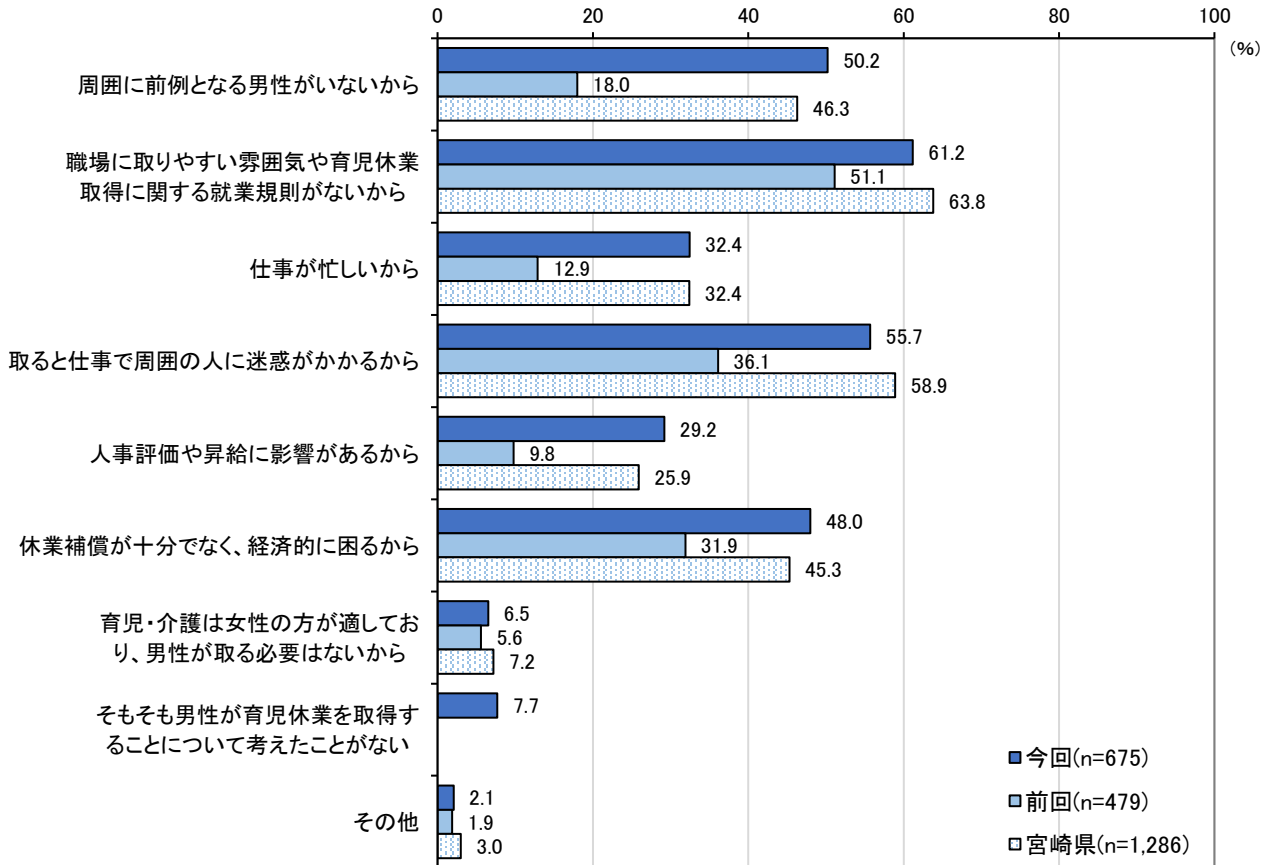


図表 4-28 男性の育児休業取得率が低い理由（男女別）



資料：令和3年三股町男女共同参画社会づくりのための町民意識調査

図表 4-29 男性の育児休業取得率が低い理由（他調査との比較）



資料：令和3年三股町男女共同参画社会づくりのための町民意識調査

【基本目標Ⅲ重点分野2 施策の方向】

施策	内容	所管課
⑬ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及・啓発	女性が仕事と家庭の両立を可能とするために、家族や夫の理解・協力の気運が高まるよう、啓発活動を推進します。	総務課 企画商工課
⑭ 事業所・企業等のワーク・ライフ・バランスの推進	【新規】働き方改革関連法に基づき、職員の残業時間の上限規制、有給休暇取得促進、育児休業取得等を推進します。	総務課 農業振興課 企画商工課
	事業所・企業等に対して、ワーク・ライフ・バランスの定着に向けての啓発を推進します。	
	企業・事業者等に対して育児休業・介護休業制度の一層の整備充実の要請に努めます。	
	男性の育児休業制度・短時間労働勤務制度の利用の促進啓発に取り組みます。	

### (3) 重点分野3 子育て及び介護支援の充実

#### 【現状と課題】

女性の就業について、町民意識調査では、「ずっと仕事を続けるほうがよい」と考えている人が49.9%で、宮崎県（53.0%）を3.1ポイント下回っています。

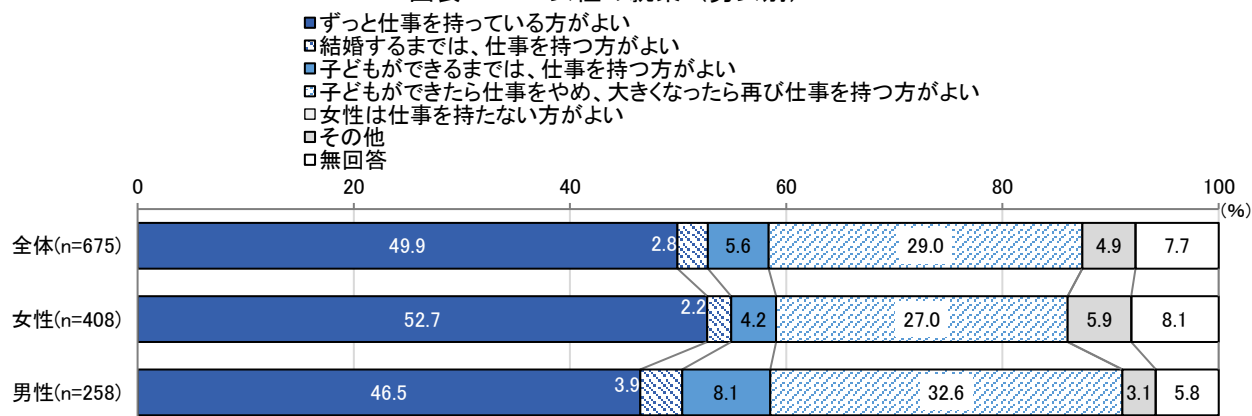
前回の調査と比較して、「ずっと仕事を持っている方がよい」は14.8ポイント上がっており、女性の就業意識が大きく変化し、働き続けることを望む声が大きくなっていることがうかがえます。

一方、家庭における役割分担では、「育児・子どものしつけ」について「主に妻（「主に妻が行っている」+「主に妻が行い、夫が一部を分担している」）」は59.8%であり、「親の世話・介護」についても「主に妻」が48.9%と妻への負担が大きくなっています。

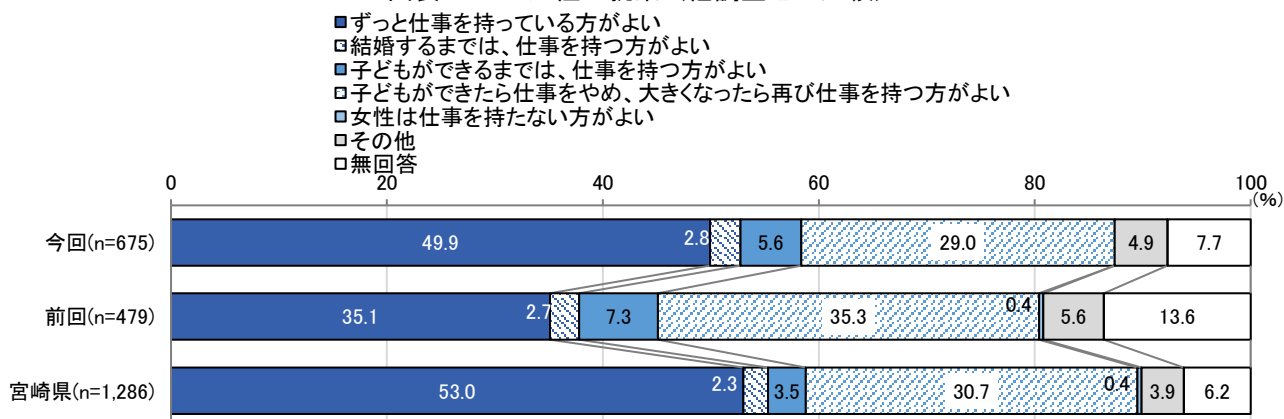
これまで、子育てや介護は女性が担うものと考えられがちでしたが、核家族・高齢化社会の進行に対応するためには、男女がともに協力して負担を分かち合っていくことが必要です。

一方、行政においても、仕事と生活の調和を推進する観点から、家庭における子育てや介護の負担感を軽減するために、多様なニーズに対応した相談体制やサービスの充実等に、より一層取り組むことが求められています。

図表 4-30 女性の就業（男女別）

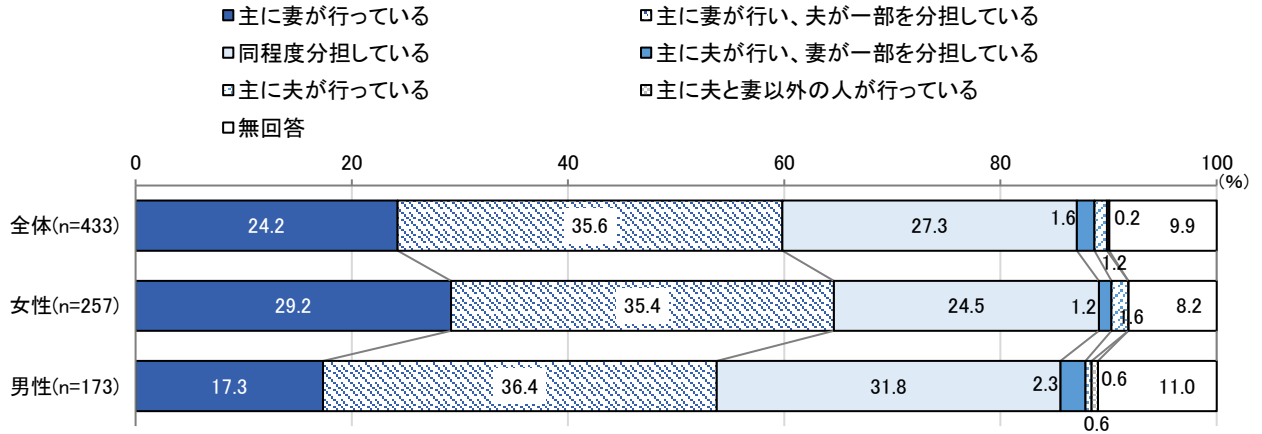


図表 4-31 女性の就業（他調査との比較）

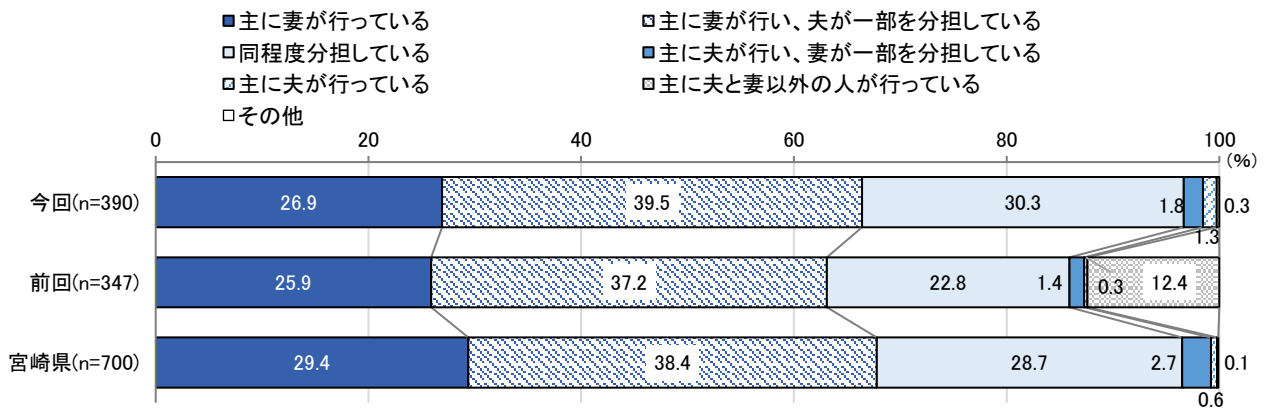


資料：令和3年三股町男女共同参画社会づくりのための町民意識調査

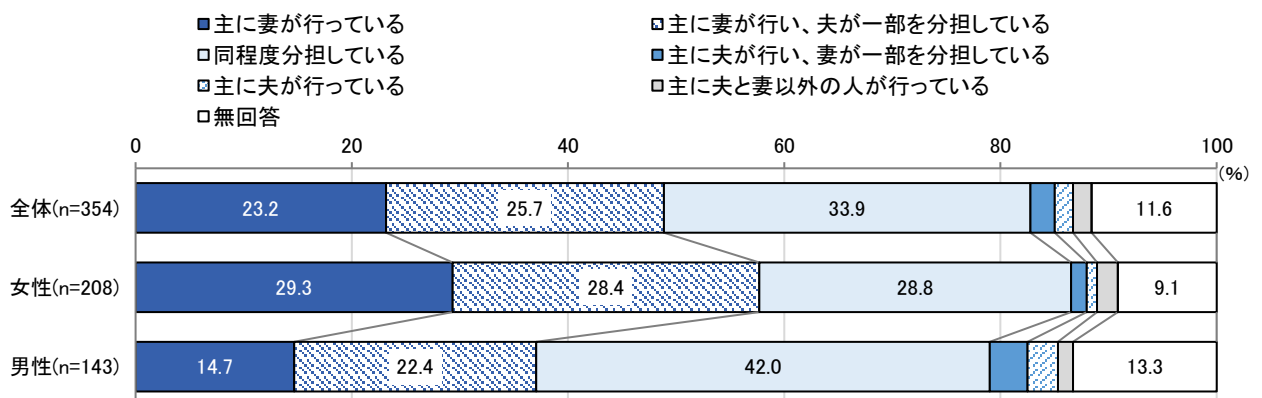
図表 4-32 家庭における妻と夫の役割分担現状「育児・子どものしつけ」(男女別)



図表 4-33 家庭における妻と夫の役割分担現状「育児・子どものしつけ」(他調査との比較)

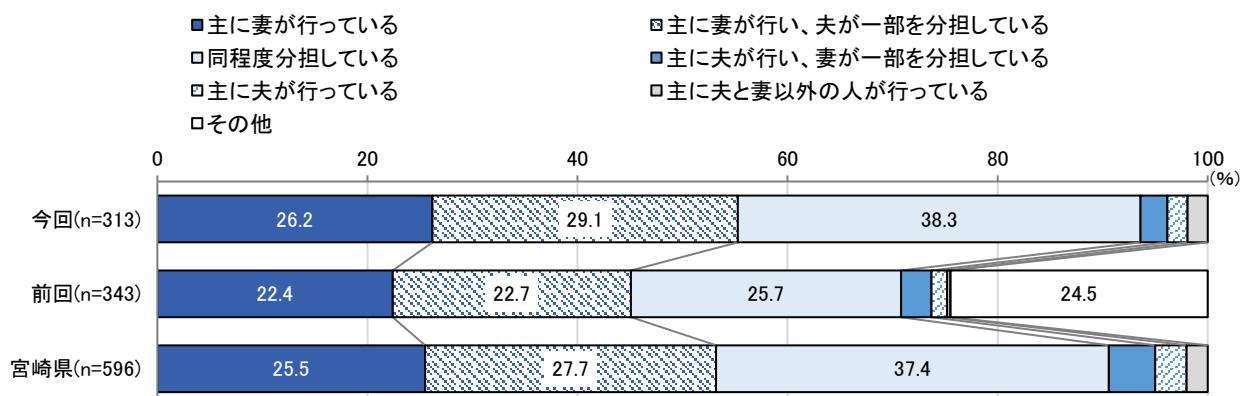


図表 4-34 家庭における妻と夫の役割分担現状「親の世話・介護」(男女別)



資料：令和3年三股町男女共同参画社会づくりのための町民意識調査

図表 4-35 家庭における妻と夫の役割分担現状「親の世話・介護」（他調査との比較）



資料：令和3年三股町男女共同参画社会づくりのための町民意識調査

【基本目標Ⅲ重点分野3 施策の方向】

施策	内容	所管課
⑮ 子育て支援の充実	延長保育、病児・病後児保育事業など、保育ニーズに対応した制度の充実に努めます。	町民保健課 福祉課 教育課
	【新規】「こども医療費助成」、「不妊治療費（保険診療適用外）の助成」等、子育てや出産に関する各種助成制度の周知を図り、経済的支援を行います。	
	育児休業制度・短時間勤務制度の利用を促進する広報・啓発活動を推進します。	
	育児への不安を解消するため、関係機関と連携を図りながら、相談業務の充実や情報提供に努めます。	
	放課後児童クラブの充実など、安心して子育てができるような環境の整備に努めます。	
	保健・福祉・教育等の関係機関が情報を共有しながら子どもへの虐待防止に努めます。	
⑯ 介護支援の充実	安心して介護サービスを利用できるよう、施設の整備、サービス内容の充実に努めます。	高齢者支援課
	介護サービス、施設の情報など、介護保険制度の利用に関する情報の提供に努めます。	
	地域包括支援センターを中心に、各種の相談に対応できる体制の充実に努めます。	
	介護休業制度の利用を促進する広報・啓発活動を推進します。	

#### (4) 重点分野4 家庭・地域における男女共同参画の推進

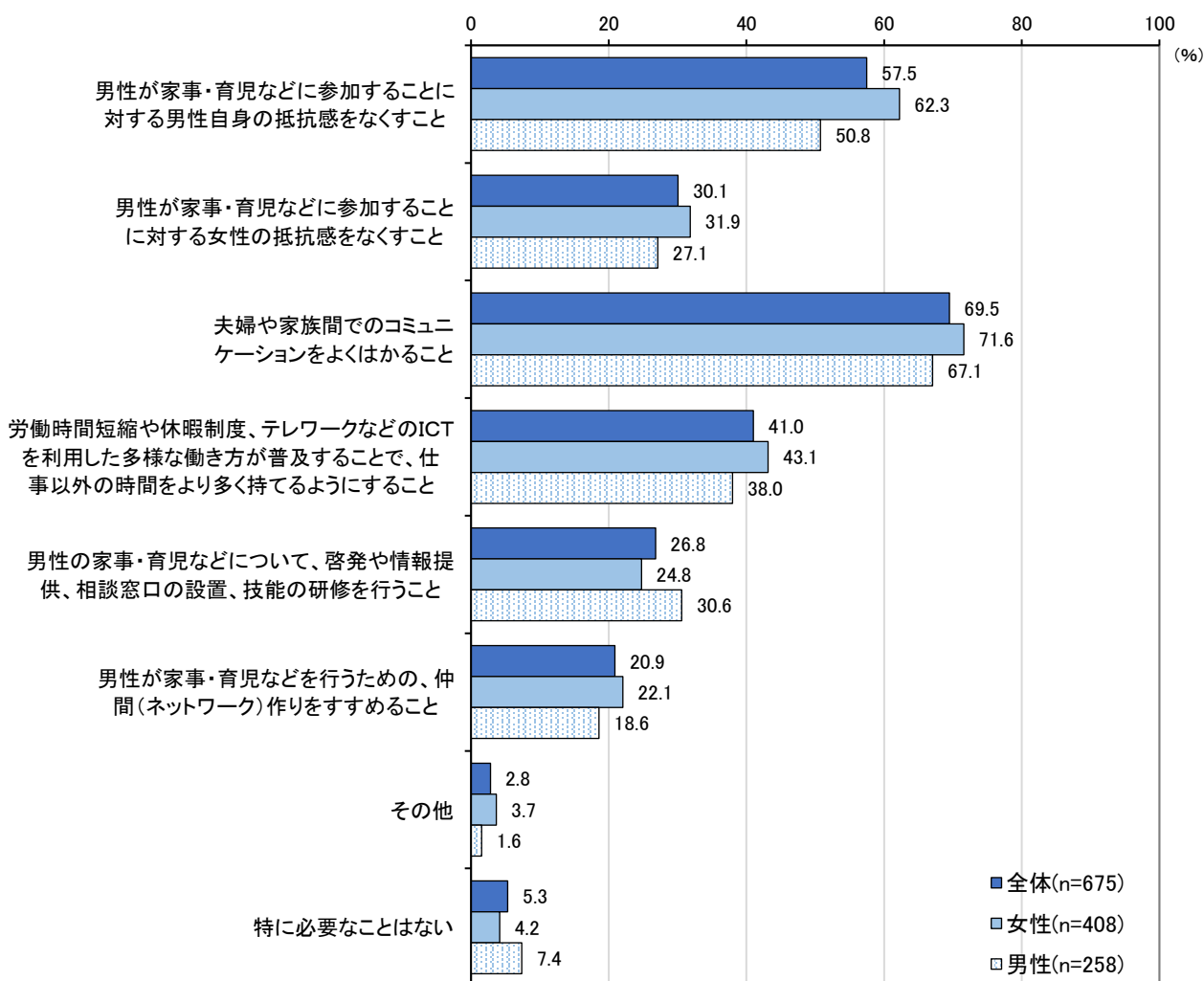
##### 【現状と課題】

地域で活躍が期待できる新たな人材を対象に、リーダーに求められる資質向上の機会を提供するとともに、新たな女性リーダーの活動を後押しできるような環境づくりを進めるなど、地域活動の方針決定過程への女性の参画を促進します。

男女共同参画社会の実現のためには、家族が相互に協力し、家庭・地域の一員として、家庭・地域活動とのバランスがとれた生活を送ることが基本となります。特に子育て・家事・介護・地域活動等の分野における女性の負担を軽減するためには、男性の参加を促すことが大切です。

男性が家事・子育てに積極的に参加していくために必要なこととして、町民意識調査では「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」が69.5%と最も高くなっています。職員意識調査では女性が管理職を希望しない理由として「自分の能力に自信がないから」「仕事と家庭（個人）の生活の両立を図る自信がないから」が高くなっており、女性の意識改革と男性の家事への参加が必要であるといえます。

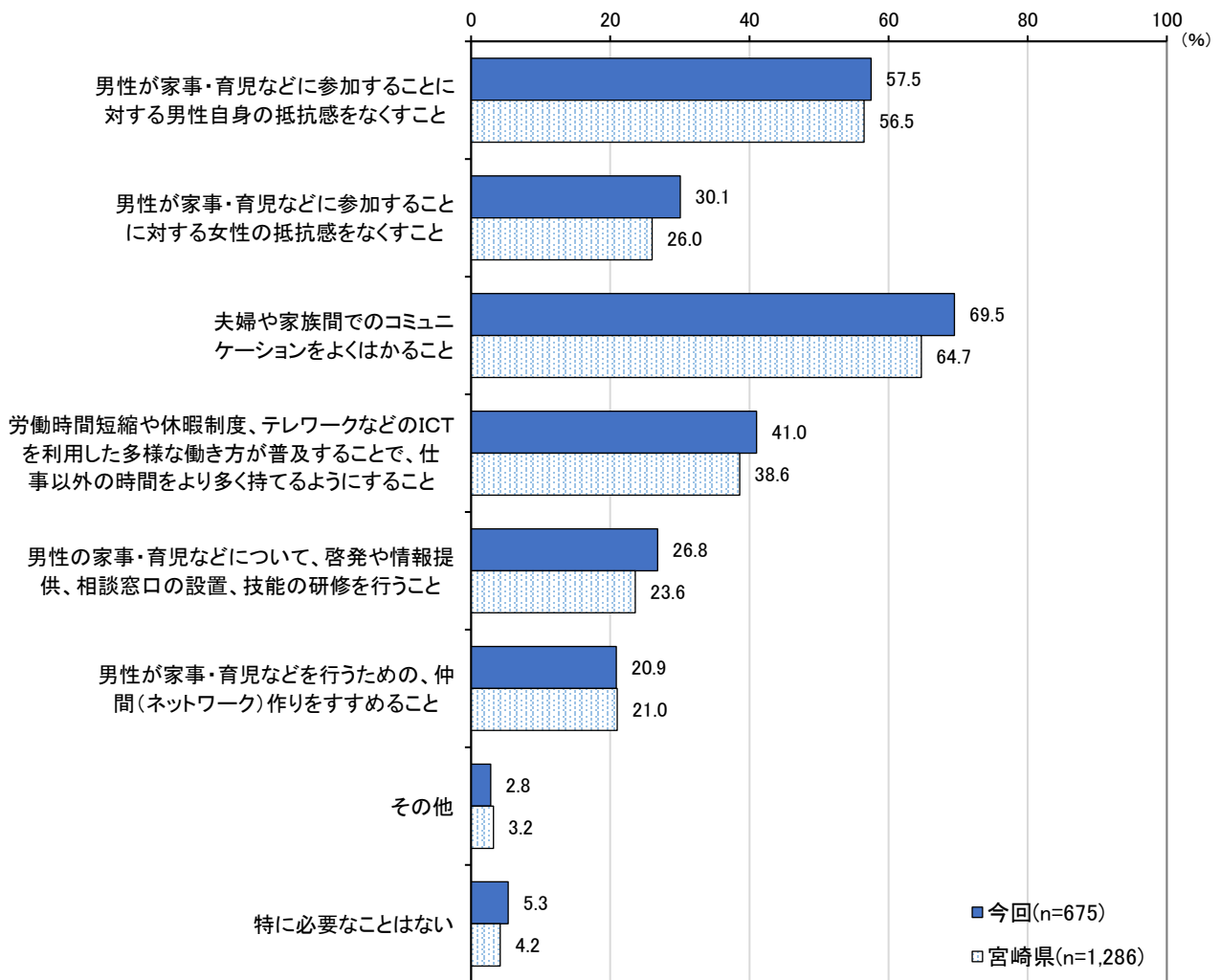
図表 4-36 男性が家事、子育てに積極的に参加していくために必要なこと（男女別）



資料：令和3年三股町男女共同参画社会づくりのための町民意識調査

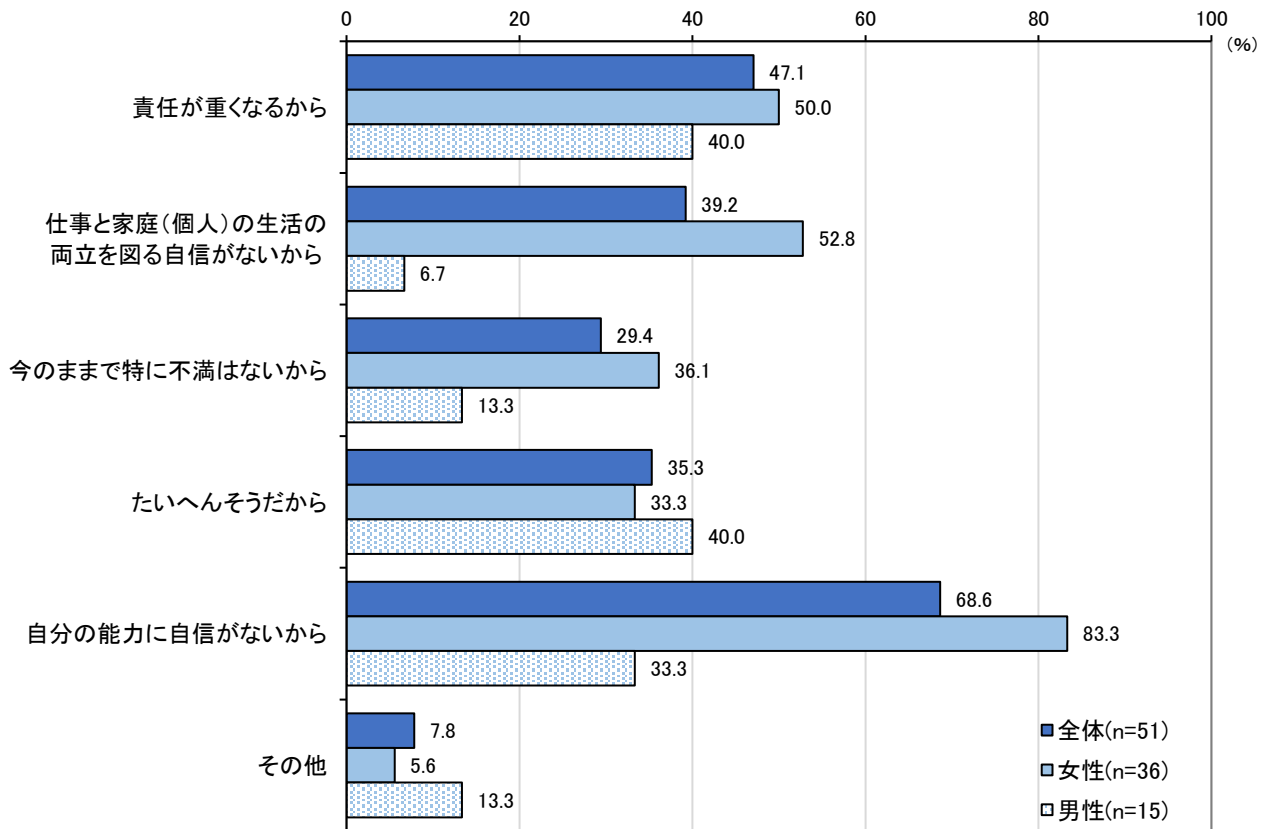


図表 4-37 男性が家事、子育てに積極的に参加していくために必要なこと（他調査との比較）



資料：令和3年三股町男女共同参画社会づくりのための町民意識調査

図表 4-38 管理職を希望しない理由（男女別）【再掲】



資料：令和3年三股町男女共同参画社会づくりのための職員意識調査

【基本目標Ⅲ重点分野4 施策の方向】

施策	内容	所管課
⑰ 男性の子育て・介護・地域活動等への参加の促進	家庭における男性の家事・育児・介護への参画を促進するため、講座・研修会の実施など意識の啓発に努めます。 自治会・PTA・子ども会等の活動に男性の参加を促進します。	総務課 教育課 高齢者支援課

【基本目標Ⅲの現状と目標値】

施策	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和6年度)
家族経営協定数	5人	6人
町職員の育児休業取得率（うち男性職員の取得率）	0%	20%

## 4 基本目標Ⅳ 誰もが安心して暮らせるまちづくり



### SDGs 関連分野

誰もが安心して暮らしていくうえで、最も基本的なことは、生涯にわたり健康で充実した生活を送ることです。

家庭や地域社会を取り巻く環境は、少子高齢化や家族形態の核家族化、地域社会における人間関係の希薄化などにより大きく変化しています。こうした様々な問題に対し、町民のライフステージにあわせて切れ目のない健康づくりを推進するとともに、誰もが自立し、社会の構成員として安心して暮らすことのできる社会を構築することが重要です。

高齢化社会においては、誰もができるだけ長く健康な生活を送るために、健康寿命\*<sup>1</sup>を伸ばす取り組みが必要です。

また、次世代を担う新しい命を守り育ていくために、女性の健康の維持・増進が重要であり、男性にも女性にも、女性の身体的変化の過程や母体保護と健康に関する正しい知識をもつことが求められています。

このようなことから、男女が生涯にわたり精神・身体両面において、健康で安心して暮らせる環境づくりに向けて、町民・地域・職場・行政等が一体となった取り組みを目指します。



#### \*1 健康寿命

平均寿命のうち、健康で活動的に暮らせる期間。WHO(世界保健機関)が提唱した指標で、平均寿命から、衰弱・病気・認知症などによる介護期間を差し引いたもの。

(1) 重点分野1 すべての人が暮らしやすい環境の整備

【現状と課題】

高齢化の進行は今後も続くことが予測され、高齢者が生きがいをもって生活を送れるような家庭・地域・社会づくりが必要です。また、高齢者を単に支えられる側に位置づけるのではなく、社会を支える重要な一員としてとらえ、社会参画を促進する視点も必要です。

女性が貧困に陥りやすい背景として、非正規雇用割合が高く、給与が年齢とともに上がりにくいという現状があります。生活上のさまざまな困難の解決を図るため、誰もが安心して暮らせるよう相談しやすい環境の整備を図ります。

高齢者、障がい者、ひとり親、性的マイノリティなどの人たちも安心して暮らせる社会を構築するため、自立に向けた力を高めるとともに、生活支援、子育て支援、安心できる生活環境の確保等、それぞれの家庭の状況に対応した総合的な支援を行います。

図表 4-39 シルバー人材センターの登録者数（三股町）（単位：人）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
登録者数	170	163	170	172	183
うち女性の登録者数	65	61	62	61	65

図表 4-40 高齢者クラブ加入者数（三股町）（単位：人）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
登録者数	1,259	1,237	1,151	1,103	1,105
うち女性の登録者数	754	751	669	636	572

図表 4-41 介護予防教室参加人数（三股町）（単位：人）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
介護予防教室参加人数 (町主催の教室参加延人数)	3,808	3,595	3,727	3,262	1,563

図表 4-42 障がい者手帳所持者の数（三股町）（単位：人）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
身体障がい者手帳	1,268	1,202	1,186	1,214
療育手帳	223	234	230	269
精神障がい者福祉手帳	135	161	179	193
合計	1,626	1,597	1,595	1,676

図表 4-43 母子世帯・父子世帯数（三股町）（単位：世帯）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
母子世帯	402	383	358	355
父子世帯	27	27	26	29

※母子父子医療更新世帯数

【基本目標Ⅳ重点分野1 施策の方向】

施策	内容	所管課
⑩ 高齢者・障がい者等の生活や社会参画に対する支援	高齢者等の生きがい活動や就業の支援など、社会参画の促進に努めます。	福祉課 高齢者支援課
	障がい者の雇用について、就労支援関係機関の連携により就業の促進に努めます。	
	障がい者のニーズに応える福祉サービスの提供を促進します。	
	公共施設等のバリアフリー化に努め人々の社会参加の機会を広めます。	
⑪ ひとり親家庭等に対する支援	ひとり親家庭*1等の経済的自立や負担の軽減を図るため医療費助成など、経済的支援を推進します。	福祉課
	ひとり親家庭等が安心して仕事と子育ての両立ができるよう、子育ての支援に努めます。	
⑫ 困難な状況に置かれている家庭等への相談・支援	【新規】庁内各課・民間団体と連携し、子育て・障がい・介護・困窮などの相談・支援体制の充実を図ります。(子ども食堂・生理の貧困等)	総務課 教育課 福祉課 高齢者支援課



「(子ども食堂の様子)」

\*1 ひとり親家庭

父親または母親の片方いずれかと、その子(児童)とからなる家庭をいう。

## (2) 重点分野2 生涯にわたる健康の支援

### 【現状と課題】

男女が共に生涯にわたり心身ともに健康であることや、互いの身体的性差を理解しあっていくことは、男女共同参画社会を形成していく上での基本的な条件です。特に女性は、思春期、妊娠・出産期、更年期など身体的な変化が大きいことから、男性とは異なる課題に直面することへの配慮が求められています。

このため、性差に応じた健康相談、健康診断、健康教育などに取り組むことが必要です。本町の健診受診率をみると、生活習慣病\*1の目安となる特定健診の受診率は40%前後で推移し、女性特有の子宮がん・乳がん検診も低調であるなどの課題があります。(表4-6参照)

また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)\*2の考え方に立って、出産については女性自身の選択と自己決定を尊重する意識の醸成が必要です。

このようなことから、男女が互いを尊重し、生涯にわたり健やかに暮らすことができるよう、健康づくりを総合的に推進していくことが求められています。

図表 4-44 健診等実施状況(三股町)

	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
子宮がん検診	8,019	441	10.1	7,929	525	12.2	8,863	591	12.7
乳がん検診	5,291	257	9.3	5,237	295	10.4	6,201	269	9.6
特定健診	3,856	1,688	43.8	3,769	1,611	42.7	3,777	1,551	41.1

資料：令和2年度地域保健・健康増進事業報告(厚生労働省)

#### \*1 生活習慣病

「食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する症候群」と定義されている。

#### \*2 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、重要な人権の1つとして認識されている。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心的課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のある性関係、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つこと等が含まれている。また、これらに関して、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じて性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

【基本目標Ⅳ重点分野2 施策の方向】

施策	内容	所管課
① 生涯を通じた健康の保持・増進対策の推進	ライフステージに応じた健康管理ができるよう健康教育に取り組みます。	町民保健課 教育課
	女性特有の健康問題及びこころの健康問題に対処するため、相談体制の充実に努めます。	
	心身ともに健康な体づくりに向けてスポーツ活動への参加を促進します。	
	健康をおびやかす様々な問題についての情報共有・提供及び防止のための啓発を推進します。	
② 性と妊娠・出産等に関する健康と権利に対する支援	性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)に関する情報の提供及び正しい知識の普及に努めます。	町民保健課 教育課
	母性保護に関する情報提供、学習機会の拡充及び啓発活動に努めます。	
	児童・生徒に発達の段階に応じ学校と連携して性教育を行います。	
③ 各種健康診断の充実	女性特有の疾病予防と早期発見のため、がん検診受診率向上対策に取り組みます。	町民保健課

【基本目標Ⅳの現状と目標値】

施策	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和6年度)
乳がん検診受診率	12.7%	50%
子宮がん検診受診率	9.6%	50%



## 5 基本目標V 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまちづくり



### SDGs 関連分野

すべての暴力は被害者の人権を著しく侵害するものであり、性別や、加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に女性は配偶者や恋人からの暴力(DV<sup>\*1</sup>及びデートDV<sup>\*2</sup>)の被害者になることが多く、被害が潜在化、深刻化しやすい傾向にあります。

女性の暴力の背景には、固定的な性別役割分担意識、経済力の格差、職場等における上下関係など、社会構造的な問題があると指摘されています。女性に対する暴力は、男女の人権の尊重に反する行為であり、男女共同参画社会を形成するために克服しなければならない重要な課題です。

このようなことから、配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春、ストーカー行為<sup>\*3</sup>、セクシュアル・ハラスメント、マタニティハラスメントなどの女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、暴力の防止及び被害者に対する救済・支援に行政・事業者・地域・学校等が情報の共有と連携により、一体となって取り組みます。

また、DVは犯罪となりうる重大な人権侵害であることを認識するなど、人権問題に関する町民の意識を高め、人権を尊重し、暴力を許さないまちづくりを目指します。

#### 三股町男女共同参画社会づくり条例

第8条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 性別による差別的取り扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により当該言動を受けた者の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。）
- (3) 男女間における暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動

#### \*1 DV

ドメスティック・バイオレンス(Domestic violence)の略。「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用される。

#### \*2 デートDV

交際中のカップル間に起こるDVをいう。

#### \*3 ストーカー行為

ストーカー規制法において、同一の者に対し「つきまとい等」を繰り返して行うことを「ストーカー行為」と規定。



## (1) 重点分野1 配偶者等からの暴力(DV)の防止

### 【現状と課題】

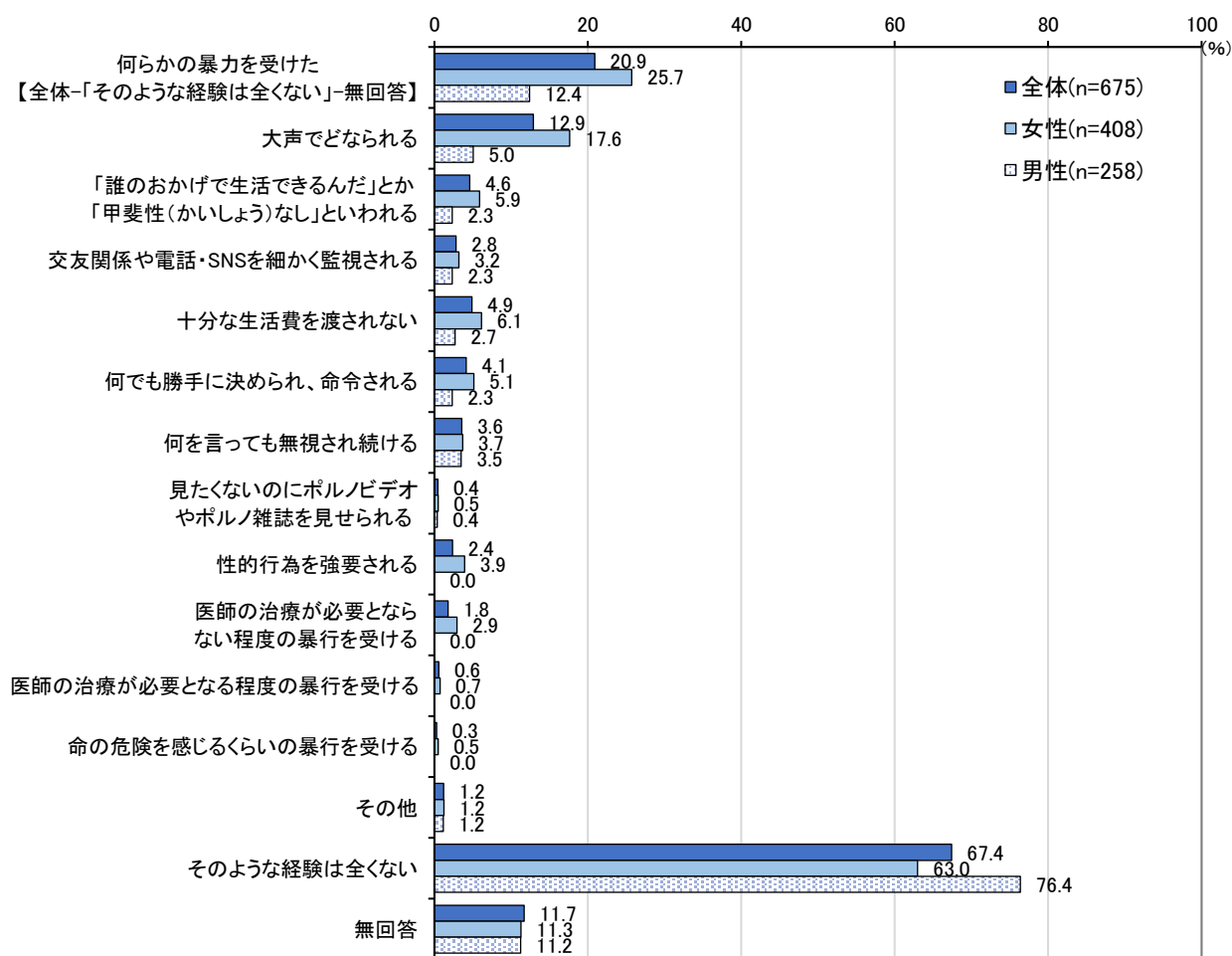
配偶者等からの暴力(DV)防止については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」などにより対策の充実が図られています。また、国は職場におけるセクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメント\*<sup>1</sup>について男女雇用機会均等法により事業主の配慮義務を求めるとともに、ストーカー規制法で対策を講じてきています。

しかし一方では、暴力に直接関わりのない人には、DVは個人や家庭などの限られた問題と考えがちであることは否めません。また、インターネットや携帯電話・スマートフォン等の普及により女性に対する暴力は多様化しています。

町民意識調査で、配偶者等から暴力を受けた経験があると回答した女性は25.7%、男性は12.4%となっています。DVを受けた内容について最も多かったのは「大声で怒鳴られた」(女性17.6%)ですが、身体的虐待をみると、女性の2.9%は「医師の治療が必要とならない程度の暴行を受けた」と回答しています。

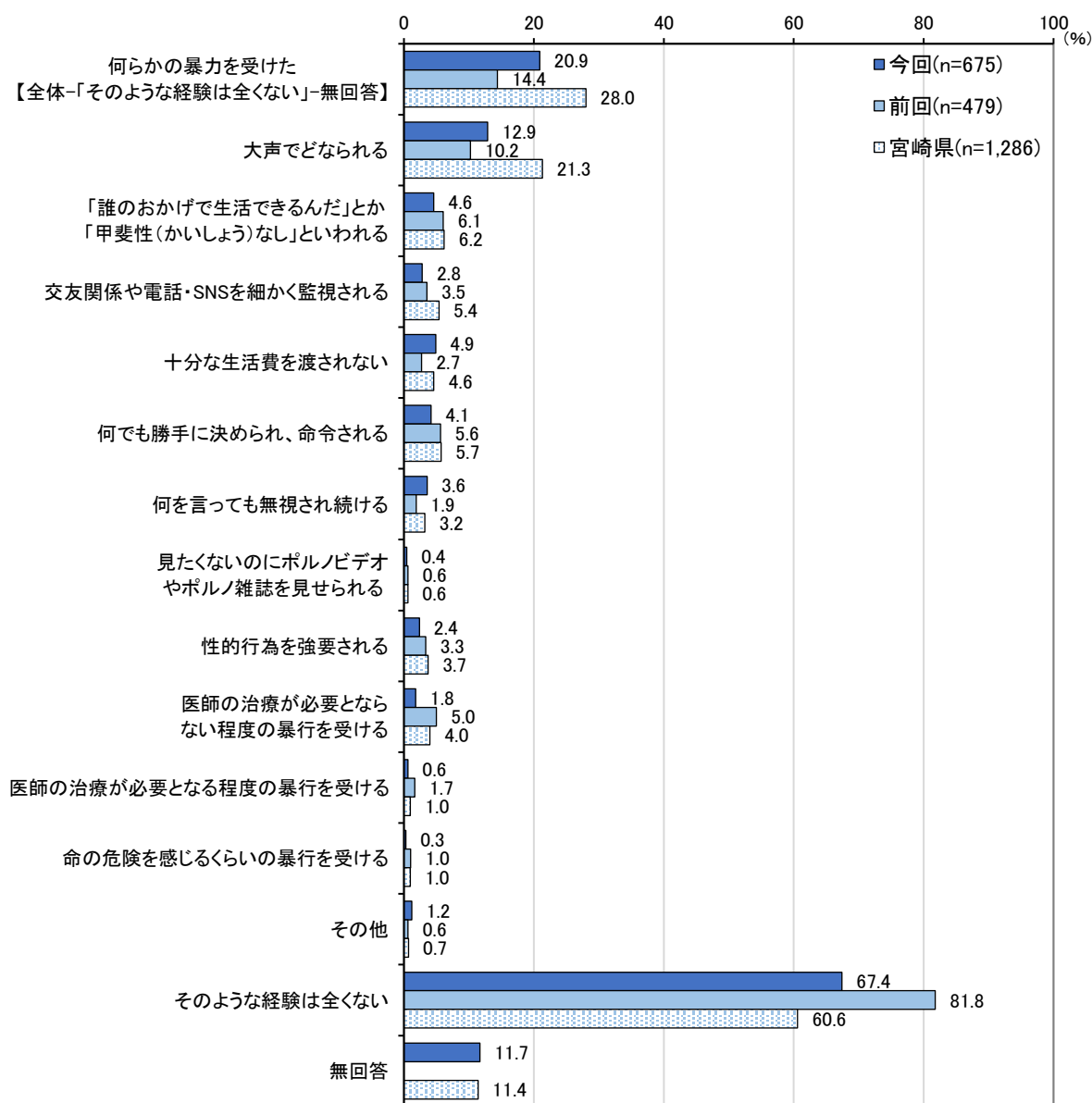
このような状況を踏まえ、女性に対する暴力を根絶するため、町民一人ひとりが、DV、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等に関する関心を深め、暴力の防止に取り組むことが必要です。

図表 4-45 虐待経験の有無(男女別)



資料：令和3年三股町男女共同参画社会づくりのための町民意識調査

図表 4-46 DVを受けた経験の有無（他調査との比較）【再掲】



資料：令和3年三股町男女共同参画社会づくりのための町民意識調査

【基本目標Ⅴ重点分野1 施策の方向】

施策	内容	所管課
②④ 配偶者等に対する暴力根絶に向けた啓発活動	DVは身体的暴力だけでなく言葉による精神的な暴力、経済的・性的暴力などがあり、DVについての知識の普及・啓発に取り組みます。	総務課 福祉課 教育課
	「女性に対する暴力をなくす運動」* <sup>2</sup> 期間のほか様々な機会において、DV防止法の周知・啓発活動を推進します。	
	中・高生及び大学生等の若年層を対象に交際相手からのDV(デートDV)の防止に関する広報・啓発活動に取り組みます。	
②⑤ ハラスメントやストーカ対策の推進	町は「三股町職員ハラスメント防止規程」に基づき、職員に対する研修を今後も進めます。	総務課
	事業所におけるハラスメント防止の啓発を促進します。	
	職場における、セクシュアル・ハラスメント、マタニティハラスメントなどを防止するための啓発活動を促進します。	
	ストーカ行為は、犯罪となる重大な人権侵害であることを周知啓発します。	



\*1 パワーハラスメント(パワハラ)

職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えるまたは職場環境を悪化させる行為。

\*2 女性に対する暴力をなくす運動

毎年11月12日から25日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間を運動期間とし、社会意識の啓発等、女性に対する暴力の問題に関する取り組みを一層強化するとともに、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることを目的として実施する。

## (2) 重点分野2 DV被害者への支援

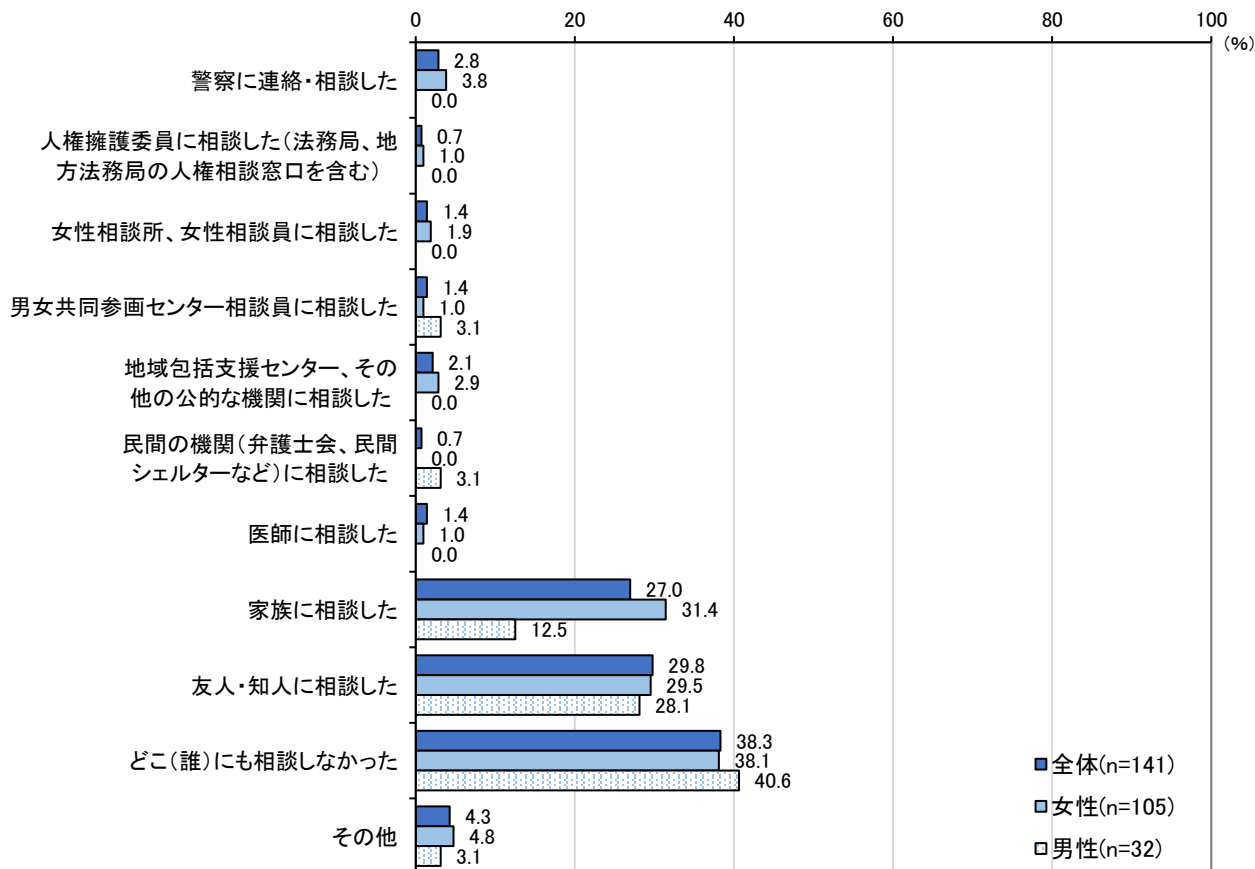
### 【現状と課題】

DVは一般的には、配偶者(元配偶者、内縁関係などを含む)や交際相手からの暴力で、その内容は、殴る・蹴るといった身体的暴力だけでなく、暴言・無視などの精神的暴力、生活費を渡さない・借金を重ねるなどの経済的暴力、性行為を強制する・避妊に協力しないなどの性的暴力、メール等の着信履歴のチェックなどの行動の制限などがあります。このようなDVは子どもにも深刻な影響を与えます。

DVはこれまで単なる夫婦げんかとして扱われるなど、夫婦間の問題、家庭内の問題として見逃され、潜在化している場合が少なくなく、表面化した際には深刻化しているケースもあります。また、DVは家庭内で行われることが多く、外部から発見することは困難な状況であり、様々な事情や理由から相談や支援を求めないケースが多いのが実情です。

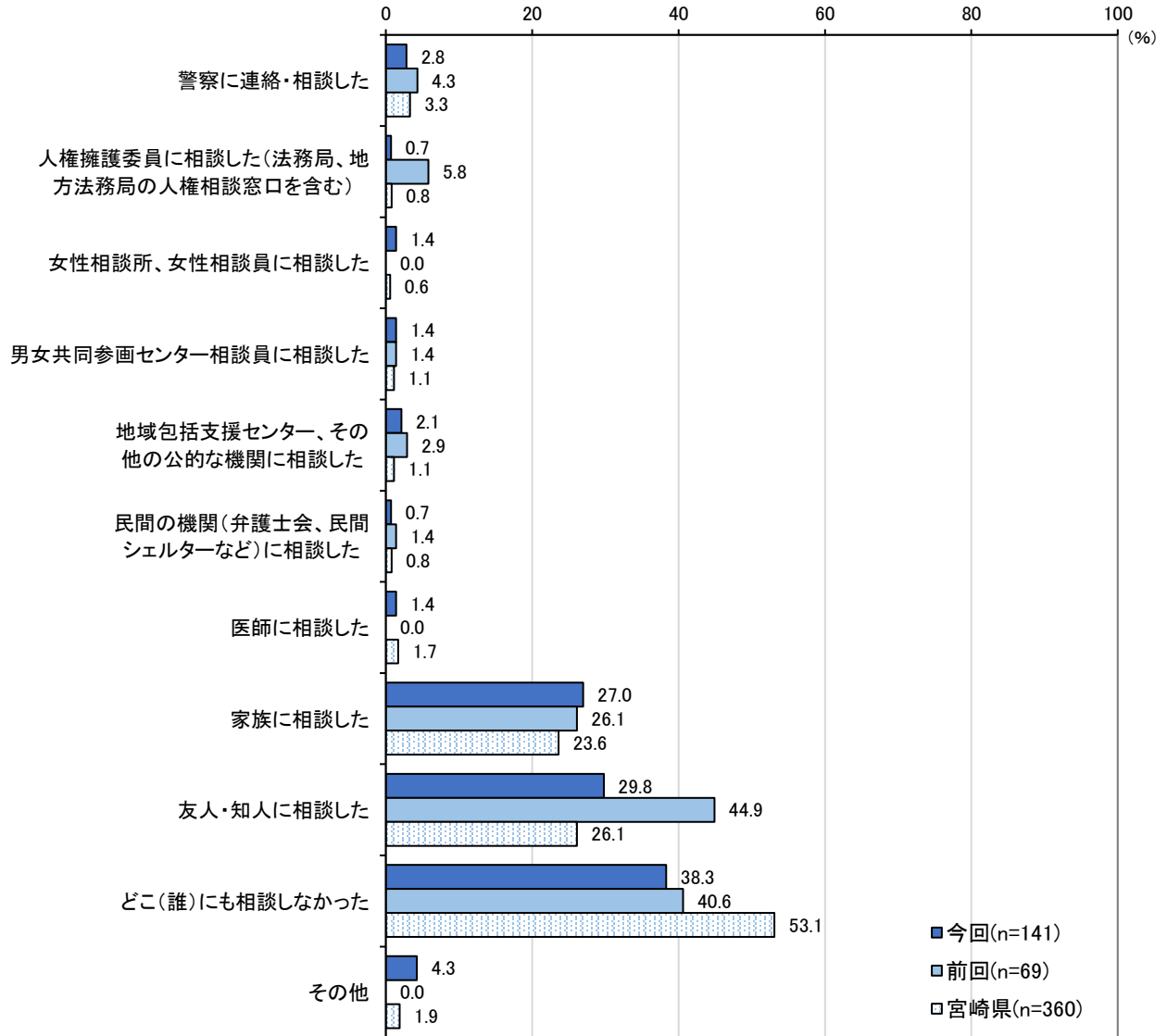
町民意識調査では、DVを受けた際の対応について、被害女性の38.1%は「どこ(誰)にも相談しなかった」と回答しています。その理由の第1位は、「相談するほどのことでもないと思ったから」(47.5%)、第2位は「相談しても無駄と思ったから」(42.5%)となっています。このような現況から、相談や支援を求めず家庭内で問題を抱え込んでしまう被害者が多いことが予測され、これらの方が利用しやすい窓口や支援体制を整え、活動を周知していくことが必要であると考えられます。

図表 4-47 DV被害者の対応 (男女別)



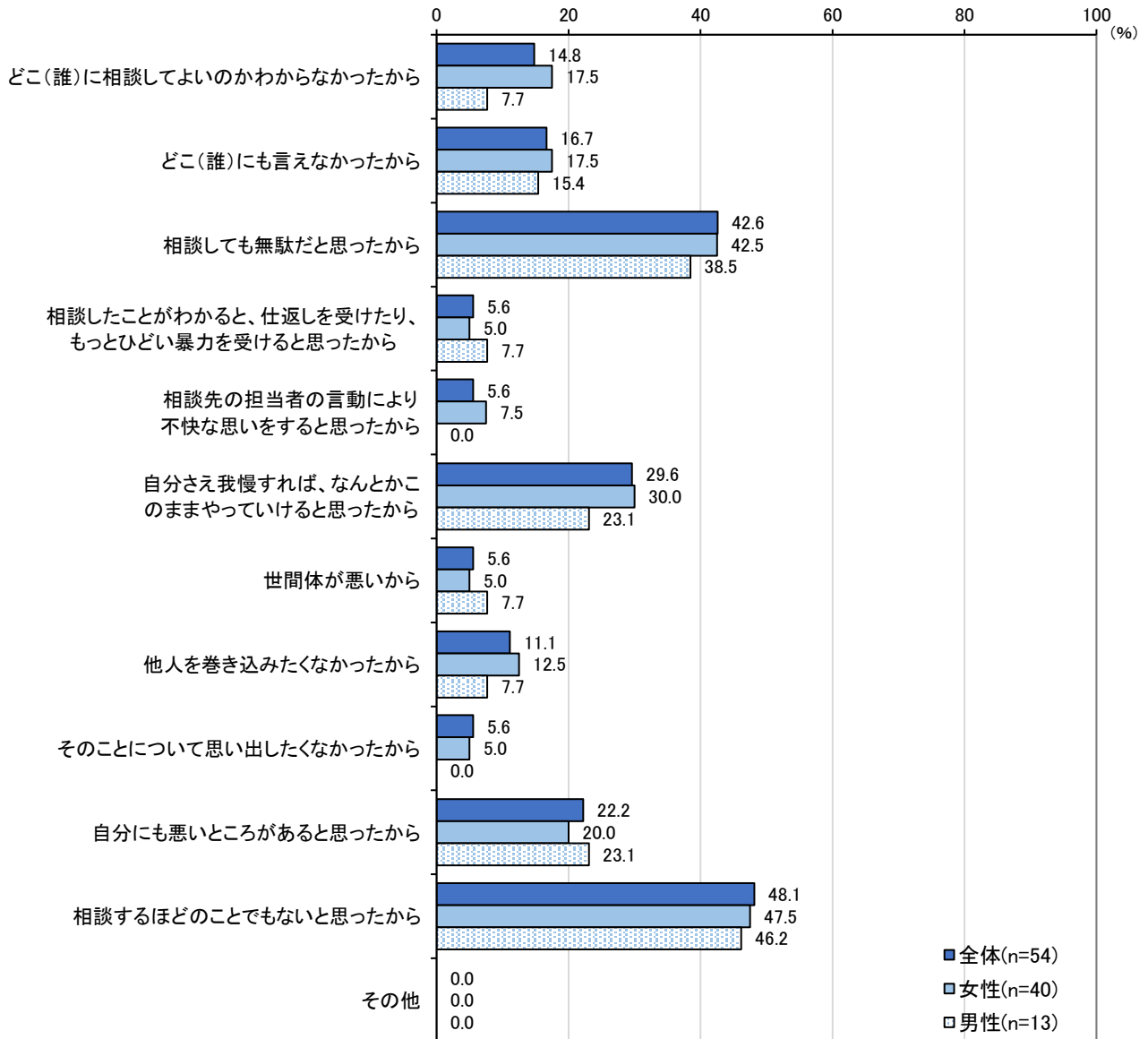
資料：令和3年三股町男女共同参画社会づくりのための町民意識調査

図表 4-48 DV被害者の対応（他調査との比較）



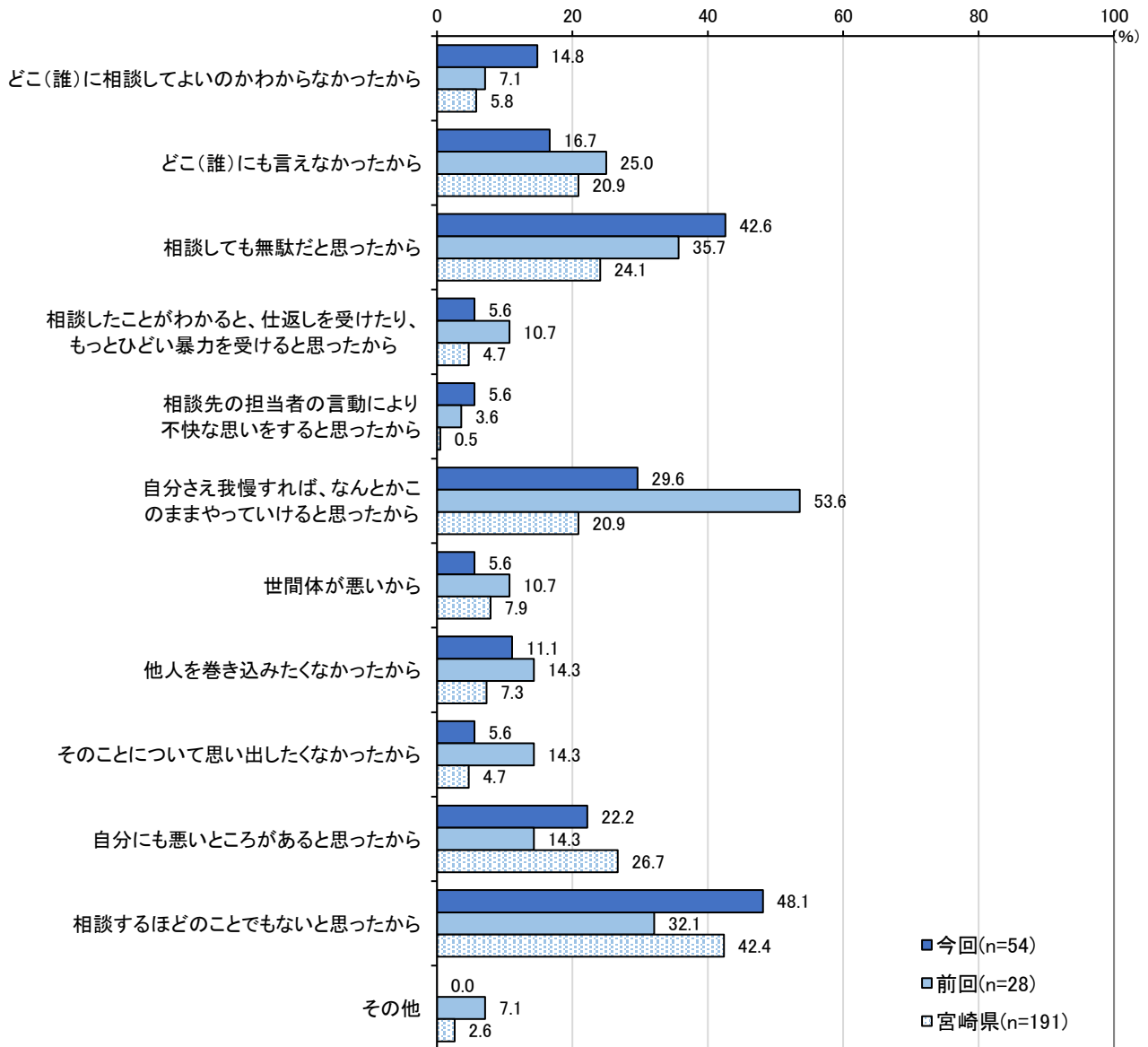
資料：令和3年三股町男女共同参画社会づくりのための町民意識調査

図表 4-49 DV被害者が誰（どこ）にも相談しなかった理由（男女別）



資料：令和3年三股町男女共同参画社会づくりのための町民意識調査

図表 4-50 DV被害者が誰（どこ）にも相談しなかった理由（他調査との比較）



資料：令和3年三股町男女共同参画社会づくりのための町民意識調査

【基本目標Ⅴ重点分野2 施策の方向】

施策	内容	所管課
②⑥ 相談・支援体制の充実	DV被害を早期に発見するため、町・警察・女性相談所(県)等が情報の共有・提供に努めるとともに、DV被害者等が安心して相談できる体制づくりに取り組みます。	総務課 福祉課
	DV被害者の相談・支援に携わる職員の専門知識の習得や研修に努めます。	
	DVの二次被害*1を防ぐために、庁内関係課・関係職員の情報の共有及び資質の向上に努めます。	
	【変更】DV相談窓口を町民に周知するため庁内各課・関係機関と協力し広報活動を推進します。	
	DV被害者の保護、経済的支援などについて、県及び関係機関と連携して支援に取り組みます。	
②⑦ 女性・パートナー*2、子ども等に対するあらゆる暴力防止の取組の推進	女性・パートナーの人権を侵害する暴力防止についての広報・啓発活動を推進します。	総務課 福祉課 教育課 町民保健課 高齢者支援課
	【新規】暴力などの被害者支援のため、カウンセリングや専門機関、シェルター(保護施設)などの情報を提供します。	
	【新規】パートナーからの暴力等により避難中の被害者が、児童扶養手当などの公的な各制度を利用するため、申請に応じて、加害者に対し住民票などの閲覧制限を行います。	

【基本目標Ⅴの現状と目標値】

施策	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和6年度)
DVに対する相談窓口周知回数	1回	月1回程度
町職員のハラスメントに対する研修回数	0回	1回

\*1 DVの二次被害

DV被害者を支援する側が、DV被害者の置かれている状況やDV自体に関して理解が不十分であるために被害者に対して不適切な対応をとることにより、被害者が更に被害を受けること。

\*2 パートナー

配偶者、またはそれに準ずる人。



## **第5章 推進体制**



## 1 庁内の推進体制

男女共同参画の推進は、町民生活のあらゆる分野に関係しています。また、すべての施策は男女共同参画の視点に配慮して企画、立案、実施される必要があります。

このため、「三股町男女共同参画推進本部」において関係課の連絡調整・情報共有を行い、計画の円滑な推進に努めます。

また、三股町男女共同参画審議会の意見等を積極的に取り入れ、施策への反映に努めます。

## 2 計画の進行管理

三股町男女共同参画推進条例第 18 条に基づき、毎年度「第 2 次三股町男女共同参画プラン（三股町 DV 防止基本計画を含む）」に関する施策の進捗状況について報告書を作成し、公表します。

表 5-1 成果指標

	施策	現状値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 6 年度)
基本目標 I	男女共同参画に関する講座の参加者数	0 人	60 人
	広報紙への男女共同関連記事掲載数	1 回	2 回
基本目標 II	審議会等に占める女性委員の割合	17.8%	40%以上
	町職員の課長相当職に占める女性の割合	7.1%	14%以上
	女性防災士数	38 人	60 人
基本目標 III	家族経営協定数	5 人	6 人
	町職員の育児休業取得率（うち男性職員の取得率）	0%	20%
基本目標 IV	乳がん検診受診率	12.7%	50%
	子宮がん検診受診率	9.6%	50%
基本目標 V	DV に対する相談窓口周知回数	1 回	月 1 回程度
	町職員のハラスメントに対する研修回数	0 回	1 回

### 3 国・県・関係機関との連携

男女共同参画社会の実現に向けて本プランを計画的、総合的に推進するため、国・県・関係機関との連携強化に努めます。

### 4 町民との協働によるプランの推進

本プランの実効性を高めるために三股町男女共同参画推進条例の周知徹底に努めるとともに、町民・地域活動団体・事業所等が主体的に取り組む実行的な活動の支援・促進に努めます。

## 參考資料



## 1 男女共同参画推進のあゆみ(年表)

年	国の動き	宮崎県の動き	三股町の動き
1975年 (昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 婦人問題企画推進本部設置</li> <li>・ 総理府婦人問題担当室業務開始</li> <li>・ 「女子教育職員、看護婦、保母等の育児休業に関する法律」の成立（S51年施行）</li> <li>・ 国際婦人年記念日本婦人問題会議の開催</li> </ul>		
1976年 (昭和51年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「民法等の一部を改正する法律」（離婚復氏制度）の成立・施行</li> </ul>		
1977年 (昭和52年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「国内行動計画」策定</li> <li>・ 国立婦人教育会館（現：国立女性教育会館）開館</li> <li>・ 「国内行動計画前期重点目標」策定</li> </ul>		
1978年 (昭和53年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「宮崎県婦人関係行政連絡会議（現：宮崎県男女共同参画推進会議）」設置</li> </ul>	
1979年 (昭和54年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県に「青少年婦人課」を設置し、婦人担当を配置</li> <li>・ 「婦人に関する意識等基礎調査」実施</li> </ul>	
1980年 (昭和55年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「女子差別撤廃条約」に署名</li> <li>・ 配偶者の相続分アップを内容とする改正民法成立（S56年施行）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「宮崎県婦人問題懇話会」設置</li> <li>・ 「働く婦人の意識に関する調査」実施</li> </ul>	
1981年 (昭和56年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「国内行動計画後期重点目標」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第3次総合長期計画に「婦人対策の推進」を加える</li> <li>・ 「家庭婦人の意識に関する調査」実施</li> </ul>	
1982年 (昭和57年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「婦人に関する施策の方向－婦人行動計画－」策定</li> </ul>	
1984年 (昭和59年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アジア・太平洋地域婦人国際シンポジウム開催</li> <li>・ 「国籍法」の改正（父母両系主義の立場をとる。S60年施行）</li> </ul>		
1985年 (昭和60年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活保護基準額の男女差解消「国民年金法」改正（女性の年金権の確立、S61年施行）</li> <li>・ 「男女雇用機会均等法」の公布（S61年施行）</li> <li>・ 「女子差別撤廃条約」の批准</li> </ul>		
1986年 (昭和61年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 婦人問題企画推進本部の構成を全省庁に拡充</li> <li>・ 婦人問題企画推進有識者会議開催</li> </ul>		
1987年 (昭和62年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「西暦2000年に向けての新しい国内行動計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「男女共同社会を築くための宮崎女性プラン」策定</li> </ul>	

年	国の動き	宮崎県の動き	三股町の動き
1991年 (平成3年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改定)」策定</li> <li>・「育児休業法」公布(H4年施行)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4次総合長期計画に「男女共同社会づくりの推進」を位置付ける</li> <li>・「女性青少年課」へ課名変更</li> <li>・みやざき女性交流活動センター設置</li> </ul>	
1992年 (平成4年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女と男ですすめるサンサンひむかプラン」策定</li> </ul>	
1993年 (平成5年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「パートタイム労働法」公布、施行</li> </ul>		
1994年 (平成6年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画室設置</li> <li>・男女共同参画審議会(政令)設置</li> <li>・男女共同参画推進本部設置</li> </ul>		
1995年 (平成7年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化、H11年施行)</li> <li>・ILO「家族的責任を有する男女労働者の機会均等及び待遇の均等に関する条約(156号)」を批准</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同社会づくりのための調査」実施</li> </ul>	
1996年 (平成8年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足</li> <li>・「男女共同参画2000年プラン」策定</li> </ul>		
1997年 (平成9年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画審議会設置(設置法公布、施行)</li> <li>・「男女雇用機会均等法」改正(H11年全面施行)</li> <li>・「介護保険法」公布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ひむか女性プラン」策定</li> </ul>	
1999年 (平成11年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画社会基本法」公布、施行</li> <li>・「食料・農業・農村基本法」公布、施行(女性の参画の促進を規定)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性青少年課に女性政策監を設置</li> </ul>	
2000年 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ストーカー規制法」制定</li> <li>・「男女共同参画基本計画」閣議決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」実施</li> </ul>	
2001年 (平成13年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣府に男女共同参画局、男女共同参画会議設置</li> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布、施行</li> <li>・「育児・介護休業法」改正(H14年全面施行)</li> <li>・第1回男女共同参画週間</li> <li>・「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定</li> <li>・「女性に対する暴力をなくす運動について」男女共同参画推進本部決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第5次総合長期計画に「男女共同参画社会づくり」を位置付ける</li> <li>・「女性政策監」を「男女共同参画監」に、「女性対策班」を「男女共同参画推進班」に改称</li> <li>・「宮崎県男女共同参画センター」設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「三股町男女共同参画プラン」策定</li> </ul>
2002年 (平成14年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「みやざき男女共同参画プラン」策定</li> </ul>	



年	国の動き	宮崎県の動き	三股町の動き
2003年 (平成15年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定</li> <li>・「次世代育成支援対策推進法」公布（H17年施行）</li> <li>・「少子化社会対策基本法」公布、施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「宮崎県男女共同参画推進条例」施行</li> <li>・「宮崎県男女共同参画審議会」設置</li> </ul>	
2004年 (平成16年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正、施行</li> <li>・「育児・介護休業法」改正（H17年施行）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「青少年男女参画課」へ課名変更</li> </ul>	
2005年 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第2次男女共同参画基本計画」閣議決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」実施</li> <li>・「宮崎県特定事業主計画」策定</li> </ul>	
2006年 (平成18年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女雇用機会均等法」改正（H19年施行）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「DV対策宮崎県基本計画」策定</li> </ul>	
2007年 (平成19年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正（H20年施行）</li> <li>・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定</li> <li>・「パートタイム労働法」改正（H20年施行）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「みやざき男女共同参画プラン（改訂版）」策定</li> <li>・新みやざき創造計画の重点施策に「男女共同参画社会づくりの推進」を位置付ける</li> </ul>	
2008年 (平成20年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「次世代育成支援対策推進法」改正（H21年施行）</li> <li>・「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「生活・協働・男女参画課」へ課名変更</li> </ul>	
2009年 (平成21年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「育児・介護休業法」改正（H22年施行）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「DV対策宮崎県基本計画」改定</li> </ul>	
2010年 (平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定</li> <li>・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」実施</li> <li>・「宮崎県特定事業主行動計画（第2期）」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「三股町男女共同参画社会プラン策定のための意識調査」実施</li> </ul>
2011年 (平成23年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」の分野別施策の柱として、「男女共同参画社会の推進」を位置付ける</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第2次三股町男女共同参画プラン」策定</li> </ul>
2012年 (平成24年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第2次みやざき男女共同参画プラン」策定</li> </ul>	

年	国の動き	宮崎県の動き	三股町の動き
2013年 (平成25年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 (H26年施行)</li> <li>・「ストーカー規制法」改正、施行</li> <li>・「日本再興戦略」(H25.6.14閣議決定)の中核に、「女性の活躍推進」が位置付けられる</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「三股町男女共同参画推進条例」策定 (H26年施行)</li> </ul>
2014年 (平成26年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「パートタイム労働法」改正 (H27年施行)</li> <li>・「次世代育成支援対策推進法」改正 (H27年施行)</li> <li>・「日本再興戦略」改訂2014 (H26.6.24閣議決定)に『女性が輝く社会』の実現」が掲げられる</li> </ul>		
2015年 (平成27年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布 (H28年全面施行)</li> <li>・「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」実施</li> <li>・「みやざき女性の活躍推進会議」設立</li> <li>・「宮崎県特定事業主行動計画(第3期)」策定</li> </ul>	
2016年 (平成28年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「育児・介護休業法」改正 (H29年施行)</li> <li>・「男女雇用機会均等法」改正 (H29年施行)</li> <li>・「ストーカー規制法」改正 (H29年施行)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「宮崎県特定事業主行動計画(第3期)」改定</li> <li>・性暴力被害者支援センター「さぼーとねっと宮崎」設置</li> </ul>	
2017年 (平成29年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第3次みやざき男女共同参画プラン」策定</li> </ul>	
2018年 (平成30年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「政治分野における男女共同参画推進法」公布・施行</li> <li>・民法改正(女性の婚姻開始年齢引上げ、2022年施行)</li> </ul>		
2019年 (平成31年/ 令和元年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正 (R元年公布)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「DV対策宮崎県基本計画」策定</li> </ul>	
2020年 (令和2年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」実施</li> <li>・「宮崎県特定事業主行動計画(第4期)」策定</li> </ul>	
2021年 (令和3年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画社会づくりのための意識調査」実施</li> </ul>
2022年 (令和4年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第4次みやざき男女共同参画プラン」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第2次三股町男女共同参画改定プラン」策定</li> </ul>

## 2 三股町男女共同参画推進条例

### ○三股町男女共同参画推進条例

(平成 26 年 6 月 27 日条例第 16 号)

日本国憲法には、個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、我が国では、国際社会における取組とも連動しつつ、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきた。

三股町においても国内外の動向を踏まえ、町民活動との連携を図りながら男女共同参画社会の形成の促進に向けた様々な施策を進めてきたが、性別による固定的な役割分担意識など社会的、文化的に形成された性別の概念に基づく慣行は、依然として根強く存在しており、真の男女平等の実現には、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、性別にかかわらず、すべての人の人権が尊重され、その個性と能力が十分に発揮できる男女共同参画社会の形成は、緊要な課題となっている。

ここに、三股町は、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにして、町民、事業者及び教育に携わる者と協働して男女共同参画社会の実現を目指し、この条例を制定する。

#### 第 1 章 総則

##### (目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画社会の形成について、基本理念を定め、町、町民、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

##### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 すべての人(性別にかかわらず、すべての人をいう。以下同じ。)が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もってすべての人が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 町民 町内に居住し、又は滞在する者(通勤、通学等で滞在する者をいう。)をいう。
- (4) 事業者 町内においてあらゆる事業又は活動を行う個人、法人その他の団体をいう。
- (5) 教育に携わる者 学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において教育活動を行う者をいう。

##### (基本理念)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、すべての人の個人としての尊厳が重んぜられること、すべての人が性別による差別的取扱いを受けないこと、すべての人が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他のすべての人の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画社会の形成に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が、すべての人の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されなければならない。

3 男女共同参画社会の形成は、すべての人が社会の対等な構成員として、町における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画社会の形成に当たっては、すべての人が多様な活動に参画する機会を確保するため、職場、家庭、地域その他の社会のあらゆる分野における活動の主要な役割が、性別による固定的な役割分担等を反映して、偏ることのないように配慮されなければならない。

5 男女共同参画社会の形成は、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における教育について、男女共同参画社会の形成の促進が配慮されること並びにすべての人に生涯にわたる男女共同参画社会に関する教育及び学習の機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

- 6 男女共同参画社会の形成に当たっては、すべての人が、それぞれの性に関する身体的特徴についての理解を深めるとともに、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について、自らの意思が尊重された上で、生涯にわたり健康な生活を営むことができるように配慮されなければならない。
- 7 男女共同参画社会の形成に当たっては、国際社会における取組の動向を踏まえ、国際理解及び国際協力の理念の下に行われるように配慮されなければならない。

#### (町の責務)

- 第4条 町は、男女共同参画社会の形成の促進を主要な政策と位置付けるとともに、男女共同参画社会の形成について前条に定める理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施しなければならない。
- 2 町は、国及び他の地方公共団体と連携し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進を図るとともに、町民、事業者及び教育に携わる者(以下「町民等」という。)と連携し、男女共同参画社会の形成を図るよう努めなければならない。
- 3 町は、公衆に表示する情報において、男女共同参画社会の形成を阻害するおそれのある表現を行わないようにしなければならない。

#### (町民の責務)

- 第5条 町民は、男女共同参画社会についての理解を深めるとともに、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。
- 2 町民は、町が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### (事業者の責務)

- 第6条 事業者は、男女共同参画社会についての理解を深めるとともに、その事業活動において、基本理念にのっとり、積極的に男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。
- 2 事業者は、町が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、その雇用する者について、性別による差別的取扱いを行わず、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するよう努めなければならない。
- 4 事業者は、その雇用する者が職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立できるよう努めなければならない。

#### (教育に携わる者の責務)

- 第7条 教育に携わる者は、男女共同参画社会についての理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に配慮した教育を行うよう努めなければならない。
- 2 教育に携わる者は、町が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### (性別による権利侵害の禁止)

- 第8条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。
  - (1) 性別による差別的取扱い
  - (2) セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により当該言動を受けた者の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。)
  - (3) 男女間における暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動

#### 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

##### (男女共同参画基本計画)

- 第9条 町長は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。
- 2 町長は、基本計画を策定しようとするときは、第19条に規定する三股町男女共同参画審議会に諮問しなければならない。

#### [第19条]

3 町長は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 町は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、この条例に規定する基本理念に配慮しなければならない。

(政策の立案及び決定の過程への共同参画)

第11条 町は、政策の立案及び決定の過程においてすべての人の参画を促進するため、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

(町民等の理解を深めるための措置)

第12条 町は、基本理念に関する町民等の理解を深めるため、広報、啓発及び教育を行うものとする。

(町民等への支援)

第13条 町は、町民等が行う男女共同参画社会の形成に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(相談及び苦情の処理)

第14条 町長は、第8条各号に掲げる行為その他の男女共同参画社会の形成を阻害する行為に係る事案について、町民等からの相談があった場合は、必要に応じて国、県その他の関係機関及び関係団体と連携を図り、当該相談を適切に処理するものとする。

[第8条各号]

2 町長は、町が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について、町民等から苦情の申出があった場合は、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 町長は、前項の苦情の申出を処理するに当たって、必要と認めるときは、三股町男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

(調査研究)

第15条 町は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な実施のために、情報の収集及び分析その他の調査研究を行うものとする。

(事業者への協力依頼等)

第16条 町長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画社会の形成の促進に関する広報及び調査について、協力を求めることができる。

(推進体制の整備等)

第17条 町は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、体制の整備を図るとともに、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(年次報告)

第18条 町長は、毎年度、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(設置等)

第19条 町長の諮問に応じ、基本計画その他男女共同参画社会の形成の促進に関する事項を調査審議するため、三股町男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、第14条第3項の意見を求められたときは、速やかに調査審議し、町長に意見を述べるものとする。

[第14条第3項]

3 審議会は、男女共同参画社会の形成に関し必要と認められる事項について調査審議し、町長に意見を述べるすることができる。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成26年7月1日から施行する。

### 3 三股町男女共同参画審議会設置要綱

#### ○三股町男女共同参画推進本部設置要綱

(平成 25 年 10 月 1 日訓令第 7 号)

#### (設置)

第 1 条 男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画に関する諸施策を総合的かつ効果的に推進するため、庁内に三股町男女共同参画推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

#### (所掌事務)

第 2 条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画の総合的な計画の策定に関する事項
- (2) 男女共同参画の推進に関する企画及び調整に関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、目的達成のために必要な事項

#### (組織)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、副町長をもって充てる。
- 3 副本部長は、教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、各課(局・室)長をもって充てる。

#### (職務)

第 4 条 本部長は、推進本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第 5 条 推進本部の会議は、本部長が招集する。

- 2 前項の会議の議長は、本部長をもって充てる。
- 3 推進本部の会議には、議長が必要と認めるときは、推進本部以外の者の出席を求めることができる。

#### (作業部会)

第 6 条 推進本部に作業部会を置く。

- 2 作業部会は、本部長の指示を受け、第 2 条各号の事項について調査検討を行い、本部に提案する。

#### [第 2 条各号]

- 3 作業部会は、各課(局・室)の職員及び本部長が必要と認める者をもって組織する。
- 4 作業部会に、部会長及び副部会長を置く。
- 5 部会長は総務課長を、副部会長は総務課長補佐をもって充てる。
- 6 部会長は、作業部会を総括し、必要に応じ作業部会を招集し、その議長となる。
- 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 8 作業部会の会議には、部会長が必要と認めるときは、作業部会以外の者の出席を求めることができる。

#### (事務局)

第 7 条 推進本部及び作業部会に関する庶務は、総務課において処理する。

#### (委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この訓令は、公表の日から施行する。
- 2 三股町女性行政推進委員会設置要綱(平成 12 年三股町訓令第 4 号)は、廃止する。

#### 4 三股町男女共同参画審議会委員名簿

○三股町男女共同参画審議会委員名簿

NO		氏名	備考
1	会長	西山 繁敏	三股町自治公民館連絡協議会 会長
2	副会長	森 秋生	三股町女性団体連絡協議会 会長
3	委員	竹ノ内 鈴子	三股町人権擁護委員
4	委員	大隣 雅春	三股町人権擁護委員
5	委員	兒玉 たえ子	三股町教育委員会 教育委員
6	委員	西田 保子	三股町農地利用最適化推進委員
7	委員	緒方 美穂	三股町商工会 女性部 部長
8	委員	下村 勉	三股町民生委員・児童委員 会長
9	委員	上西 祐子	三股町議会議員
10	委員	宮内 浩二郎	三股町前教育長
11	委員	若宮 邦彦	南九州大学 子ども教育学科長

※敬称略

○ 事務局名簿

総務課長	白尾 知之
総務課長補佐	鈴木 貴
総務課 行政係長	川越 芳枝
総務課 行政係	上原 さとみ







---

## 第2次三股町男女共同参画プラン(改訂版)

---

発行日 令和4年3月

企画編集 三股町役場 総務課 行政係  
〒889-1995

宮崎県北諸県郡三股町五本松1番地1

TEL 0986-52-1112 (直通) FAX 0986-52-4944

---

